

日本の財政関係資料

平成23年9月
財務省

目 次

1. 平成23年度一般会計予算	1
2. 平成23年度予算のポイント	3
I. 当初予算	3
II. 補正予算	8
III. 東日本大震災からの復興の基本方針	11
3. 我が国財政を家計にたとえたら	13
4. 一般会計における歳出・歳入の状況	14
5. 公債残高の累増	15
6. 公債残高の増加要因	16
7. 国及び地方の長期債務残高	17
8. 財政事情の国際比較	18
9. 財政赤字の問題点	22
10. 財政健全化目標に用いられる指標	25
11. 財政健全化への道筋	27
12. 財政健全化に向けた国際的な動向	29
13. 主要国における財政健全化目標の比較	30
14. 少子高齢化の進行	33
15. 社会保障給付費と社会保険料収入の推移	35
16. 社会保障給付と財源の現状	36
17. OECD諸国の政府支出及び収入の関係	37
18. 社会保障と税の一体改革	40
19. 特別会計について	45
20. 一般会計・特別会計の主要経費別純計	47
21. 徹底した予算の効率化	48
(参考) 財政の歩み	49

各論 1. 社会保障	51
各論 2. 文教・科学技術	57
各論 3. 国と地方	59
各論 4. 公共事業	62
各論 5. 防衛	64
各論 6. ODA	65
各論 7. 農林水産	66
各論 8. 中小企業対策	67
各論 9. 環境・エネルギー対策	68
各論 10. 公務員人件費	69

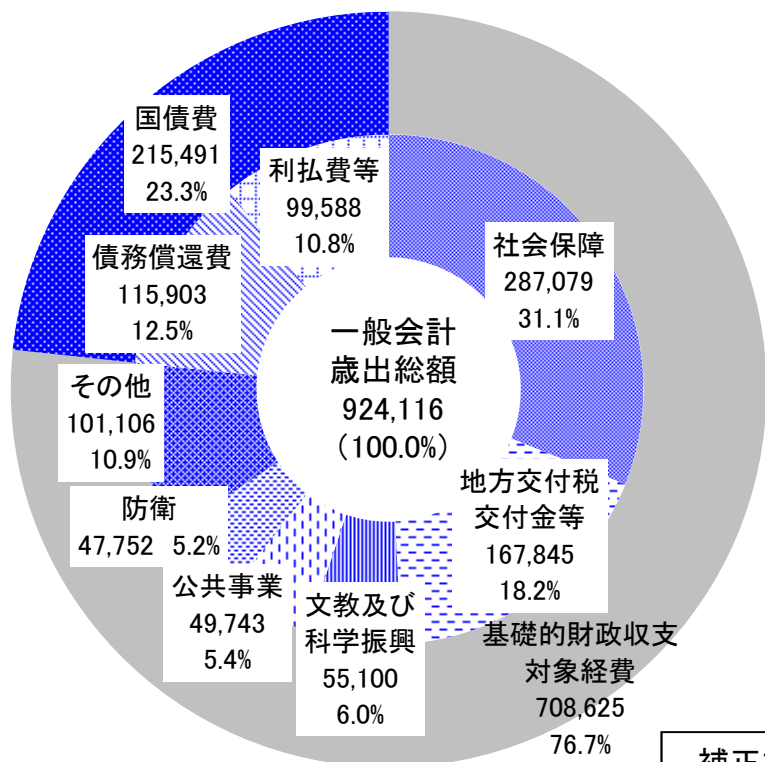
1. 平成23年度一般会計予算

(1) 歳出内訳

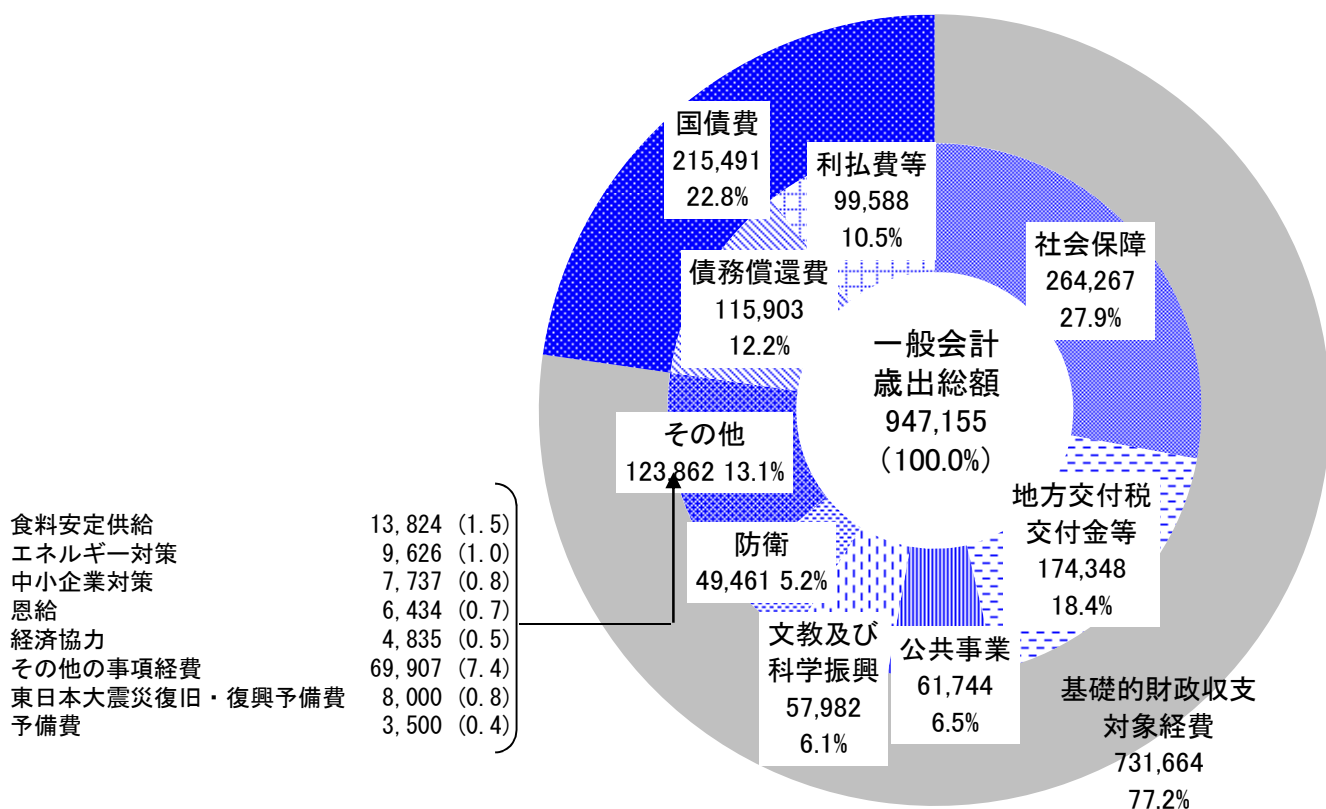
平成23年度一般会計当初予算は約92.4兆円でしたが、補正予算において東日本大震災からの早期復旧に必要な経費約4兆円の財源を歳出の見直しや前年度剰余金等により確保したため、補正後予算は約94.7兆円とわずかな拡大にとどまりました。このうち歳出について見ると、国債の元利払いに充てられる費用(国債費)と地方交付税交付金等と社会保障関係費で、歳出全体の約7割を占めています。

当初予算(平成23年3月成立)

(単位:億円)



補正後予算(平成23年7月成立)

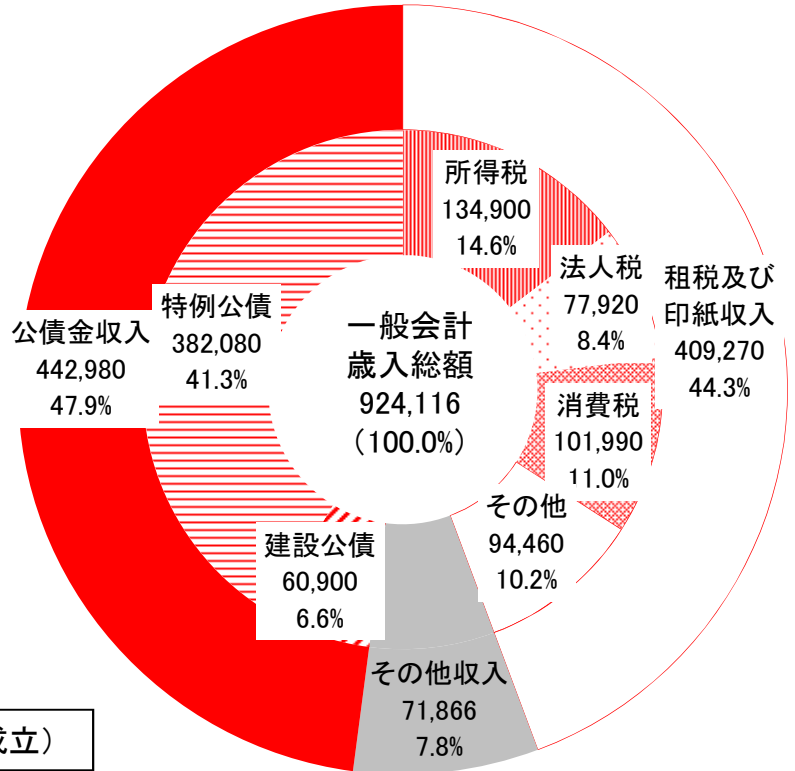


(2) 歳入内訳

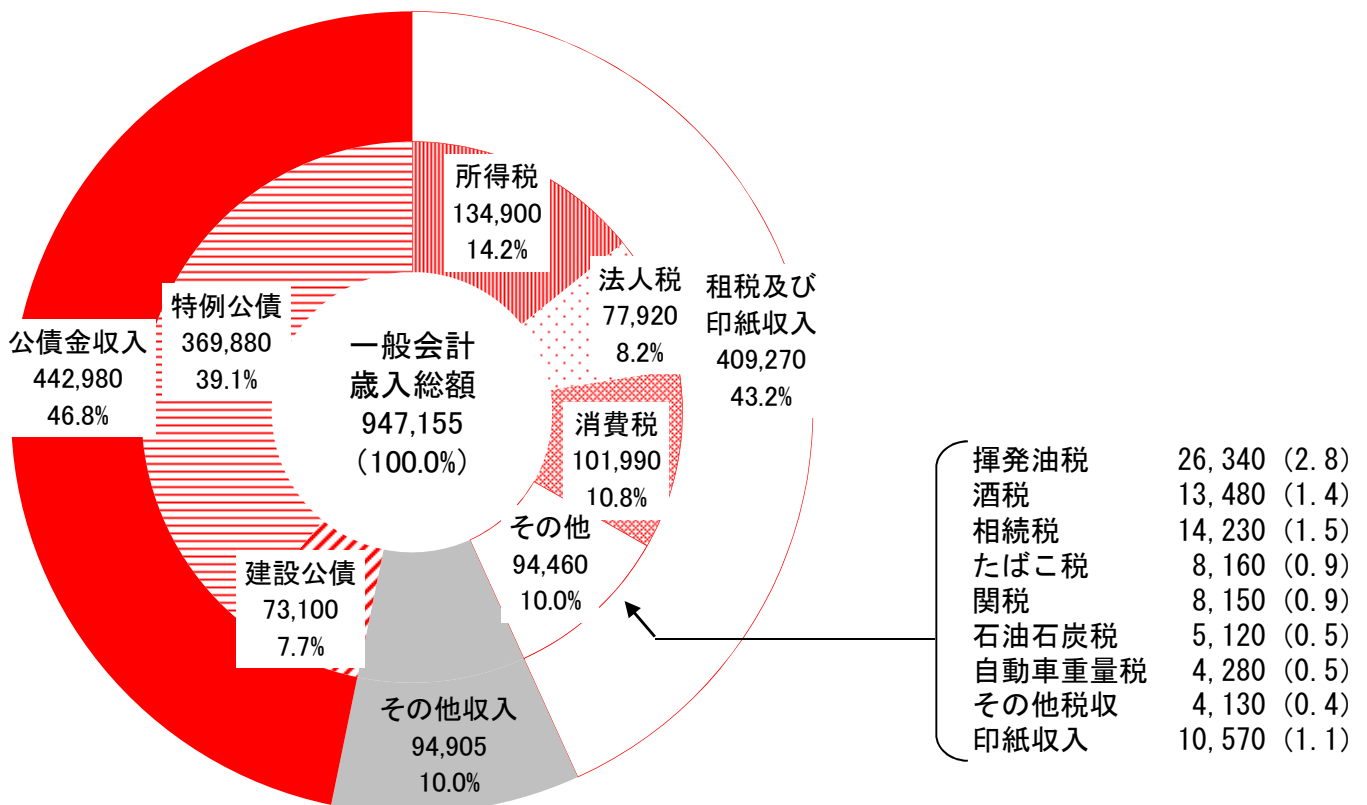
平成23年度一般会計当初予算における歳入のうち税収は約41兆円であり、補正後予算においても同額の税収を見込んでいます。また、補正予算の財源は、歳出の見直し等により確保したため、借金(公債金収入)は増加していませんが、一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは4割程度に過ぎず、5割弱は将来世代の負担となる借金(公債金収入)に依存しています。

(単位:億円)

当初予算(平成23年3月成立)



補正後予算(平成23年7月成立)



2. 平成23年度予算のポイント

1. 当初予算(平成23年3月29日成立)

(1) 平成23年度一般会計予算フレーム

平成23年度一般会計予算は、税収が40.9兆円と昭和61年頃の水準までにしか回復しない一方、公債金収入は44.3兆円と昨年度を辛うじて下回るものの過去最大規模の水準が続いています。当初予算で税収が公債金を下回るのは昨年が続いて戦後2回目です。

(単位: 億円)

	22年度 予算	23年度 予算	22'→23'	備 考
(歳入)				
税 収	373,960	409,270	35,310	
そ の 他 収 入	106,002	71,866	△34,136	○その他収入のうち、特例法によるものは、基礎年金国庫負担割合の引上げ分に充当 (参考) 特例法によるものは、(独)鉄道機構納付金12,000億円、財政投融資特別会計受入金(財政融資資金勘定)10,588億円、外国為替資金特別会計受入金2,309億円(平成23年度に剰余金として見込まれる分)
うち特例法によるもの	51,146	24,897	△26,249	
公 債 金	443,030	442,980	△50	○公債依存度 47.9%(22年度 48.0%) ○中期財政フレーム「平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。」
うち4条公債(建設公債)	63,530	60,900	△2,630	
うち特例公債(赤字公債)	379,500	382,080	2,580	
計	922,992	924,116	1,124	
(歳出)				
国 債 費	206,491	215,491	9,000	○中期財政フレーム「少なくとも前年度当初予算の『基礎的財政収支対象経費』の規模を実質的に上回らない」
基礎的財政収支対象経費	709,319	708,625	△694	
うち社会保障関係費	272,686	287,079	14,393	○基礎年金国庫負担割合の引上げ分(24,897億円)を含む。 ○子ども手当増額分(初年度1,887億円、公務員分197億円を除く)を含む。 (参考)地方交付税総額(特会出口ベース)173,734億円(対22年度+4,798億円)
うち地方交付税交付金等	174,777	167,845	△6,932	
うち経済危機対応・地域活性化予備費	10,000	8,100	△1,900	
その他	251,857	245,601	△6,255	
決算調整資金繰戻	7,182	-	△7,182	
計	922,992	924,116	1,124	

(注1) 特例法によるものは、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」及び「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(仮称)に基づく収入のうち特例公債金以外の収入をいう。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(2) 主要経費の分類による予算の変化

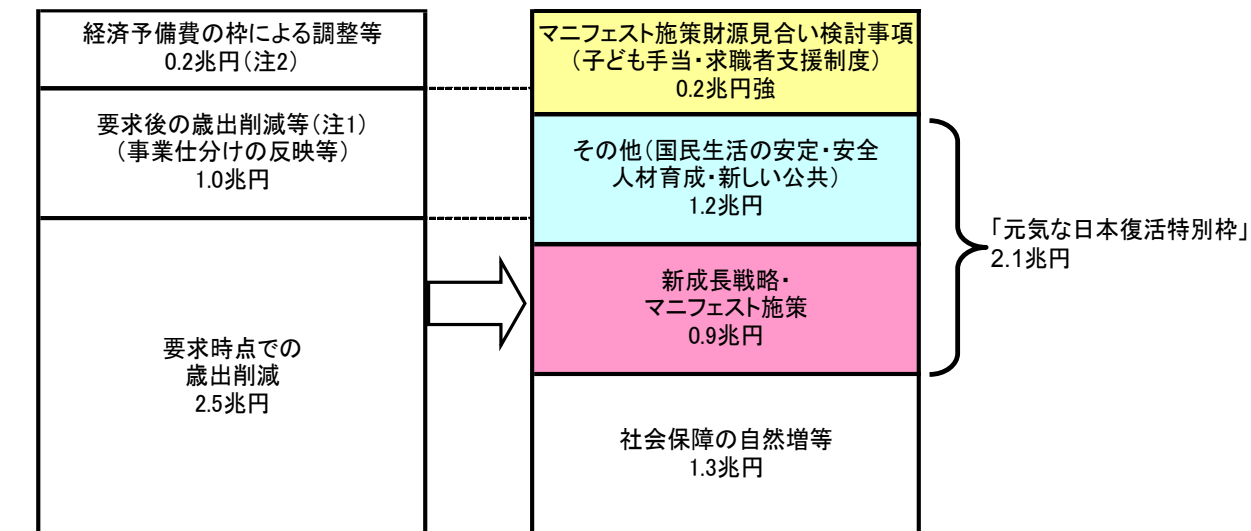
高齢化等に伴い、社会保障関係費は5.3%増となりましたが、これに充てる財源を公共事業関係費等の経費を抑制することで賄っています。

(単位: 億円)

主 要 経 費	22年度	23年度	増減額 (対前年度)	伸率 (対前年度)
社 会 保 障 関 係 費	272,686	287,079	14,393	5.3%
文 教 及 び 科 学 振 興 費	55,872	55,100	▲772	▲1.4%
うち科学技術振興費	13,334	13,352	18	0.1%
恩 給 関 係 費	7,144	6,434	▲710	▲9.9%
地 方 交 付 税 交 付 金 等	174,777	167,845	▲6,932	▲4.0%
防 衛 関 係 費	47,903	47,752	▲151	▲0.3%
公 共 事 業 関 係 費	57,731	49,743	▲7,987	▲13.8%
			一括交付金化の影響除きで▲5.1%程度	
経 済 協 力 費	5,822	5,298	▲524	▲9.0%
[参 考] O D A 国 費	6,187	5,727	▲460	▲7.4%
(O D A 事 業 量 (グ ロ ス))	(19,037)	(19,300程度)	(+260程度)	(1%程度)
中 小 企 業 対 策 費	1,911	1,969	58	3.0%
エ ネ ル ギ 一 対 策 費	8,420	8,559	139	1.7%
食 料 安 定 供 給 関 係 費	11,612	11,587	▲25	▲0.2%
そ の 他 の 事 項 経 費	51,943	55,660	3,717	7.2%
うち地域自主戦略交付金(仮称)	-	5,120	5,120	皆増
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	10,000	8,100	▲1,900	▲19.0%
予 備 費	3,500	3,500	-	-
合 計	709,319	708,625	▲694	▲0.1%

(3) 予算の組替え(「元気な日本復活特別枠」の活用)

歳出の大枠(一般会計歳出から国債費等を除いた経費の上限)約71兆円を実質的に上回らないものとするの方針の下、「元気な日本復活特別枠」を活用した府省を超えた予算の組替え等により財源を確保し、社会保障の自然増への対応のほか、新成長戦略施策等に重点的に配分しました。



(注1) 事業仕分けの反映等による歳出削減は0.3兆円。地方交付税交付金等は交付税特会出口ベースの交付税総額の増額(+0.5兆円)を確保しつつ0.7兆円の減。

(注2) 税制改正(成年扶養控除、給与所得控除の見直し)による増収が平年度化するまでのつなぎとして経済予備費の枠(9600億円⇒8100億円)で調整等。

(4) マニフェスト工程表の主要事項

マニフェスト主要事項については、恒久財源を確保して実施するとの考え方の下、歳出削減により所要の財源を確保したうえで、子ども手当等の施策を実施することとしています。

	事業費(対前年度)	一般会計国費(対前年度)
子ども手当	2.9(+0.7)	2.2(+0.5)
うち、3歳未満上積み分	0.2	0.2
農業戸別所得補償制度	0.9(+0.4)	0.6
求職者支援制度	0.1(+0.1)	0.0(173億円)
高校の実質無償化	0.4	0.4
暫定税率(税収減)	0.2	0.2
高速道路の原則無料化	0.1	0.1
年金記録問題	0.1	0.1
合計	4.7(+1.1)	3.6(+0.6)

(注1) 財源を確保しつつ実施。22年度実施分の財源3.1兆円は事業仕分けの反映等による歳出削減等により確保。

23年度拡充分(0.6兆円)は歳出削減(0.4兆円)及び税制改正(0.2兆円)により確保。

(注2) 子ども手当の事業費の内訳は、事業主負担0.2兆円、地方負担0.6兆円を含む。

(注3) 農業戸別所得補償制度の所要額は中山間地域等直接支払交付金等の所要額0.1兆円を含む。これら所要額の内訳は、食料安定供給特会など0.3兆円を含む。

(注4) 暫定税率については、22年度と同額を記載。

(注5) 求職者支援制度の事業費(初年度628億円)は、労働保険特別会計455億円(労使折半の雇用保険料)を含む。(23年10月施行の予定)

(注6) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(5) 財政運営戦略に基づく予算編成

平成23年度当初予算は財政運営戦略における中期財政フレームに基づく初めての予算編成でしたが、中期財政フレームで定める財政規律(歳出の大枠約71兆円以下、新規国債発行額約44兆円以下)を堅持しました。

(単位:億円)

	22年度	23年度
基礎的財政収支 対象経費	709,319	708,625

(単位:億円)

	22年度	23年度
新規国債発行額	443,030	442,980

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。 それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。
②歳入面での取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
③歳出面での取組 (平成23～25年度)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。 地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。 歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

(6) 事業仕分け結果の適切な反映

事業仕分けの結果の反映等により、歳出の見直しを行うとともに独立行政法人等からの歳入確保を実現するなど、その結果を平成23年度予算へ反映しました。

○歳出

事業仕分け第3弾の結果の反映等による歳出の見直し

歳出削減額(一般会計) 約 0.3兆円

【主な事例】

23要求→23当初(単位:億円)

- ・道路整備事業 4,972→4,474(維持管理等を除いた額の▲10%減により▲497)
※ 10～20%圧縮とされた
- ・治水事業 2,260→2,034(維持管理等を除いた額の▲10%減により▲226)
※ 10～20%圧縮、スーパー堤防事業は廃止とされた
- ・日本年金機構運営費交付金 2,307→2,125(年金記録問題対策をはじめ事業全体の効率化により▲182)
※ 予算要求の圧縮とされた
- ・住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 429→349(補助単価の見直しにより▲80)
※ 20%を目途として圧縮とされた

○歳入

事業仕分けの結果等を踏まえた独立行政法人等からの国庫納付等

歳入確保額(一般会計) 約 1.4兆円

(7) 税外収入について

平成23年度予算における税外収入は、基礎年金国庫負担2分の1の臨時財源を含め、ギリギリの努力を行い最大限確保した結果、21年度、22年度当初予算に次ぐ7.2兆円を見込んでいます。

- ① 基礎年金国庫負担2分の1維持のため特例法に基づく臨時財源2.5兆円(23年度限り)
 ・鉄運機構国庫納付1.2兆円、財投特会剰余金等1.1兆円、外為特会剰余金(進行年度)0.2兆円
- ② その他の税外収入4.7兆円 合計7.2兆円

特別会計の積立金(ストック)・剰余金(フロー)

- 財投特会(財政融資資金勘定) 1.1兆円
 - ◆ 特例的に積立金(ストック)の残高全額及び剰余金分(フロー)全額1.1兆円を一般会計へ繰入れ(上記①)
- 外為特会 2.9兆円
 - ◆ 22年度の剰余金(フロー)の全額2.7兆円
 - ◆ 特例的に進行年度分(23年度分)の剰余金(フロー)を0.2兆円繰入れ(上記①)
- 財投特会(投資勘定) 0.2兆円

独立行政法人等の国庫納付等

- 鉄運機構 1.2兆円(上記①)
- その他 0.2兆円
 - ◆ 中小企業基盤整備機構 500億円
 - ◆ 住宅金融支援機構 413億円
 - ◆ (財)塩事業センター 404億円
 - ◆ 農林漁業信用基金 278億円

(参考) 透明性を高めながら予算の組替えを行うためのプロセスを導入

- 「財政運営戦略」(6月22日 閣議決定)
 - ✓ 新規国債発行額は22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないよう全力をあげる
 - ✓ 基礎的財政収支対象経費は、前年度当初予算の規模(約71兆円)を実質的に上回らない
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準」(7月27日 閣議決定)
 - ✓ 要求の絞り込み、特別枠配分による府省庁を超えた予算の組替え
 - ✓ 政策コンテスト等の予算編成プロセスの透明化

- 評価会議による「元気な日本復活特別枠」要望の優先順位付け(9月～12月)
 - ✓ 特別枠要望(189事業)についてパブリックコメント(9月28日～10月19日)
 - ✓ 評価会議による公開ヒアリング(11月)、評価結果(A～D)の公表(12月1日)
- 行政刷新会議における事業仕分け(10月～11月)
 - ✓ 公開の場で特別会計仕分け(事業及び制度の見直し)(10月27日～30日)、再仕分け(11月15日～18日)を実施

- 「予算編成の基本方針」(12月16日 閣議決定)
 - ✓ 特別枠の予算配分は評価会議の評価を基本に総理が思い切ったメリハリ付けを行い決定
 - ✓ 担当大臣は、事業仕分けの見直しが確実に進められていることを担保

II.補正予算

(1)23年度1次補正予算の財政需要と財源

平成23年度1次補正予算では、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上しました。財源については、国債市場の信認確保の観点から追加の国債を発行せず、歳出の見直し等により確保しました。

(単位: 億円)

財政需要		財源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みを見直し	2,083
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害対応公共事業関係費	12,019	高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し	2,500
施設費災害復旧費等	4,160	年金臨時財源の活用	24,897
災害関連融資関係経費	6,407	周辺地域整備資金(エネ特)の活用	500
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200	ODA関連予算の一部縮減	501
その他東日本大震災関係経費	8,018	国会議員歳費の削減	22
		公共事業直轄負担金	551
		経済予備費による調整	8,100
合計	40,153	合計	40,153

(2)平成23年度1次補正予算の概要(平成23年5月2日成立)

1. 災害救助等関係経費	4,829億円
(1) 応急仮設住宅の供与等(予備費とあわせ、10万戸超の仮設住宅の建設・賃貸等)	3,626億円
(2) 遺族への弔慰金・被災者への障害見舞金の支給	485億円
(3) 災害援護資金の貸付	350億円
(4) 生活福祉資金の貸付	257億円
(5) 被災者緊急支援(高齢者・乳幼児ケア、被災地における診療確保等)	112億円
2. 災害廃棄物処理事業費	3,519億円
津波等により発生した災害廃棄物(ガレキ等)を処理するための経費	
3. 災害対応公共事業関係費	1兆2,019億円
(1) 災害復旧等公共事業	1兆 438億円
(2) 一般公共事業	1,581億円
4. 施設費災害復旧費等	4,160億円
(1) 学校施設等	2,171億円
(2) 介護、医療、障害者施設などの社会福祉施設等	845億円
(3) 農業・林業用施設等	355億円
(4) 警察・消防防災施設等	264億円
(5) 中小企業組合等共同施設等	190億円
5. 災害関連融資関係経費	6,407億円
(1) 中小企業等の事業再建及び経営安定のための融資等 (うち、地方団体等を通じてゼロ金利融資を可能とするための措置100億円)	5,100億円
(2) 災害復興住宅融資等	560億円
(3) 農林漁業者の事業再建及び経営安定のための融資等	400億円
(4) 私立学校の施設整備等のための低利融資	226億円
6. 地方交付税交付金	1,200億円
地方が自由に使える資金として、災害対応の特別交付税を増額	
7. その他東日本大震災関係経費	8,018億円
(1) 自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費等	2,593億円
(2) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置	1,142億円
(3) 漁船保険・漁業共済の支払支援	939億円
(4) 漁場・養殖施設等復旧対策	681億円
(5) 被災者生活再建支援金	520億円
(6) 雇用関係	514億円
(7) 被災児童生徒等就学支援	219億円
(8) 企業等の電力需給対策	178億円
(9) 燃料安定供給対策	136億円
合 計	4兆 153億円

(3)平成23年度2次補正予算フレーム

平成23年度2次補正予算では、東日本大震災の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費を計上しました。財源については、追加の国債を発行せず、平成22年度決算剰余金により確保しました。

(単位: 億円)

歳 出		歳 入	
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	前年度剰余金受入	19,988
(1)原子力損害賠償法関係経費	2,474	(1)財政法第6条剰余金	14,533
(2)原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費	280	(2)地方交付税交付金財源	5,455
2. 被災者支援関係経費	3,774		
(1)二重債務問題対策関係経費	774		
(2)被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5		
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
合 計	19,988	合 計	19,988

(注1)このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。

(注2)計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(4)平成23年度2次補正予算の概要(平成23年7月25日成立)

1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754 億円
(1) 原子力損害賠償法等関係経費	2,474億円
○ 政府補償契約に基づく補償金支払い	1,200億円
○ 原子力損害賠償和解仲介業務経費等	13億円
○ 福島県 原子力被災者・子ども健康基金	962億円
○ 除染ガイドライン作成等事業	2億円
○ 放射能モニタリングの強化	235億円(注1)
○ 福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業	50億円
○ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会経費	2億円
○ 「日本ブランド」復活のための対外発信力強化	53億円
(2) 原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費	280億円
○ 原子力損害賠償支援機構(仮称)への出資金	70億円
○ 交付国債償還財源に係る利子負担	200億円
※このほか、原子力損害賠償支援機構法(仮称)に基づき、原子力損害賠償支援機構(仮称)に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定(予算総則)。	
○ 東京電力に関する経営・財務調査委員会に必要な経費	10億円
2. 被災者支援関係経費	3,774億円
(1) 二重債務問題対策	774億円
○ 中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口の体制強化	30億円
○ 中小企業基盤整備機構等が出資する新たな仕組み	1億円
○ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減	184億円
○ 震災により一旦廃業した中小企業者等を対象とする融資の拡充	10億円
○ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(1次補正において155億円措置)	100億円
○ 被災地域産業地区再整備事業(1次補正において10億円措置)	215億円
○ 水産業共同利用施設の機器等(製氷機等)の整備の拡充(1次補正において18億円措置)	193億円
○ 木質系震災廃棄物等の活用可能性調査	1億円
○ 再生可能性のある医療・福祉施設に対する貸付債権の条件変更を推進するための(独)福祉医療機構の財務基盤強化	40億円
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000億円
今般の東日本大震災に限った特例措置として、既に支給した支援金を含め補助率(現行50%)を80%へ引上げ(20万世帯に対する支援金支給に必要な規模)。	
3. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000億円
東日本大震災に係る復旧及び復興に係る経費であって、予見し難い予算の不足に緊急に充てるためのもの。	
4. 地方交付税交付金	5,455億円
東日本大震災に係る被災自治体等の特別な財政需要に対応。その中で東日本大震災復旧・復興予備費使用に係る地方負担、被災者生活再建支援制度の地方負担に係る積増し分等にも適切に対応。	
合 計	1兆9,988億円

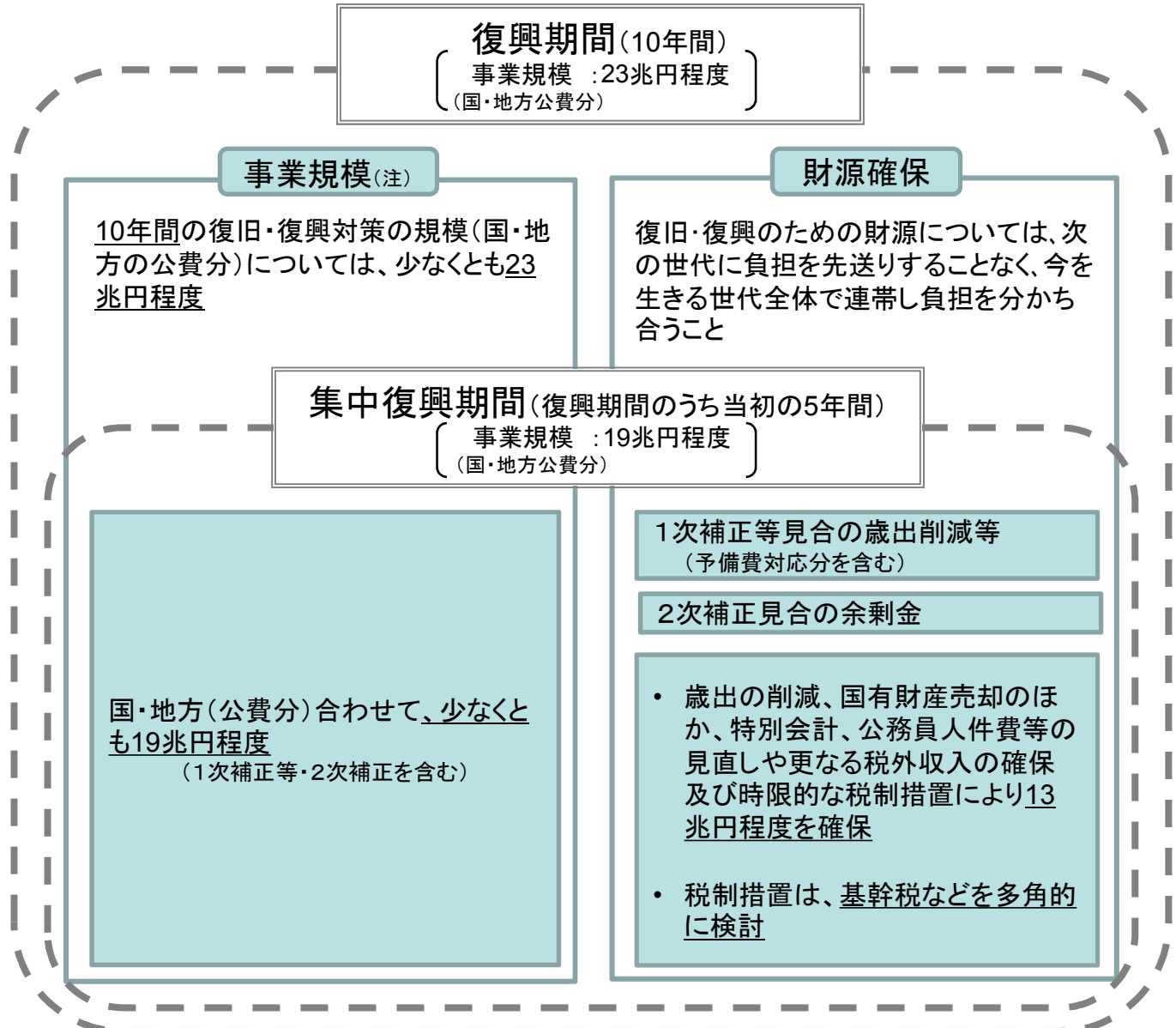
(注1) 原子力被災者・子ども健康基金との重複分を除くと192億円

(注2) 上記合計額には、1～4の他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む。

(注3) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

Ⅲ.東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日復興対策本部決定)

平成23年7月29日、政府の復興対策本部で復興基本方針を決定し、10年間の復興期間のうち当初の5年間の集中復興期間に少なくとも19兆円の財政措置を講じることとしました。この方針をベースに、平成23年度第3次補正予算案の編成など復興への取り組みを本格化させることとしています。(※事業規模については決定時点での見込みであり、今後の議論等を踏まえ変更となる可能性があります。)



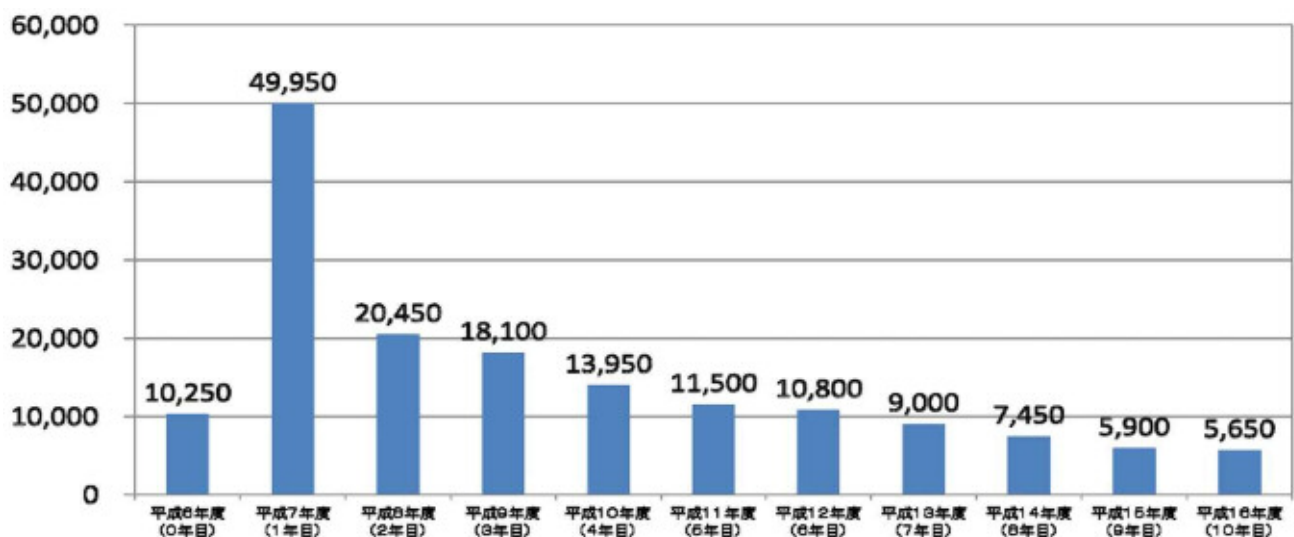
(注)規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

<p>復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討。 ・時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理する。
<p>地方の復興財源の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

○ 一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。

(参考1) 阪神・淡路大震災の年次別事業費 (国費+地方費+民間負担ベース・10年間)

(単位: 億円)

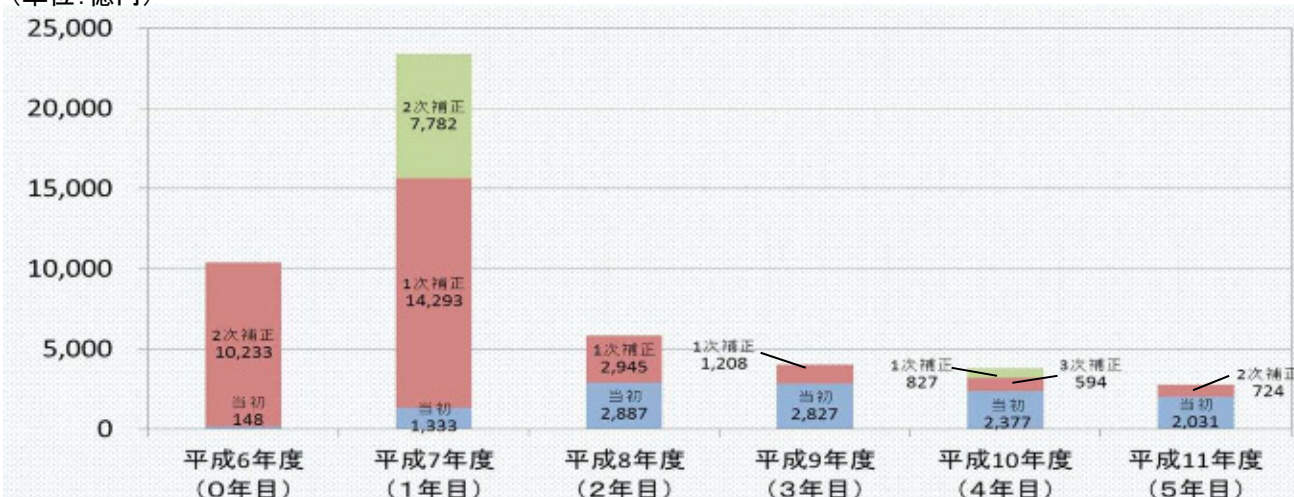


総額に対する割合	6%	31%	13%	11%	9%	7%	7%	6%	5%	4%	3%
累積	6%	37%	49%	61%	69%	76%	83%	88%	93%	97%	100%

(出典) 平成23年度 第7回 税制調査会(8月4日)東日本大震災復興対策本部事務局提出資料

(参考2) 阪神・淡路大震災の年次別予算措置額 (国費ベース・5年間)

(単位: 億円)



総額に対する割合	21%	47%	12%	8%	8%	5%
累積	21%	67%	79%	87%	95%	100%

(注) 政府として阪神・淡路大震災関連として予算措置額を整理しているのは平成11年度までである。

(出典) 平成23年度 第7回 税制調査会(8月4日)東日本大震災復興対策本部事務局提出資料

(参考3) 阪神・淡路大震災との比較 (前期5年間の比較)

	被害額	復旧・復興のための費用(国費及び地方費)		
		うち応急・復旧	うち復興	
阪神・淡路大震災	9.9兆円 (兵庫県推計)	9.2兆円(推計)	4.7兆円(推計)	4.5兆円(推計)
東日本大震災	16.9兆円 (内閣府推計)	少なくとも19兆円程度	10兆円程度	少なくとも9兆円程度

(出典) 平成23年度 第7回 税制調査会(8月4日)東日本大震災復興対策本部事務局提出資料

3. 我が国財政を家計にたとえたら

我が国を、月収40万円の家計にたとえると、一か月当たり37万円の借金をして、毎月の家計を成り立たせていることになり、6千万円強のローンを抱えていることになります。

<1か月分の家計にたとえた場合> ← <平成23年度一般会計(2次補正後)>

1世帯月収 40万円

税込+税外収入 50.4兆円

必要経費総額 75万円

家計費 58万円

うち田舎への仕送り 14万円

ローン元利払 17万円

一般会計歳出 94.7兆円

基礎的財政収支対象経費
73.2兆円

うち地方交付税等17.4兆円

国債費 21.5兆円

不足分=借金 35万円

公債金収入=借金 44.3兆円

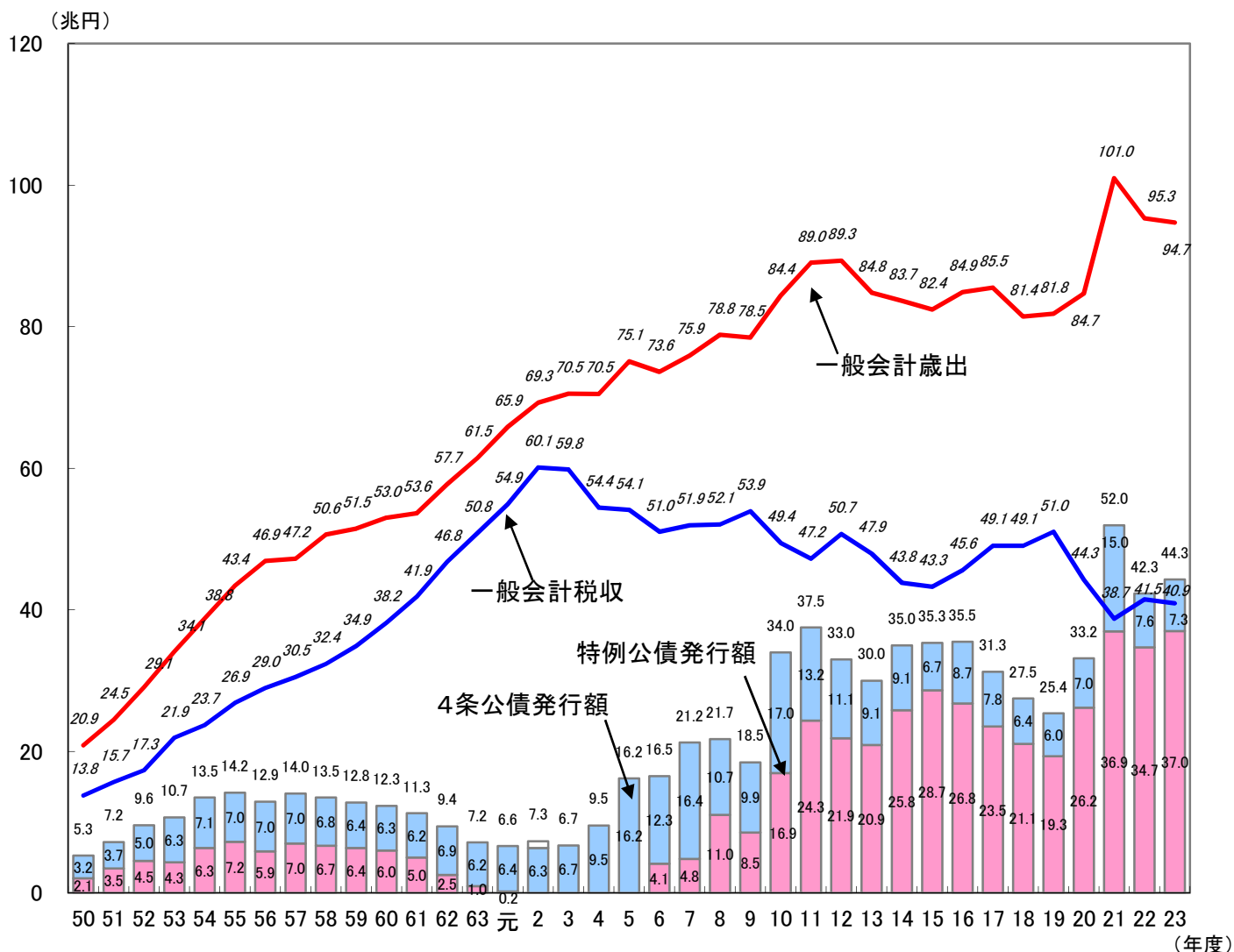
こうした借金が累積して、年度末には……

ローン残高 6,348万円

公債残高 667兆円

4. 一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が歳入を上回る状況（財政赤字）が続いています。近年、景気の回復や財政健全化努力により、歳出と歳入の差額は縮小傾向にありましたが、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により再び拡大しています。平成21年度以降は3年連続で公債金収入が税収を上回る状況が続いています。



○一般会計の歳出及び歳入

(兆円)

年度	50	55	60	元	5	10	15	20	23
歳出	20.9	43.4	53.0	65.9	75.1	84.4	82.4	84.7	94.7
基礎的財政収支対象経費	19.8	37.9	42.8	53.8	61.4	66.7	66.9	65.5	73.2
うち地方交付税交付金等	3.3	7.0	9.7	15.0	13.9	14.3	17.4	15.7	17.4
国債費	1.1	5.5	10.2	12.1	13.7	17.7	15.5	19.2	21.5
歳入(税収及びその他収入)	16.2	29.9	41.7	60.6	61.0	55.8	50.3	55.3	50.4
税収	13.8	26.9	38.2	54.9	54.1	49.4	43.3	44.3	40.9
その他収入	2.4	3.0	3.5	5.7	6.9	6.4	7.0	11.1	9.5

公債発行額	5.3	14.2	12.3	6.6	16.2	34.0	35.3	33.2	44.3
公債依存度(%)	25.3	32.6	23.2	10.1	21.5	40.3	42.9	39.2	46.8

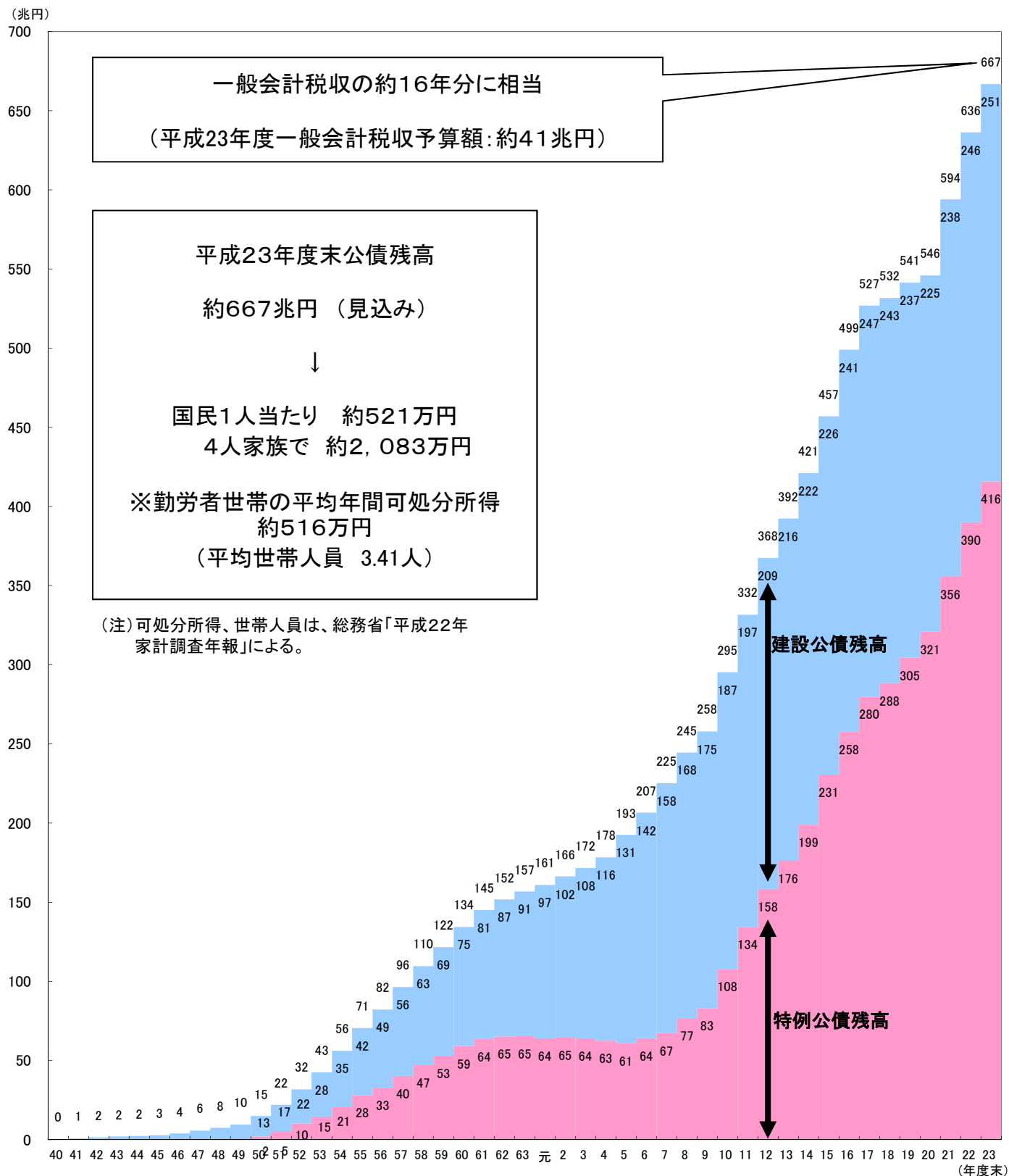
(注1)平成22年度までは決算、23年度は補正後予算による。

(注2)歳入の「その他収入」とは、官業益金及官業収入(病院収入など)、政府資産整理収入(国有財産売却収入や回収金収入など)及び雑収入(日本銀行等による納付金や特別会計からの受入金など)等である。

(注3)平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

5. 公債残高の累増

我が国の公債残高は、年々増加の一途をたどっています。平成23年度末の公債残高は667兆円に上ると見込まれていますが、これは税収約16年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すこととなります。



(注1)公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成22年度末は実績見込み、23年度は補正後予算に基づく見込み。

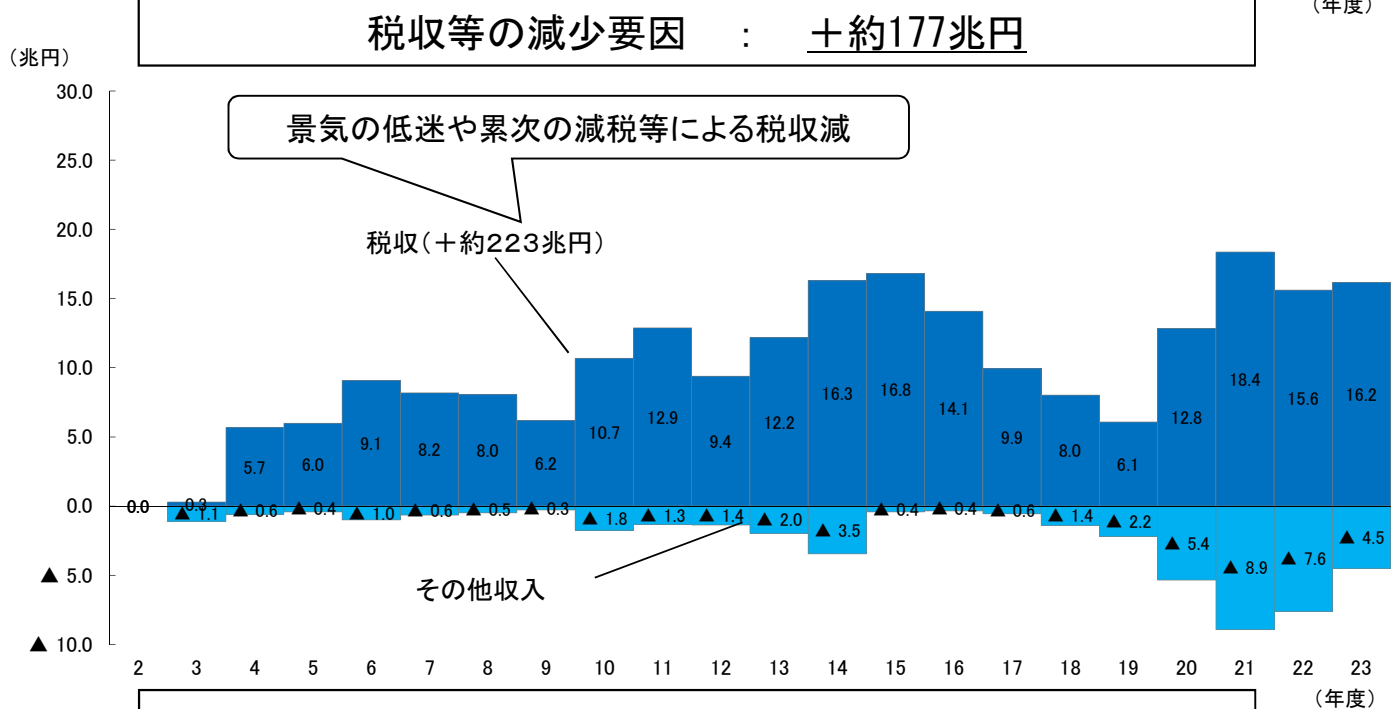
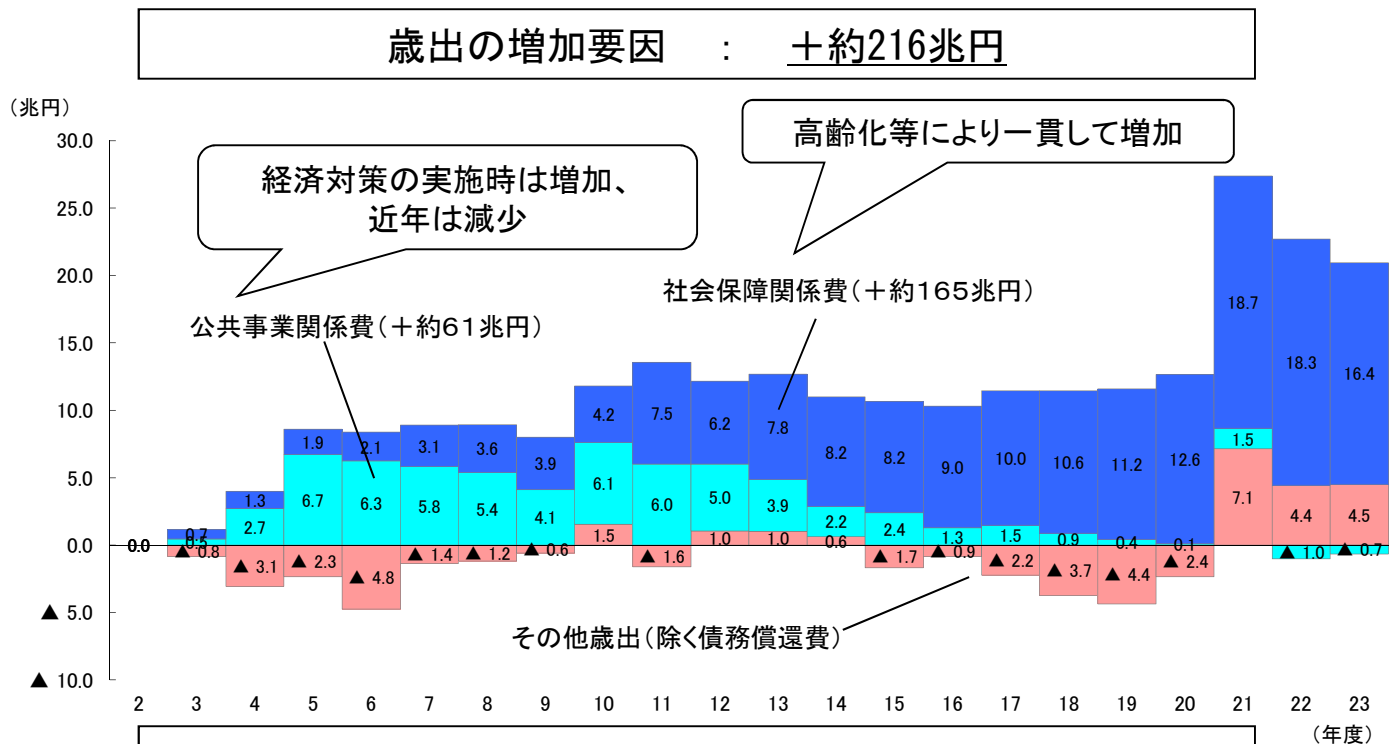
(注2)特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。

(注3)平成23年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は655兆円程度。

6. 公債残高の増加要因

特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の公債残高の累増について見てみると、歳出面では、90年代は公共事業関係費の増加が主要因でしたが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加が主要因となっています。また、歳入面では、景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっています。

平成2年度末から23年度末にかけての公債残高増加額：約500兆円



平成2年度の収支差分による影響：+約60兆円

その他の要因 (国鉄等債務承継など)：+約48兆円

(注) 平成22年度までは決算、23年度は補正後予算による。

7. 国及び地方の長期債務残高

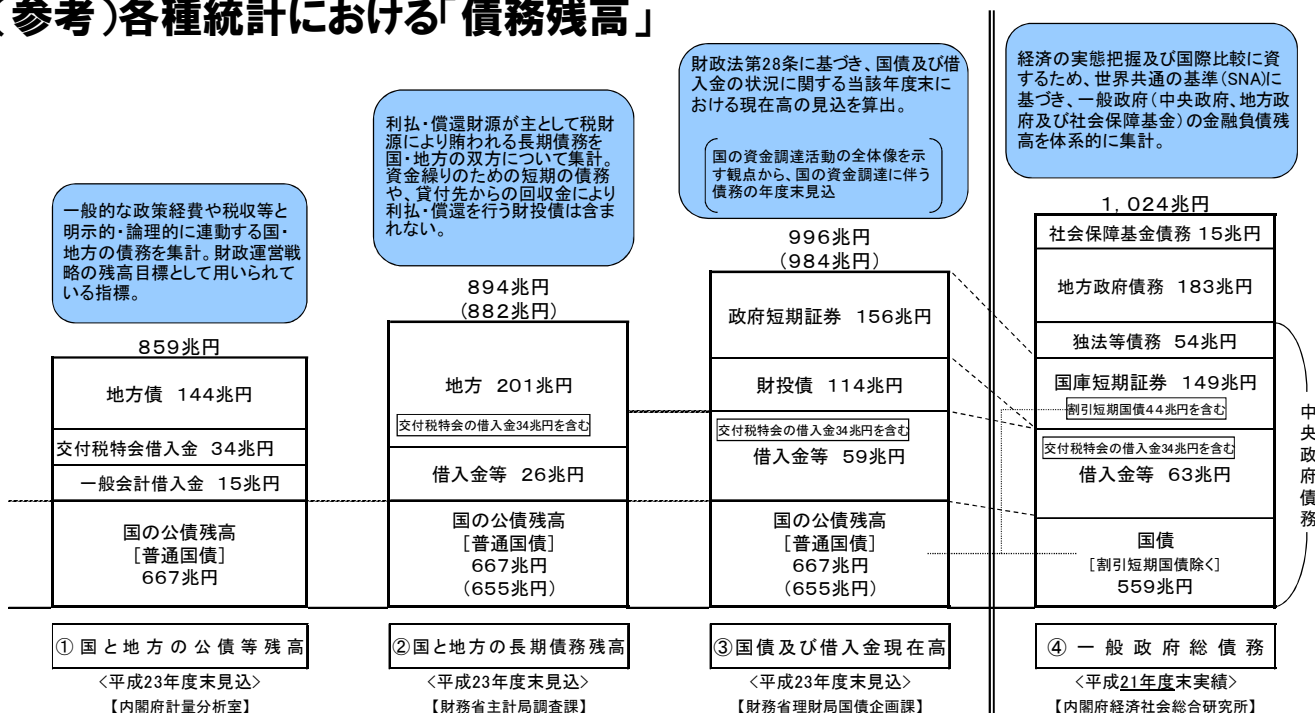
公債残高(5.)以外にも利払・償還財源が主として税財源によりまかなわれる長期債務があります。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、平成23年度末に894兆円(対GDP比189%)に達する見込みです。

(単位:兆円)

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績見込>	平成23年度末 (2011年度末) <補正後>
国	188程度	242程度	390程度	493程度	573程度 (568程度)	621程度 (613程度)	662程度 (645程度)	693程度 (681程度)
普通国債 残高	161程度	193程度	295程度	457程度	546程度 (541程度)	594程度 (586程度)	636程度 (619程度)	667程度 (655程度)
対GDP比	38.7%	39.9%	58.7%	92.6%	111% (110%)	125% (124%)	134% (130%)	141% (138%)
地方	66程度	91程度	163程度	198程度	197程度	198程度	201程度	201程度
対GDP比	16%	19%	32%	40%	40%	42%	42%	42%
国・地方 合計	254程度	333程度	553程度	692程度	770程度 (765程度)	819程度 (811程度)	862程度 (845程度)	894程度 (882程度)
対GDP比	61%	69%	110%	140%	157% (156%)	173% (171%)	181% (178%)	189% (186%)

- (注1) GDPは、平成22年度までは実績値、23年度は「経済財政の中長期試算」(内閣府、平成23年8月)による。
- (注2) 平成20、21年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成22年度末及び23年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
- (注3) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(34兆円程度)である。

(参考)各種統計における「債務残高」

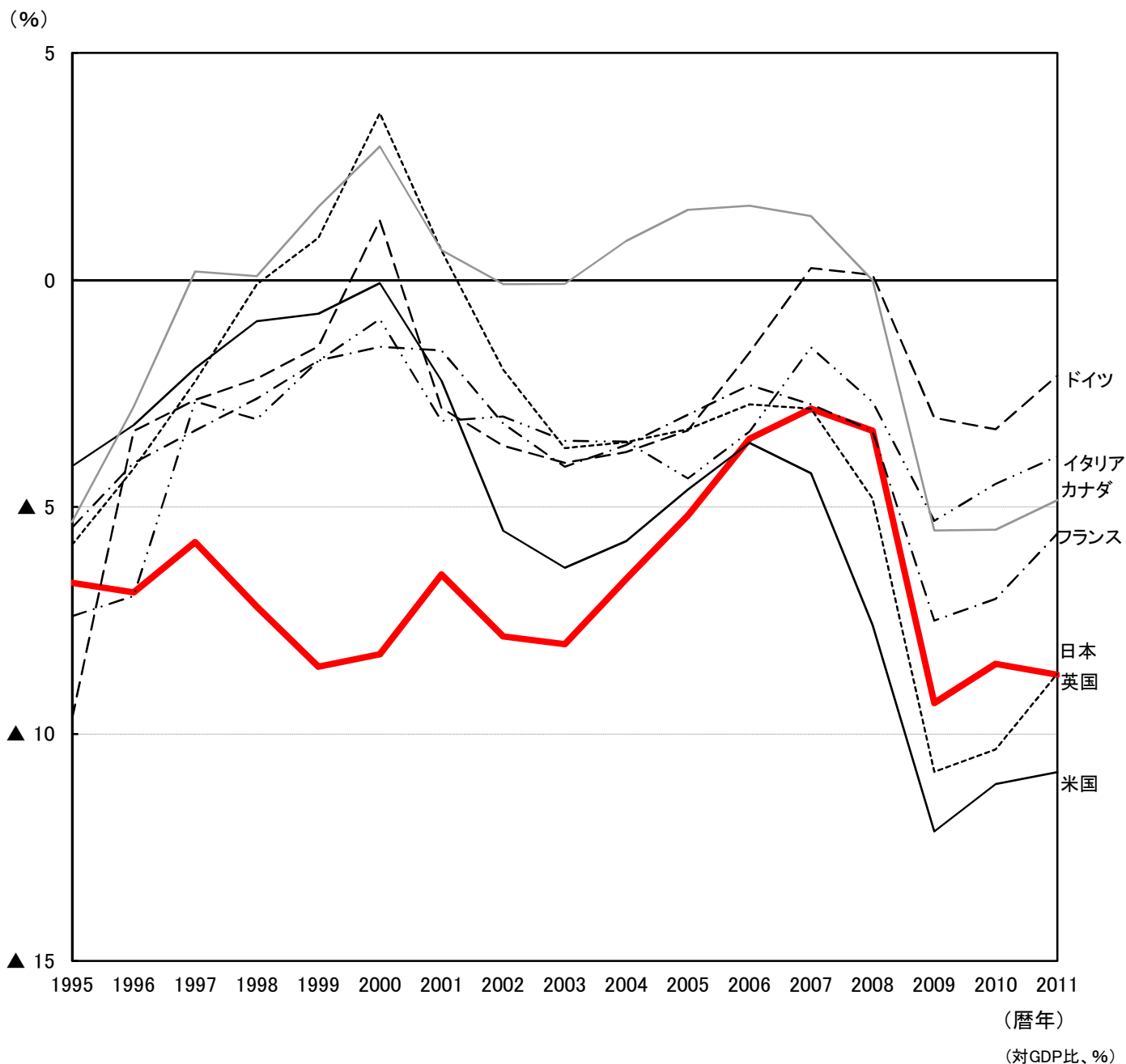


- (注1) 「交付税特会」とは、「交付税及び譲与税配付金特別会計」を指す。
- (注2) ①の一般会計借入金とは交付税特会借入金の一部を一般会計に承継したものの。
- (注3) ②の地方の長期債務残高には、地方債、交付税特会借入金、地方公営企業債(普通会計負担分)(24兆円)が含まれる。
- (注4) ②及び③の()内は、翌年度借換のための前倒債限度額(12兆円)を除いた額。
- (注5) ①、②、④の借入金等=借入金+出資国債等。なお、②の借入金等は、地方の負担で償還される交付税特会借入金残高(34兆円程度)を除いた値。

8. 財政事情の国際比較

(1) 財政収支の国際比較(対GDP比)

1990年代後半に主要先進国がそろって財政収支を改善する中、我が国の財政収支は大幅な赤字が続きました。2000年代に入り我が国の財政収支は改善傾向にありましたが、2008年秋以降の世界金融経済危機の影響により、足元で再び悪化しています。



暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲ 6.7	▲ 6.9	▲ 5.8	▲ 7.2	▲ 8.5	▲ 8.2	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 9.3	▲ 8.5	▲ 8.7
米国	▲ 4.1	▲ 3.2	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 5.5	▲ 6.3	▲ 5.8	▲ 4.6	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 7.6	▲ 12.1	▲ 11.1	▲ 10.8
英国	▲ 5.8	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 0.1	0.9	3.7	0.6	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 3.6	▲ 3.3	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 4.8	▲ 10.8	▲ 10.3	▲ 8.7
ドイツ	▲ 9.7	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 2.2	▲ 1.5	1.3	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 4.0	▲ 3.8	▲ 3.3	▲ 1.6	0.3	0.1	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 2.1
フランス	▲ 5.5	▲ 4.0	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 3.2	▲ 4.1	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 7.5	▲ 7.0	▲ 5.6
イタリア	▲ 7.4	▲ 7.0	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 5.3	▲ 4.5	▲ 3.9
カナダ	▲ 5.3	▲ 2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	0.9	1.5	1.6	1.4	▲ 0.0	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.9

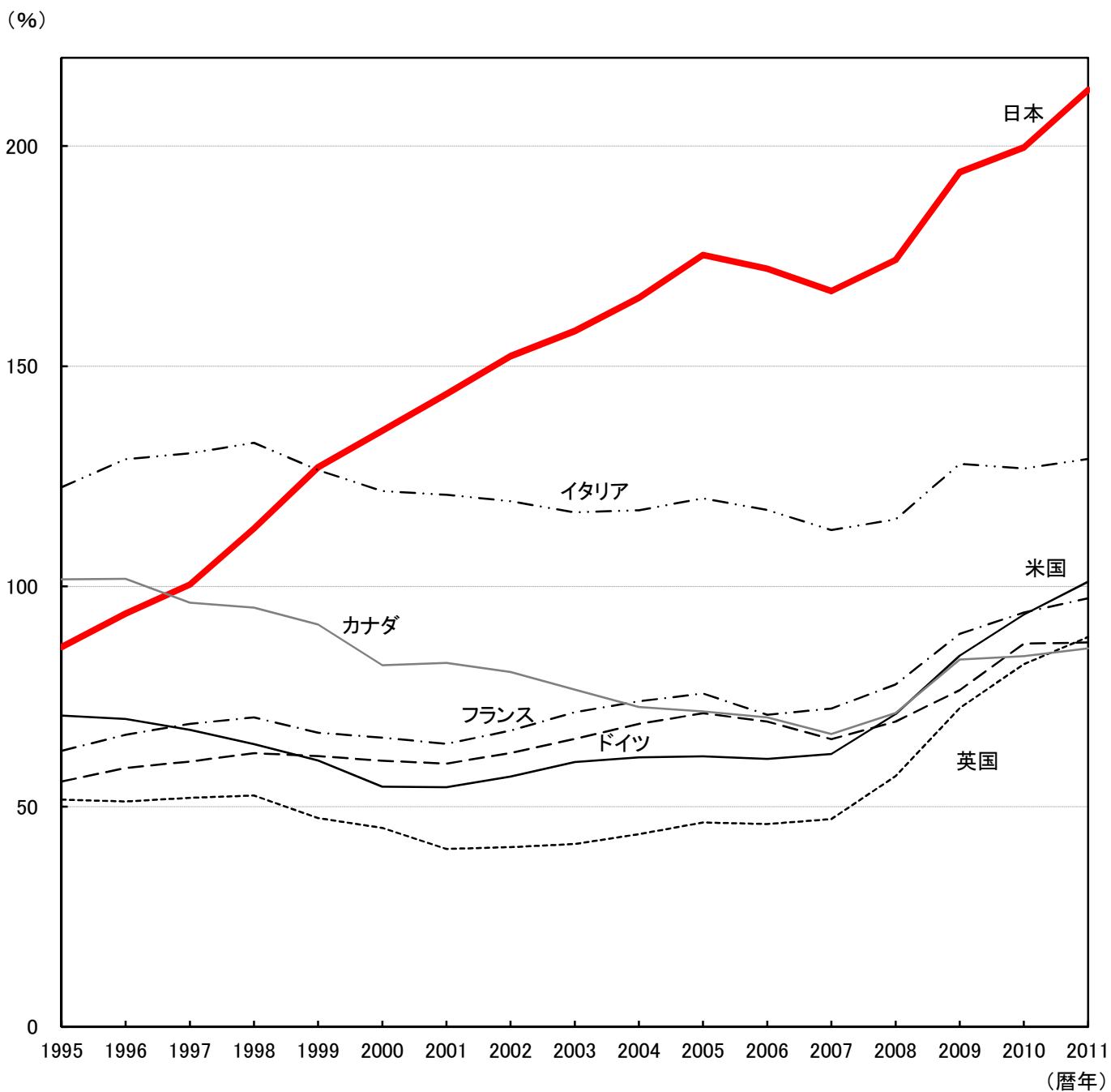
(出典) OECD「Economic Outlook 89」(2011年6月)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。

(注2) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

(2) 債務残高の国際比較(対GDP比)

債務残高の対GDP比を見ると、90年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準となっています。



(対GDP比、%)

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	86.2	93.8	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3	158.0	165.5	175.3	172.1	167.0	174.1	194.1	199.7	212.7
米国	70.7	69.9	67.4	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2	61.2	61.4	60.8	62.0	71.0	84.3	93.6	101.1
英国	51.6	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8	41.5	43.8	46.4	46.1	47.2	57.0	72.4	82.4	88.5
ドイツ	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.8	62.2	65.4	68.8	71.2	69.3	65.3	69.3	76.4	87.0	87.3
フランス	62.7	66.3	68.8	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3	71.4	73.9	75.7	70.9	72.3	77.8	89.2	94.1	97.3
イタリア	122.5	128.9	130.3	132.6	126.4	121.6	120.8	119.4	116.8	117.3	120.0	117.4	112.8	115.2	127.8	126.8	129.0
カナダ	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6	72.6	71.6	70.3	66.5	71.3	83.4	84.2	85.9

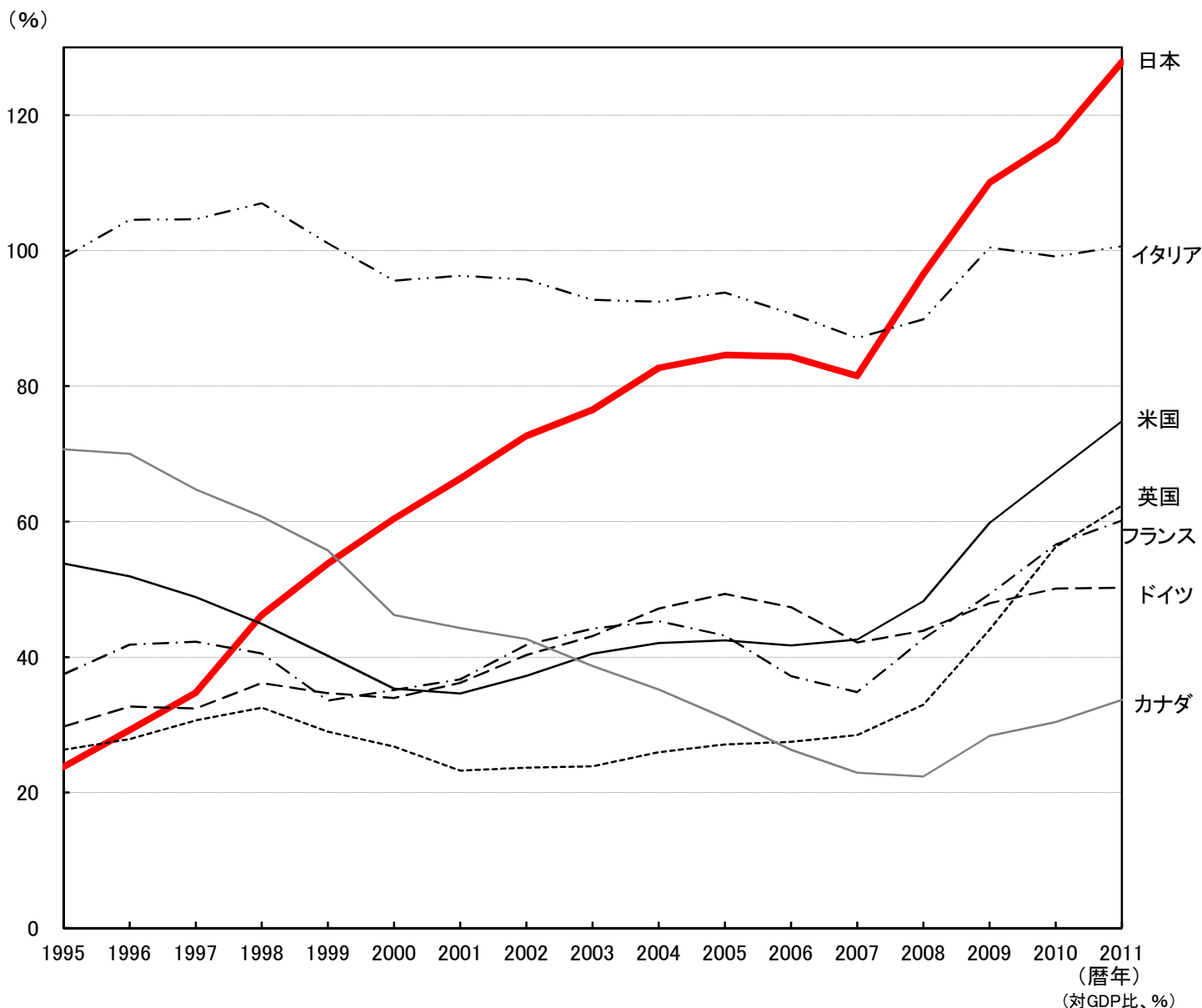
(出典) OECD「Economic Outlook 89」(2011年6月)

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(3) 純債務残高の国際比較(対GDP比)

純債務残高とは、政府の総債務残高から政府が保有する金融資産(国民の保険料からなる年金積立金等)を差し引いたものです。我が国は、純債務残高で見ても、主要先進国で最悪の水準となっています。

※ 純債務残高を比較する場合、我が国政府の金融資産の多くは将来の社会保障給付を賄う積立金であり、すぐに取り崩して債務の償還や利払いの財源とすることができないこと等に留意する必要があります。



(出典) OECD「Economic Outlook 89」(2011年6月)

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(参考1)IMF「世界財政調査」(2010年4月版及び6月更新版)における財政見通し

○一般政府財政収支対GDP比の国際比較

我が国の足もと(2011年)の財政赤字対GDP比は▲10.5%であり、主要先進国の中で最悪の水準になる見込みとされています。2011年には、我が国を除く先進国の財政収支は改善を始める見込みとされており、2016年の財政収支は、大半の国において2008年の金融・経済危機前の水準程度に戻る見込みとされています。

(GDP比、%)

暦年	2008	2009	2010	2011	2012	2015	2016
日本	▲ 4.2	▲ 10.3	▲ 9.6	▲ 10.5	▲ 9.1	▲ 7.4	▲ 7.4
米国	▲ 6.5	▲ 12.7	▲ 10.3	▲ 9.9	▲ 7.8	▲ 5.5	▲ 6.0
英国	▲ 4.9	▲ 10.3	▲ 10.2	▲ 8.5	▲ 7.0	▲ 2.3	▲ 1.3
ドイツ	0.1	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.1	▲ 0.1	0.0
フランス	▲ 3.4	▲ 7.6	▲ 7.1	▲ 5.8	▲ 4.9	▲ 2.2	▲ 1.5
イタリア	▲ 2.7	▲ 5.3	▲ 4.5	▲ 4.1	▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 2.9
カナダ	0.1	▲ 4.9	▲ 5.6	▲ 3.9	▲ 2.6	▲ 0.2	0.0
G20平均	▲ 2.6	▲ 7.5	▲ 6.3	▲ 5.7	▲ 4.3	▲ 2.8	▲ 2.8

○一般政府総債務残高対GDP比の国際比較

我が国の2011年末の一般政府総債務残高対GDP比は233%であり、主要先進国の中で最悪の水準になる見込みとされています。その後も拡大を続け、2016年には251%にまで拡大する見込みとされています。

(GDP比、%)

暦年末	2008	2009	2010	2011	2012	2015	2016
日本	195.0	216.3	220.4	233.2	236.7	246.7	250.5
米国	71.2	84.5	91.2	98.3	102.3	109.4	111.9
英国	52.0	68.3	77.1	82.9	86.5	84.4	81.3
ドイツ	66.3	73.4	83.2	82.3	81.0	73.8	71.9
フランス	68.3	79.0	82.4	84.8	86.6	85.9	84.1
イタリア	106.3	116.1	119.0	120.6	120.3	118.7	118.0
カナダ	71.1	83.3	83.9	82.7	81.6	75.6	72.6
G20平均	64.0	71.9	74.5	77.3	78.3	78.8	78.9

※IMF「世界財政調査」

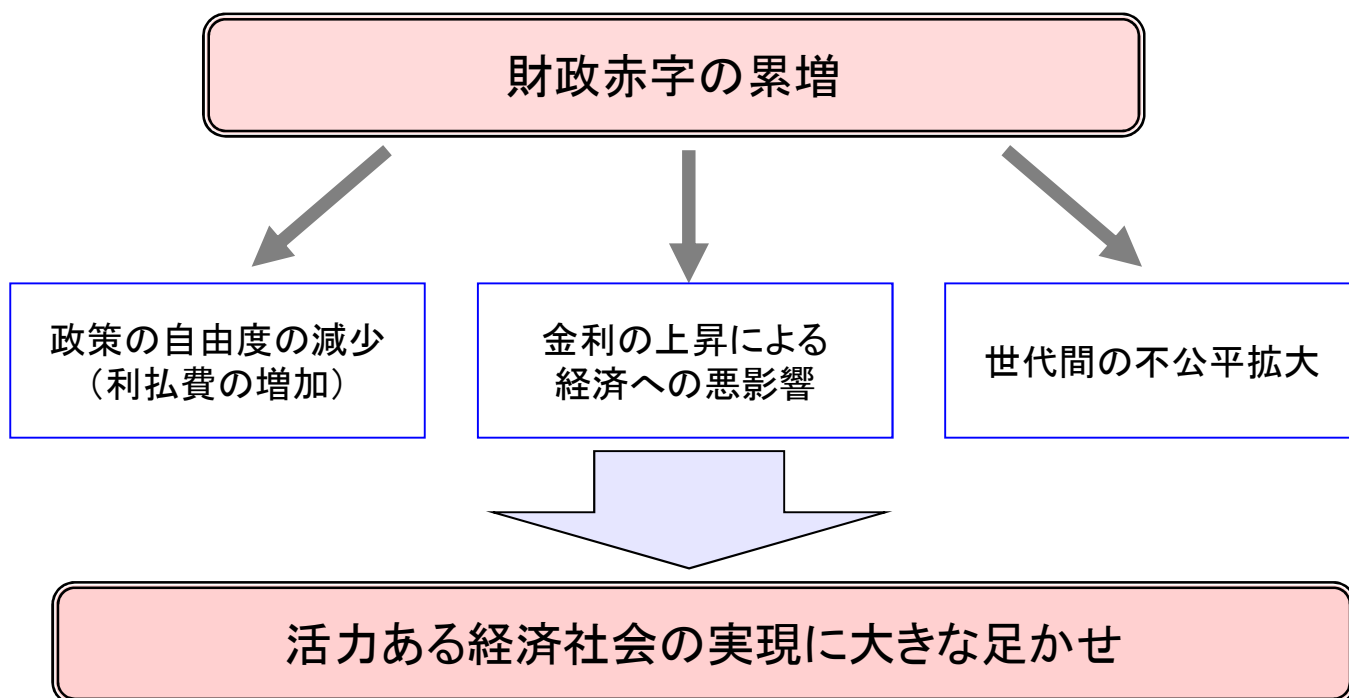
○ 金融・経済危機の影響で各国の財政状況が悪化し、特に将来の累積債務が喫緊の懸案となっていることを受け、主にG20各国の財政状況を定期的に分析する目的で、IMFが2009年7月末に初めて作成・公表したもの。(毎年2回公表。4月・10月にIMFが公表しているWorld Economic Outlook(世界経済見通し)のデータに基づき内容を更新。)

○ 数値は一般政府(中央政府・地方政府等を含んだもの)ベースで比較。

9. 財政赤字の問題点

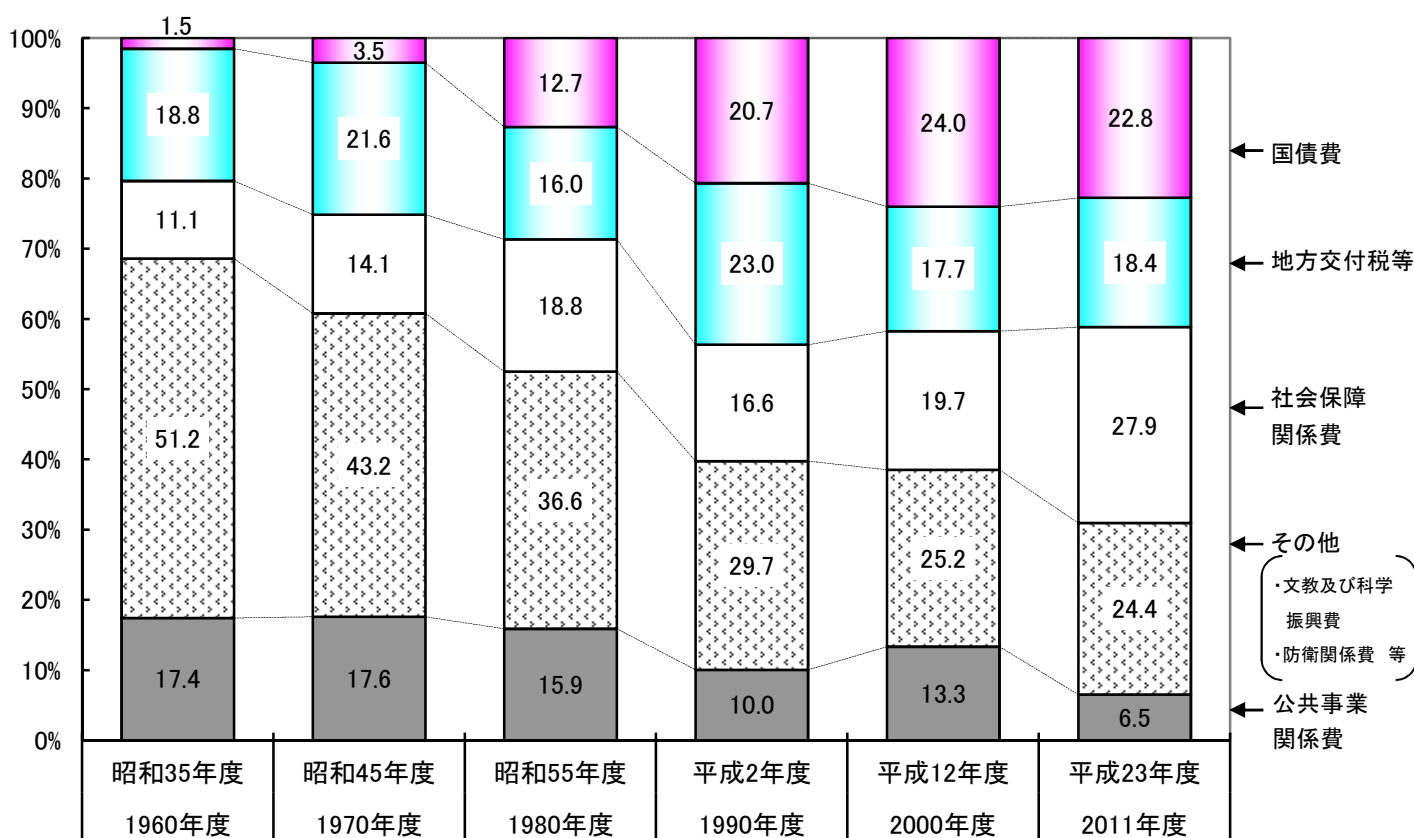
財政赤字の累増は、財政の硬直化や金利の上昇、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、活力ある経済社会の実現の大きな足かせとなります。

財政赤字の影響



(1) 政策の自由度の減少及び経済への影響

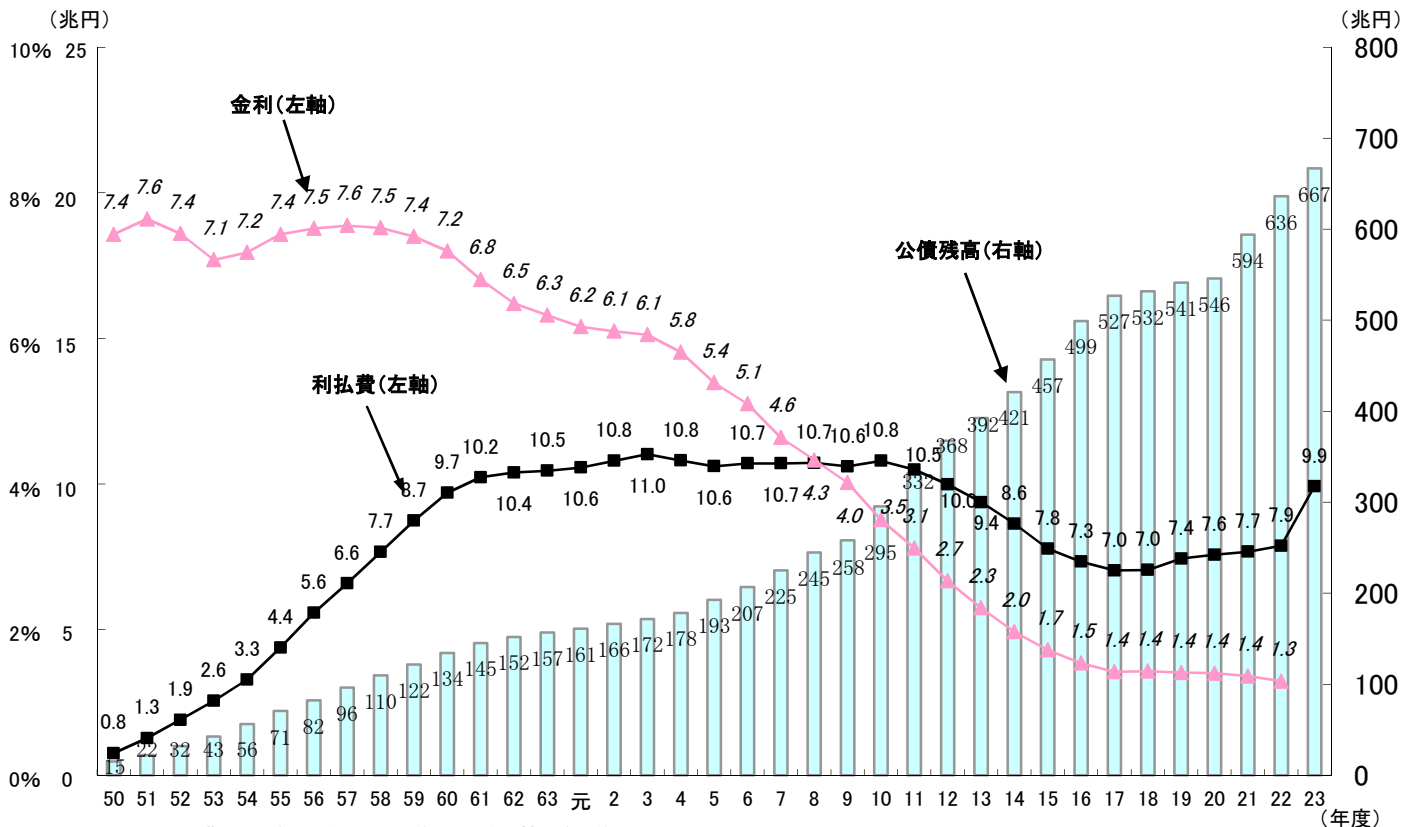
一般会計歳出に占める国債費の割合は、公債発行の累増により趨勢的に高くなってきており、他の政策的な支出を圧迫しています。



(注) 平成12年度までは決算、23年度は補正後予算による。

(参考1) 利払費と公債残高

他国に例を見ない債務残高の累増もあり、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。

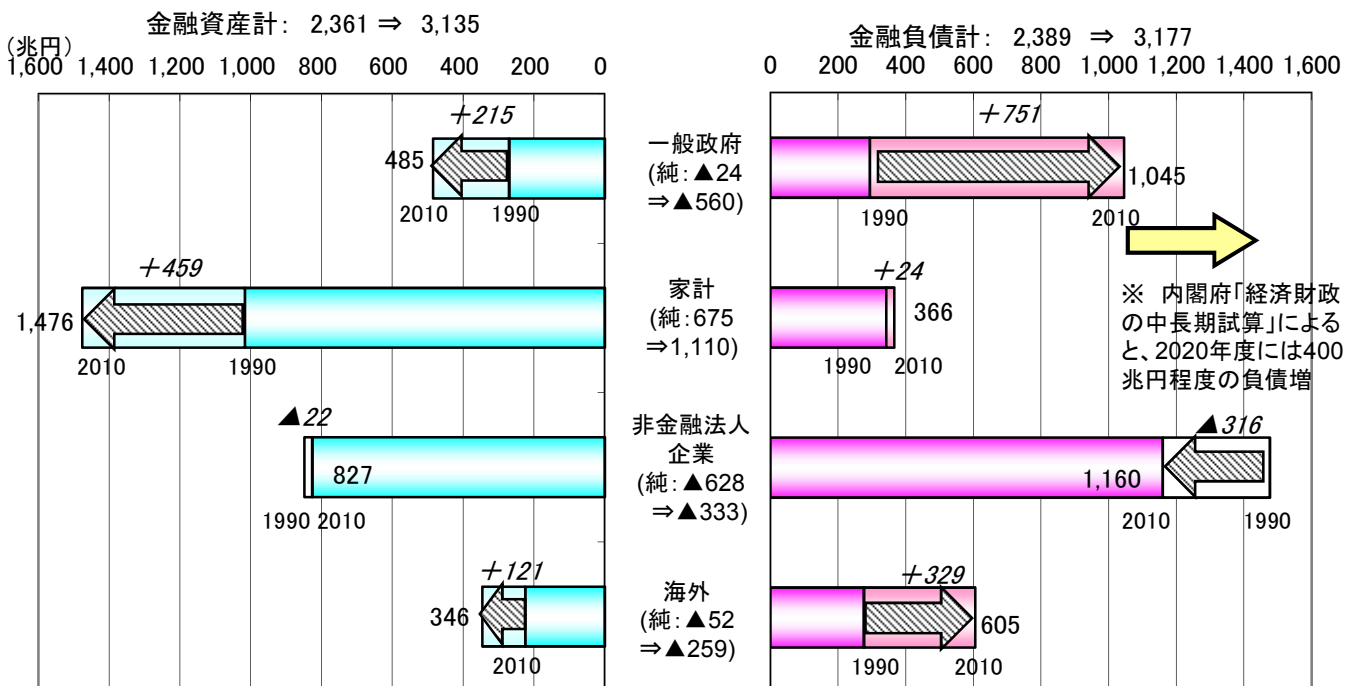


(注1) 利払費は、平成22年度までは決算、23年度は補正後予算による。

(注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成22年度末は実績見込み、23年度末は補正後予算に基づく見込み。

(参考2) 各部門の金融資産及び金融負債の内訳(1990年度末⇒2010年度末)

我が国では、財政赤字の累増によって一般政府の金融負債が大幅に増加する一方、非金融法人企業部門の負債が減少しています。貯蓄率が低下傾向にある中、今後の更なる一般政府負債の増加(すなわち一般政府の資金調達)の増加は、企業等の国内資金調達を圧迫し、投資の抑制を引き起こしかねず、経済成長の阻害要因となる恐れがあります。

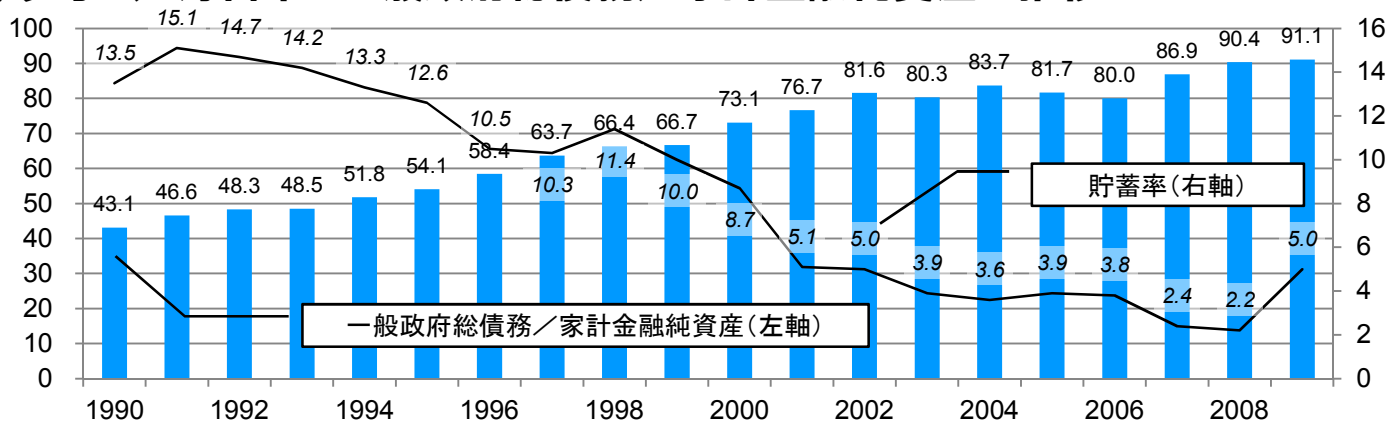


※ 内閣府「経済財政の中長期試算」によると、2020年度には400兆円程度の負債増

※なお、この他の部門として金融機関部門及び対家計民間非営利団体部門がある。

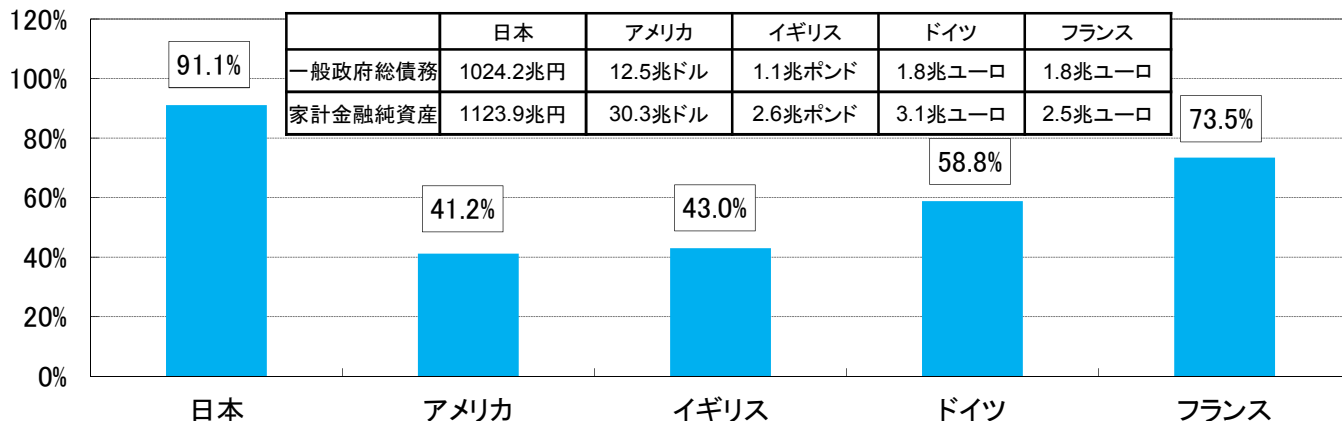
(出典) 資金循環統計(日銀)

(参考3) 貯蓄率と一般政府総債務／家計金融純資産の推移



(注) 家計金融純資産は家計金融総資産から家計の総負債を控除した値。(出典) OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」

(参考4) 主要国における一般政府総債務／家計金融純資産(2009年)

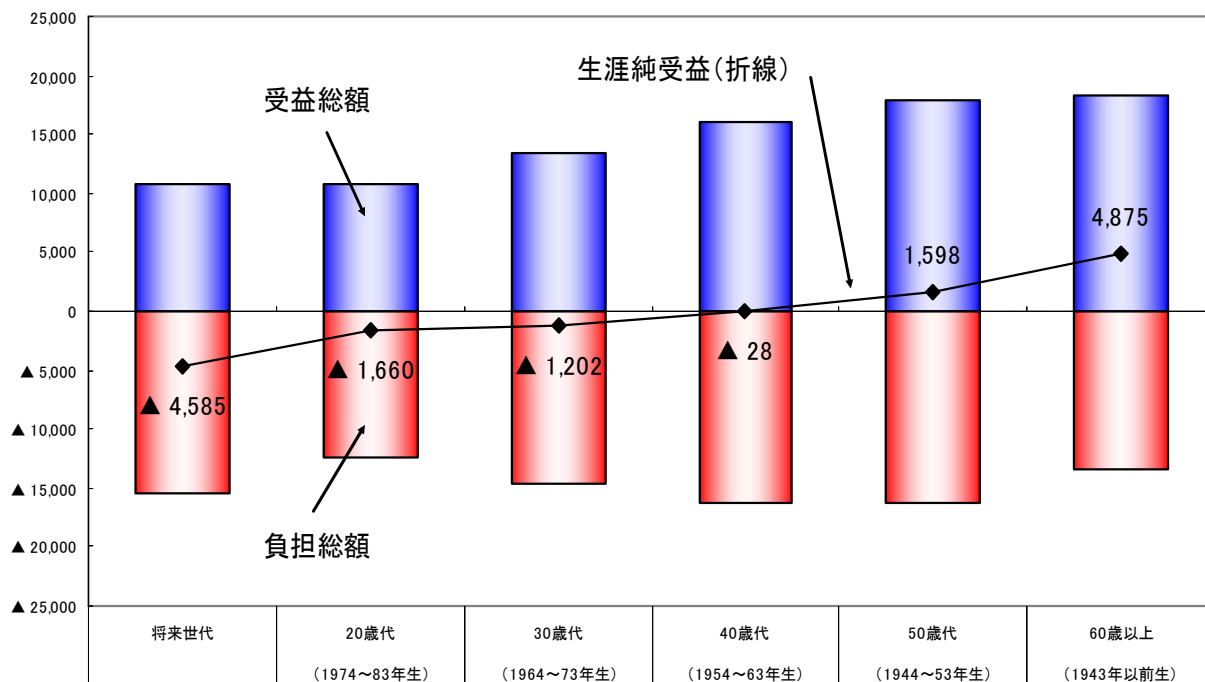


(出典) OECD “National Accounts”

(2) 世代間の不公平拡大

現行制度を維持した場合、若い世代ほど負担超過が拡大すると推計されています。

(一世帯当たり、万円)



(出典)内閣府「平成17年度版 年次経済財政報告」

10. 財政健全化目標に用いられる指標

財政健全化の目標には、債務の累積を示すストックの指標や、毎年度の収支を示すフローの指標が用いられます。

<ストックの指標>

○債務残高対GDP比

「債務残高対GDP比」とは、国や地方が抱えている借金の残高を国内総生産(GDP)と比較して考える指標です。経済規模に対する国・地方の債務の大きさを計る指標として、財政の健全性を図る上で重要視されます。

<フローの指標①>

○プライマリー・バランス

プライマリー・バランス(PB)とは、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけ賄えているかを示す指標です。我が国の現状は、政策的経費が税金等を上回り、PBは赤字となっています(次頁図A)。

PBが均衡している状態(次頁図B)では、債務残高対GDP比の分子と分母は次のとおりに変動します。

債務残高

PB均衡時には、債務残高は利払い費分だけ増加します。この利払い費は、「債務残高×金利」として計算されます。したがって、PB均衡時の債務残高は、金利の水準に比例して増大していくこととなります。

GDP

他方、GDPは経済成長率に比例して増減していきます。

このため、「債務残高対GDP比」全体の変動は、「金利」と「経済成長率」の水準によって左右されます。以上を整理すると次のとおりです。

PBが均衡している状態では、

- ・金利 > 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は増加
- ・金利 = 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は一定
- ・金利 < 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は減少

→ 債務残高対GDP比を確実に引き下げるためには、PBに一定の黒字幅を持たせる必要があります。

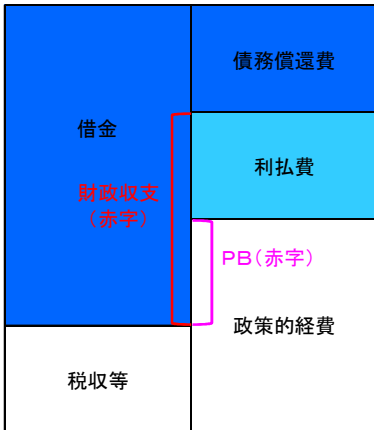
<フローの指標②>

○財政収支

PBが均衡したとしても利払費分だけ債務残高の実額は増加してしまいます。債務残高の実額を増加させないためには、利払費を含む財政収支を均衡させる必要があります。この財政収支の均衡とは、新たに借金をする額と過去の借金を返す額が同額である状態を言います(図C)。なお、フローの財政健全化目標に、日本はPB均衡を、諸外国は財政収支均衡等を用いています。

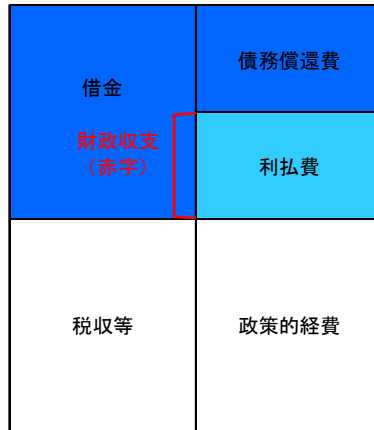
図A 財政の現状

(歳入) (歳出)



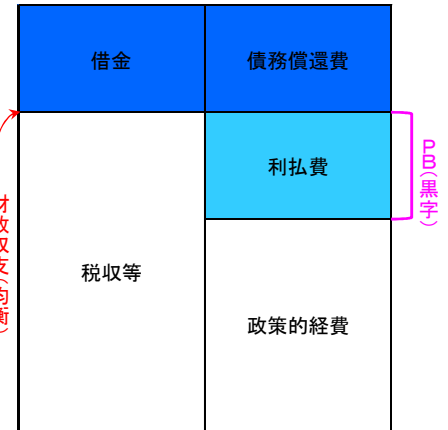
図B PBが均衡した状態

(歳入) (歳出)



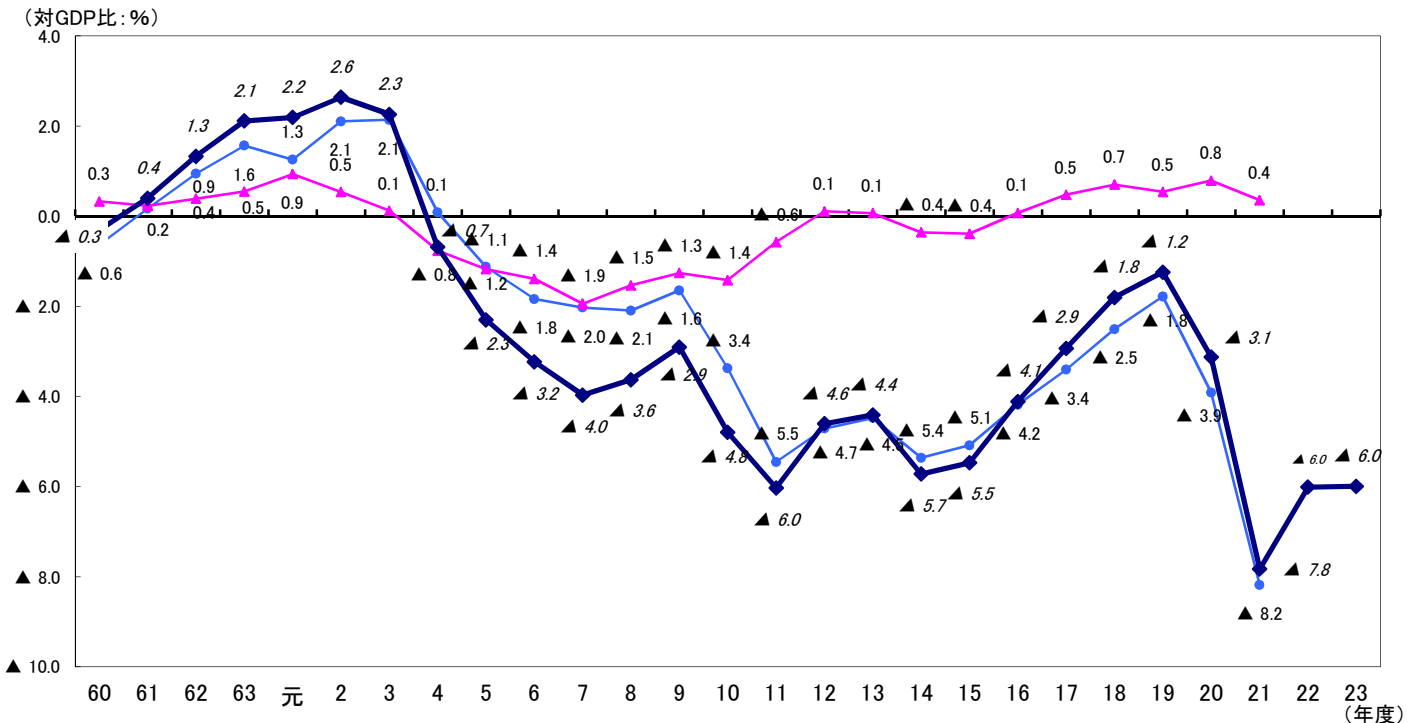
図C 財政収支が均衡した状態

(歳入) (歳出)



※ PBを考える際には、厳密には歳入から利子収入を除く必要があるが、ここでは簡単化のために捨象。

(参考) 国・地方のプライマリー・バランス(対GDP比)の推移【SNA】



(出典)内閣府「国民経済計算確報」、ただし、平成22年度及び23年度は「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日 内閣府)。

(注1)平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、15年度は本四公団債務の一般会計承継、17年度は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。

(注2)平成22年度及び23年度については、復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を除いたベース。

11. 財政健全化への道筋

政府は、財政運営戦略及び中期財政フレームを策定し、財政健全化に向けて取り組んでいます。

○ 財政運営戦略(平成22年6月22日 閣議決定)

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① <u>国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)</u> ・ 遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減 ・ 遅くとも2020年度までに黒字化 ② <u>国の基礎的財政収支:上記と同様の目標</u> ③ <u>2021年度以降も、財政健全化努力を継続</u>	<u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

(1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。

(2) 財政赤字縮減ルール

収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。

(3) 構造的な財政支出に対する財源確保

年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。

(4) 歳出見直しの基本原則

特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。

(5) 地方財政の安定的な運営

財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

中期財政フレーム

○複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームを策定。

○中期財政フレームと整合的に設定された各閣僚別の概算要求枠の範囲内で、概算要求等を実施。

○毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める。

○ 中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)の概要 (平成23年8月12日 閣議決定)

考 え 方	<p>○東日本大震災の復旧・復興対策は最優先の課題であり、中期財政フレームにおいて別途管理での対応を可能とする。</p> <p>○他方で、我が国は、震災前から巨額の財政赤字を計上し、財政面においても「有事」に直面。財政健全化目標の達成に向けた取組の着実な進展は、国債市場の信認の維持、震災復興、日本全体の再生に不可欠。</p>
-------------	---

改 訂 の 具 体 的 内 容	①国債発行額	・平成24年度の新規国債発行額(復興債を除く)について、平成23年度当初予算の水準(44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげる。
	②歳入面での取組	・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
	③歳出面での取組 (平成24～26年度)	<p>・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととする。</p> <p>・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賅われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。</p> <p>・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。</p> <p>(注) 以下については、改訂後も引き続き適用。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に23年度地方財政計画と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賅うこととする。</p>

平成24年～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位：兆円)

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 (注)	71 (注)	71 (注)
(年金差額分以外の金額)	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費(23年度 0.8)	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ α	+ α	+ α
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ β	+ β	+ β
計	71 + α + β	71 + α + β	71 + α + β

(注) 平成24年度以降の「歳出の大枠」は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分(基礎年金庫負担割合2分の1と36.5%の差額)を含む。

12. 財政健全化に向けた国際的な動向

平成20年秋の世界的な金融経済危機以降、主要先進国では、成長や雇用の下支えのため、景気対策を講じてきました。一方で、そのような例外的な政策を景気回復が確実となった際には元に戻すという「出口戦略」が、持続可能な成長のために不可欠であることは、各国共通の認識となっています。

こうした中、前章(11.)で紹介した我が国の財政運営戦略は、我が国の状況に即した財政健全化に向けた取り組みとして、国際的に認識されています。また、震災後のサミット宣言には、震災からの復興と財政健全化の両立が我が国の課題として盛り込まれました。

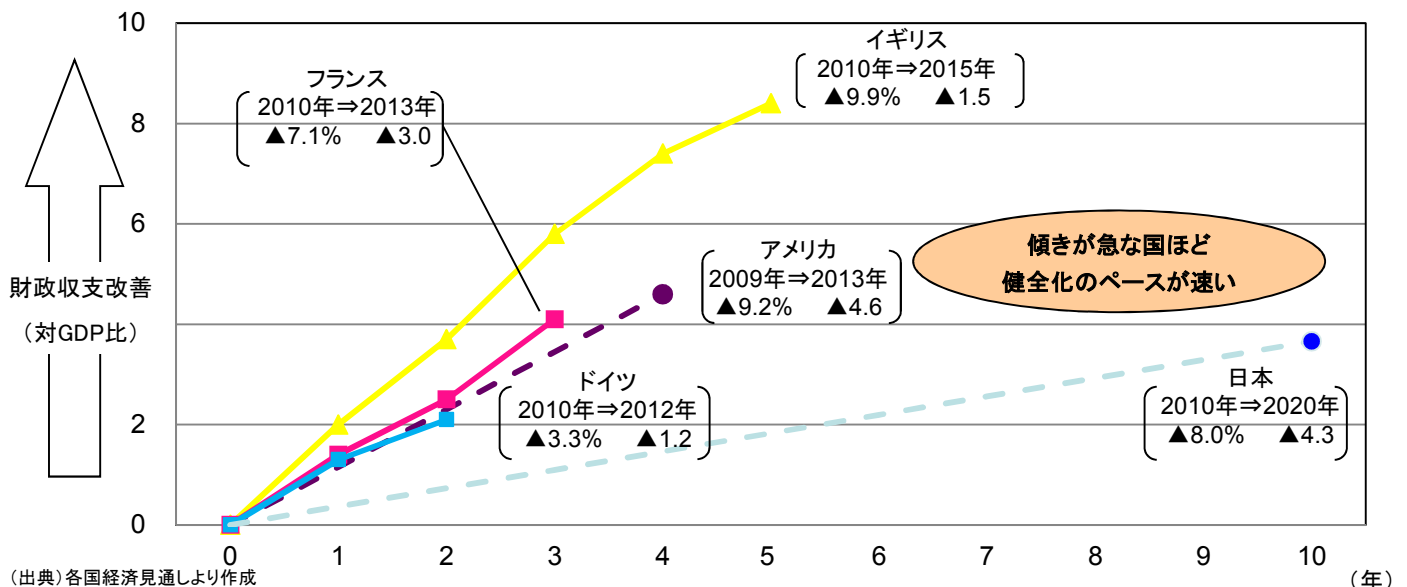
○ G20トロントサミット宣言(仮訳)[平成22年6月26日、27日]

先進国において財政刺激策を遂行し、今後実施される「成長に配慮した」財政健全化計画を傳達し、それを将来に向けて実施すること。健全な財政は、回復を維持し、新しいショックに対応する柔軟性を提供し、人口の高齢化という課題に対応する能力を確保し、並びに将来の世代に財政赤字及び債務を残すことを回避するために必要不可欠である。調整の経路は、民間需要の回復を持続させるため、注意深く水準調整されなければならない。幾つかの主要国が同時に財政調整を行うことは、回復に悪影響を及ぼすリスクがある。必要な国で健全化が行われないことが、信認を損ない、成長を阻害するリスクがある。このバランスを反映し、先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信認に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。

○ G8ドーヴィル・サミット宣言(仮訳)[2011年5月26、27日]

欧州は、幾つかの国が直面した国家的債務危機に対処するための措置に関する広範なパッケージを採択しており、引き続き、この状況に決意を持って取り組むとともに、成長を支えるため、構造改革と並行して財政再建を厳しく追求していく。米国は、雇用創出及び経済成長への配慮と統合的な形で、明確かつ信頼性のある中期的な財政健全化枠組みを確立する。日本は、震災後の復興のための資金を供与しつつ、国家財政の持続可能性の問題にも取り組んでいく。

(参考)主要国の財政健全化のペース



(出典) 各国経済見通しより作成

日本: 年度ベース(4月~翌3月)、国+地方(SNA)ベース、内閣府「経済財政の中長期試算」(2011年8月)

※日本については、「財政運営戦略」(2010年6月22日)において示された2020年度の財政健全化目標を達成するための要調整額(対GDP比)を2020年度の財政收支から単純に差し引くことにより、2020年度の財政収支(▲4.3%)を算出し、その値の達成に向けて毎年対GDP比で同じペースで推移した場合の値。

アメリカ: 連邦政府ベース、2009年1月時点の▲9.2%を2013年度までに半減させるという目標に向けて、同じペースで推移した場合の値。イギリス: 年度ベース(4月~翌3月)、公的部門ベース、「2011年度予算」より。フランス: 暦年ベース、一般政府ベース。2010年は実績。2013年は「安定化プログラム」(2011年4月)より。ドイツ: 暦年ベース、一般政府ベース、連邦財務省「Monthly Report」(2011年8月)より

13. 主要国における財政健全化目標の比較

主要先進国は、不況への対応により悪化した財政を健全化すべく、新たな目標を定め、中期的に財政の持続可能性を確保することとしています。

	財政健全化目標	財政健全化のペース		債務残高対GDP比 (2010年)	名目成長率の見通し (財政収支改善の時期の平均)
		政府見通し (財政収支対GDP比)	財政収支改善幅 (年平均)		
 アメリカ	・2013年までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル、対GDP比9.2%(2009年1月))を半減させる。 【2010年度大統領予算教書】 ・2010年代半ばまでに財政赤字を持続可能な水準である対GDP比3%にする。 【2012年度大統領予算教書】	▲9.2% ('09/1) ↓ ▲4.6% ('13)	約1.2%/年 (連邦政府ベース)	93.6%	平均3.5%
 イギリス	・2015年度までに、公的部門(一般政府+公的企業)の構造的経常的収支を黒字化 ・2015年度までに、公的部門の純債務残高対GDP比を減少 【2010年度緊急予算】	▲9.9% ('10) ↓ ▲1.5% ('15)	約1.7%/年 (公的部門ベース)	82.4%	平均5.3%
 フランス	・2013年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とし、2016年までに同収支を均衡させる。 【2011年予算】 ※少なくとも3年にわたる財政運営を規定し、各年の予算法及び社会保障財政法を拘束する「枠組法」を制定すること等を内容とする憲法改正法案を閣議決定(2011年3月)。	▲7.1% ('10) ↓ ▲3.0% ('13)	約1.4%/年 (一般政府ベース)	94.1%	平均3.6%
 ドイツ	・2013年までに一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。【安定化プログラム(2011年4月欧州委提出)】 ・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年より移行期間とし、2016年より適用)。 【憲法改正(2009年7月)】	▲3.3% ('10) ↓ ▲1.0% ('13)	約0.8%/年 (一般政府ベース)	87.0%	平均3.8%
 イタリア	・2012年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。【安定化プログラム(2011年4月欧州委提出)】	▲4.6% ('10) ↓ ▲2.7% ('12)	約1.0%/年 (一般政府ベース)	126.8%	平均2.6%

(出典) 「政府見通し(財政収支対GDP比)」「成長率の見通し」: 各国資料、「債務残高対GDP比」: OECD “Economic Outlook 89”

(参考) ・EUIにおいては、過剰財政赤字手続を開始するための基準として、原則として、一般政府の財政赤字対GDP比については3%、債務残高対GDP比については60%を超えないことを定めている。なお、過剰財政赤字手続が開始されると、勧告、警告を経て制裁措置が発動される。

(参考1) 財政危機に陥った国の財政健全化策の規模

ギリシャをはじめとした財政危機に陥ったPIIGS諸国(※)は市場からの資金調達が困難となり、短期間で大幅な財政健全化策に取り組まざるを得なくなっています。

	ギリシャ	アイルランド	ポルトガル
GDP(名目値)	2,302億ユーロ (2010年)	1,539億ユーロ (2010年)	1,725億ユーロ (2010年)
政府支出規模 対GDP比	1,139億ユーロ (2010年) 49.5%	1,032億ユーロ (2010年) 67.0%	875億ユーロ (2010年) 50.7%
2011年における財政健全化策 の規模 対GDP(2010年)比 対政府支出規模(2010年)比	143億ユーロ(注) 6.2% 12.6%	60億ユーロ 3.9% 5.8%	98億ユーロ 5.7% 11.2%

(注)2011年予算における数値。中期財政戦略(2011年6月)においては、これに加えて65億ユーロ(対GDP比2.9%)の健全化策を講ずることとされている。

◆日本のGDP(名目値):483.8兆円(2011年)

政府支出規模(対GDP比):40.6%(2011年)

対GDP比から日本の経済規模に置き換えると、

⇒ギリシャの財政再建策:単年度で30.1兆円の財政健全化措置の実施

⇒アイルランドの財政再建策:単年度で18.9兆円の財政健全化措置の実施

⇒ポルトガルの財政再建策:単年度で27.6兆円の財政健全化措置の実施

※ 財政運営戦略においては、2015年までに国及び地方のプライマリー・バランスを半減、2020年までに黒字化させることとしており、このためにはそれぞれ5.4兆円、23.2兆円の収支改善が必要。

※ユーロ圏に加盟する国のうち、財政状況の悪化が懸念される5カ国(ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン)については、その頭文字をとって「PIIGS諸国」と呼ばれている。

(参考2) PIIGS諸国の財政状況

PIIGS諸国の財政状況は、日本と比べて極端に悪いわけではありませんが、厳しい経済情勢の中での財政再建を余儀なくされています。

■ 実質GDP成長率

	2008	2009	2010	2011	2012
ポルトガル	0.0	▲ 2.5	1.3	▲ 2.2	▲ 1.8
アイルランド	▲ 3.5	▲ 7.6	▲ 1.0	0.6	1.9
イタリア	▲ 1.3	▲ 5.2	1.3	1.0	1.3
ギリシャ	1.0	▲ 2.0	▲ 4.5	▲ 3.5	1.1
スペイン	0.9	▲ 3.7	▲ 0.1	0.8	1.5
(参考) 日本	▲ 4.1	▲ 2.4	2.3	0.1	2.9

■ 財政収支対GDP比

	2008	2009	2010	2011	2012
ポルトガル	▲ 3.5	▲ 10.1	▲ 9.1	▲ 5.9	▲ 4.5
アイルランド	▲ 7.3	▲ 14.3	▲ 32.4	▲ 10.5	▲ 8.8
イタリア	▲ 2.7	▲ 5.4	▲ 4.6	▲ 4.0	▲ 3.2
ギリシャ	▲ 9.8	▲ 15.4	▲ 10.5	▲ 9.5	▲ 9.3
スペイン	▲ 4.2	▲ 11.1	▲ 9.2	▲ 6.3	▲ 5.3
(参考) 日本	▲ 4.8	▲ 9.6	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 7.3

■ 債務残高対GDP比

	2008	2009	2010	2011	2012
ポルトガル	71.6	83.0	93.0	101.7	107.4
アイルランド	44.4	65.6	96.2	112.0	117.9
イタリア	106.3	116.1	119.0	120.3	119.8
ギリシャ	110.7	127.1	142.8	157.7	166.1
スペイン	39.8	53.3	60.1	68.1	71.0
(参考) 日本	156.6	172.8	182.6	184.6	—

(出典) 日本:内閣府・財務省公表資料、諸外国:欧州委員会「2011年春の経済見通し」

(注1) 日本は年度ベース、諸外国は暦年ベース。

(注2) 日本:実質GDP成長率及び債務残高対GDP比は、2010年度までは実績値、2011年度以降は見通し。

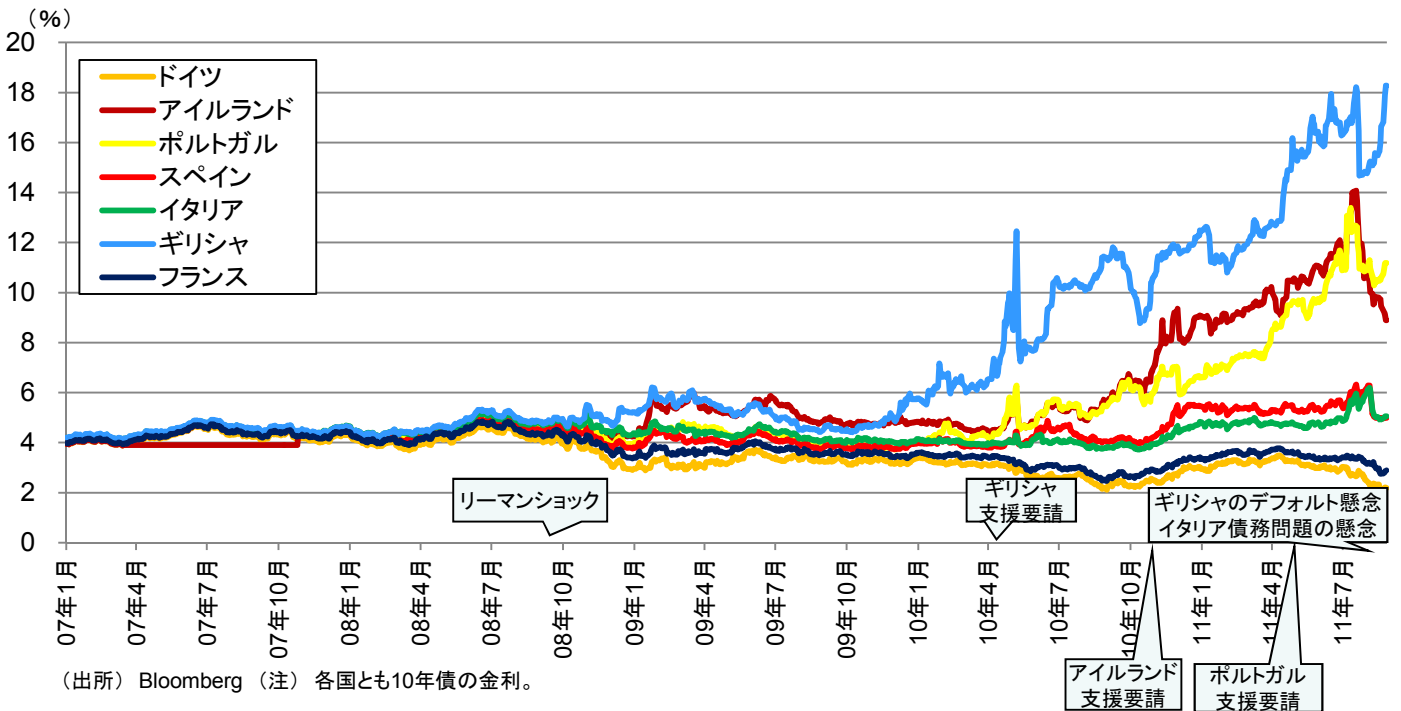
財政収支対GDP比は国・地方ベースで、2009年度までは実績値、2010年度以降は見通し。

諸外国:2009年までは実績値、2010年以降は見通し。

(注3) 日本の債務残高は、国・地方を合わせた長期債務残高。

(参考3)PIIGS諸国の国債金利の上昇

PIIGS諸国の国債金利は、2010年4月のギリシャ支援要請以後、数度にわたる債務問題の顕在化を経て急激に上昇しています。



(参考4)アイルランド・ギリシャ危機の経過

アイルランド

【背景】銀行セクターへの公的資金投入
(不動産バブルの崩壊)

【契機】

- 不良債権問題の泥沼化
 - 2009年 財政再建化策を発表(総計116億ユーロ)
 - ⇒2008年からの累計で146億ユーロ程度に
- 2010年9月 銀行セクターへの追加資金注入・2010年の財政赤字(対GDP比)が約▲32%となる旨を発表

ギリシャ

【背景】国際競争力の低下(労働コストの上昇等)

【契機】

- 統計問題の発覚
 - 2009年10月、前政権における統計上の不備を理由として、財政赤字の実績・見通しを大幅に下方修正。
 - (2009年10月における修正)
 - 08年:▲5.0%⇒▲7.7%、
 - 09年:▲3.7%⇒▲12.5%)
 - ※その後、08年については▲9.8%まで、09年については▲15.4%まで修正

・2010年7月以降、格付け会社が相次いでアイルランド国債の格下げを発表

【Moody's】
Aa1→Aa2(2010年7月)→Baa1(同年12月)

【S&P】
AA→AA-(同年8月)→A(同年11月)

・2010年11月 「ソブリン債保有の民間投資家にも応分の負担を求めたい」(メルケル独首相)

→ユーロ圏のソブリンリスクに対する警戒感が増、対ドイツ国債のスプレッドも拡大

300bp(10年6月30日)
⇒ 689bp(10年11月30日)

・2009年12月以降、格付け会社が相次いでギリシャ国債の格下げを発表

Moody's	S&P	Fitch
A1 (ギリシャ)	A+	A+
A2 (ギリシャ)	A	A
A3 (ギリシャ)	A-	A-
Baa1 (ギリシャ)	BBB+	BBB+
Baa2	BBB	BBB
Baa3	BBB-	BBB-
Ba1	BB+	BB+

注: 2009年12月、2010年4月、2010年12月の格下げを示す矢印が表に描かれています。

・ギリシャ国債のドイツ国債に対するスプレッドが急速に拡大

345.5bp(10年4月1日)
⇒ 965.2bp(10年5月7日)

不良債権問題及びソブリンリスクのこれ以上の拡大を食い止めるため、2010年11月にEU・IMFに資金支援を要請

財政の持続可能性に対する市場の信認が失われ、市場からの資金調達が困難な状態になり、2010年4月にEU・IMFに資金支援を要請

14. 少子高齢化の進行

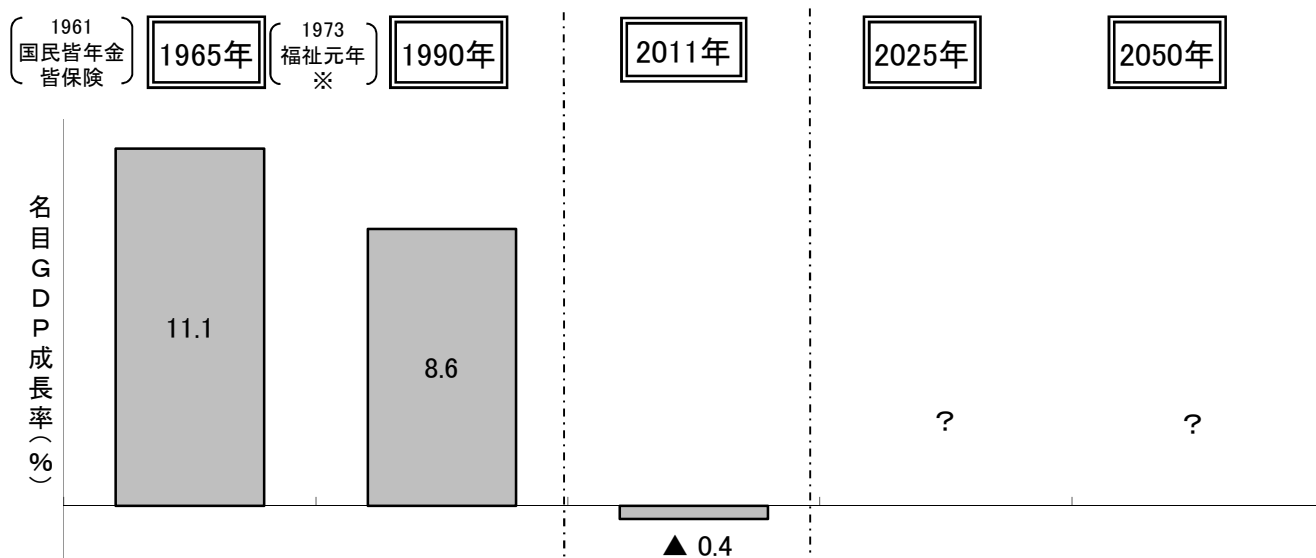
我が国の社会保障制度は、1960年～1970年代前半にかけて整備されましたが、この時代は、高い経済成長が続き、税収や社会保険料収入が増加基調であり、人口構成を見ても、社会保障制度の担い手である20歳以上64歳以下人口が65歳以上人口の約9倍でした。

その後1990年代初頭のバブル崩壊まで、経済は引き続き高い成長率で推移しましたが、人口構成は20歳以上64歳以下人口が65歳以上人口の約5倍まで低下しました。

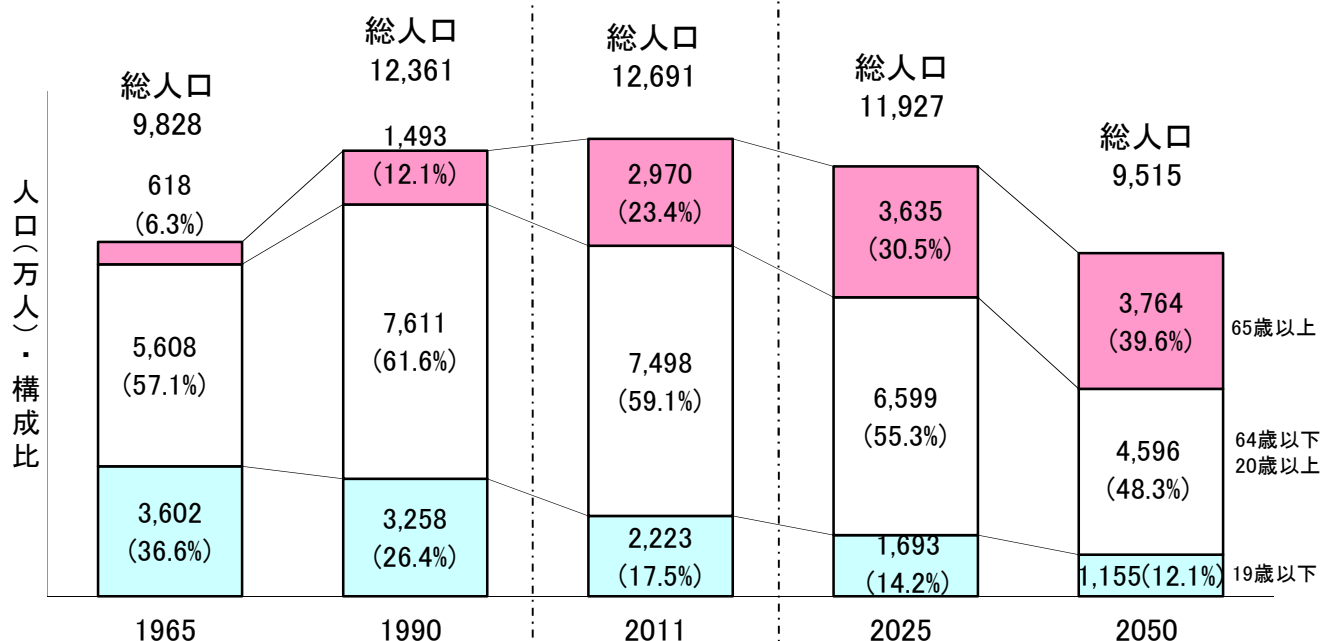
バブル崩壊以降、経済は伸び悩み状態が続く中、少子高齢化が急速に進行し、2011年には20歳以上64歳以下人口が65歳以上人口の約2.5倍まで低下しています。

こうした状況の中で、将来の人口構成の見通し等も踏まえれば、持続可能な社会保障制度を構築することが重要な課題となっています。

(1) 我が国経済及び人口構成の推移

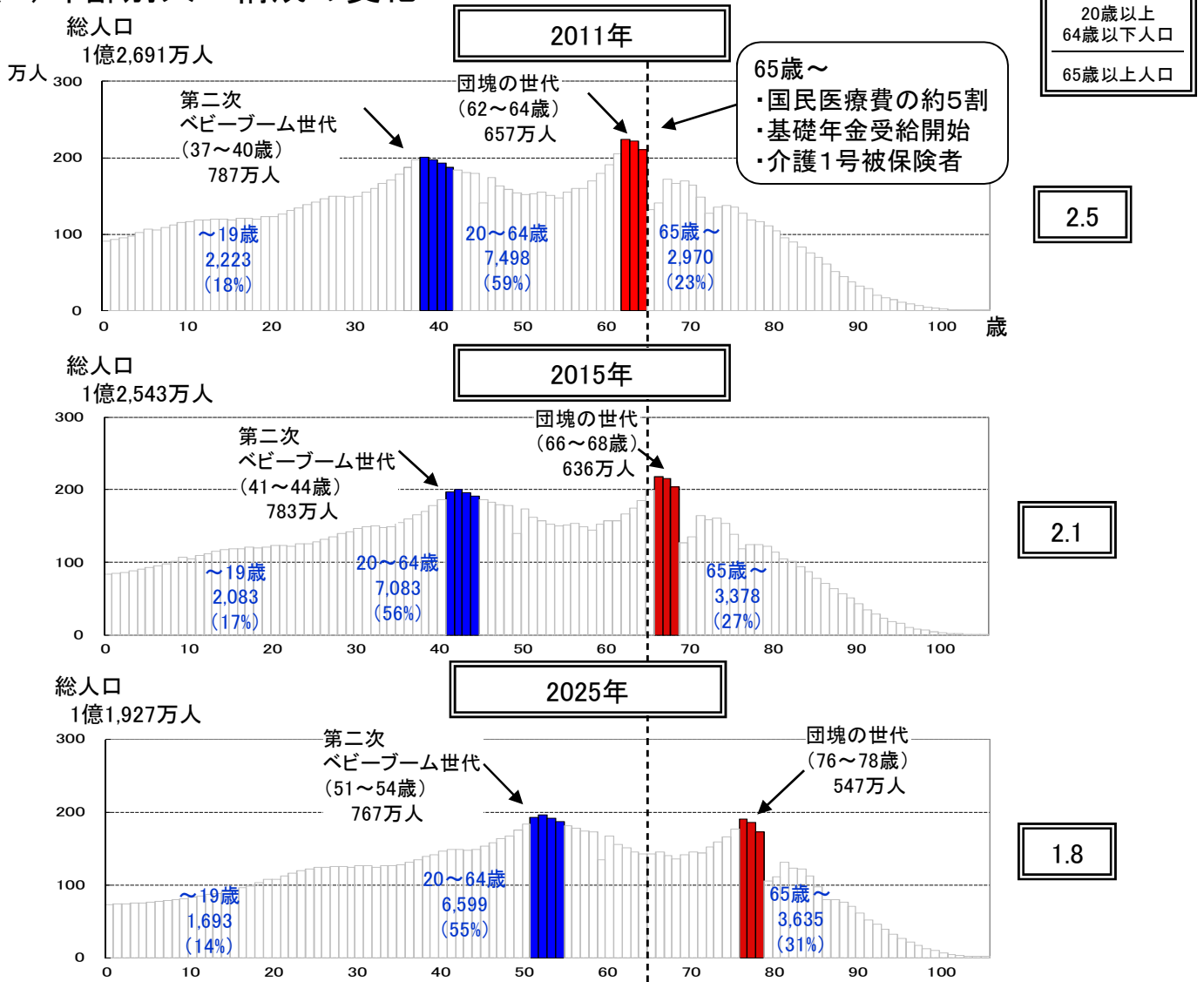


※老人医療費無料化、年金給付水準大幅引上げ・物価スライド・賃金スライドの導入



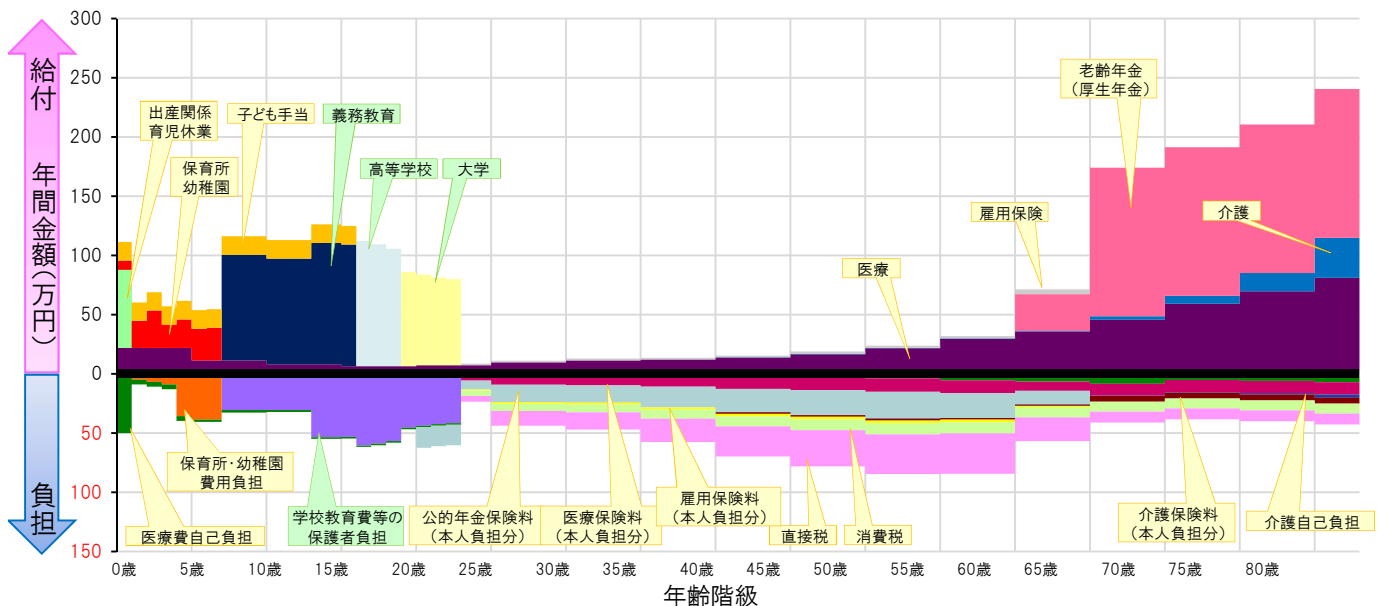
(出典)総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(平成18年12月推計)」等

(2) 年齢別人口構成の変化



(注) 団塊の世代は1947~49年、第2次ベビーブーム世代は1971~74年生まれ。
 (出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年中位推計ー」

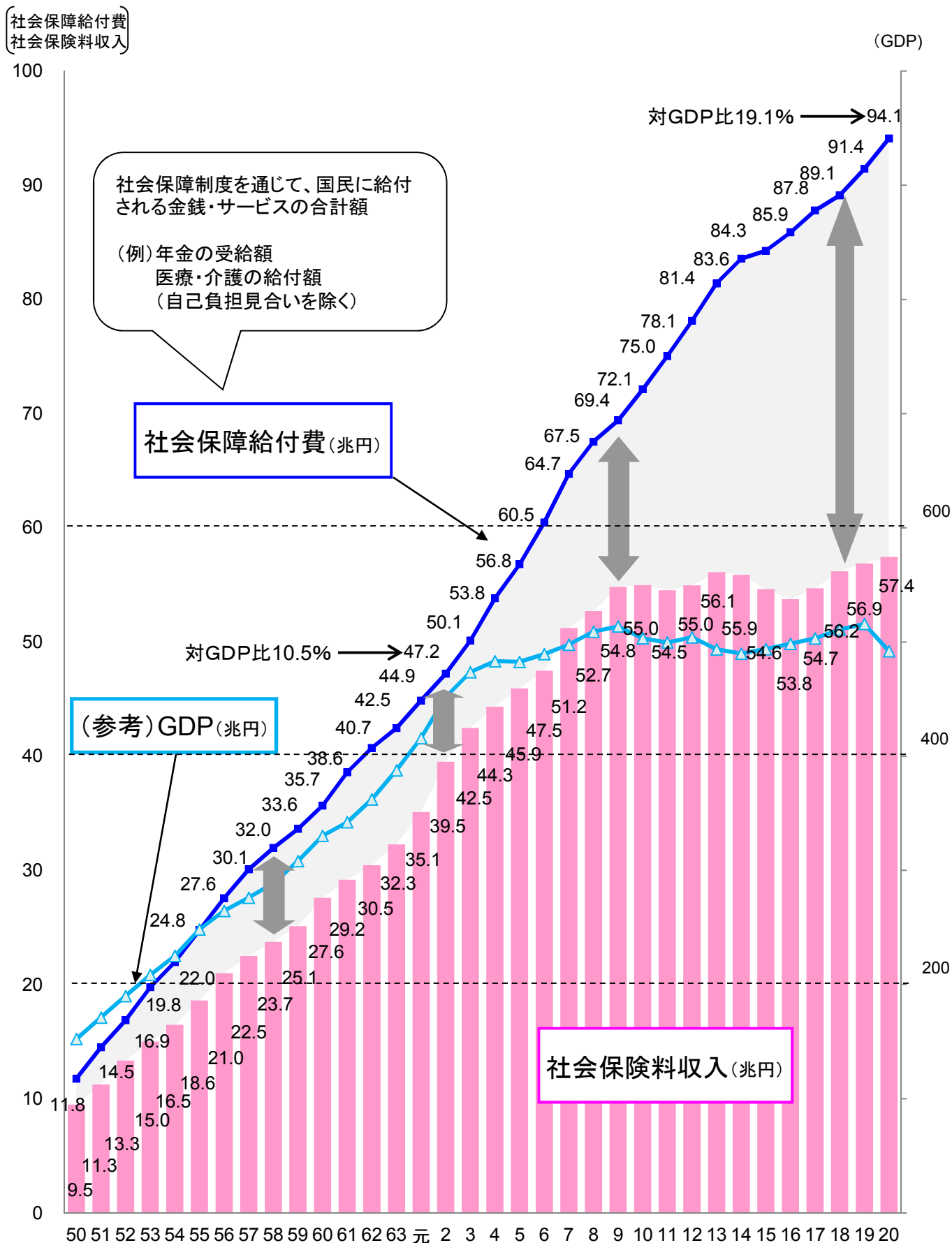
(参考) ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



(注) 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。
 (出典) 厚生労働省「社会保障の現状と課題」第1回政府・与党社会保障改革検討本部(平成22年10月28日)資料

15. 社会保障給付費と社会保険料収入の推移

我が国では、高齢化の進展等とともに、社会保障給付費が大きく伸びてきています。一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しており、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にあります。この差額は、主に国や地方自治体の税負担でまかなわれることとなります。

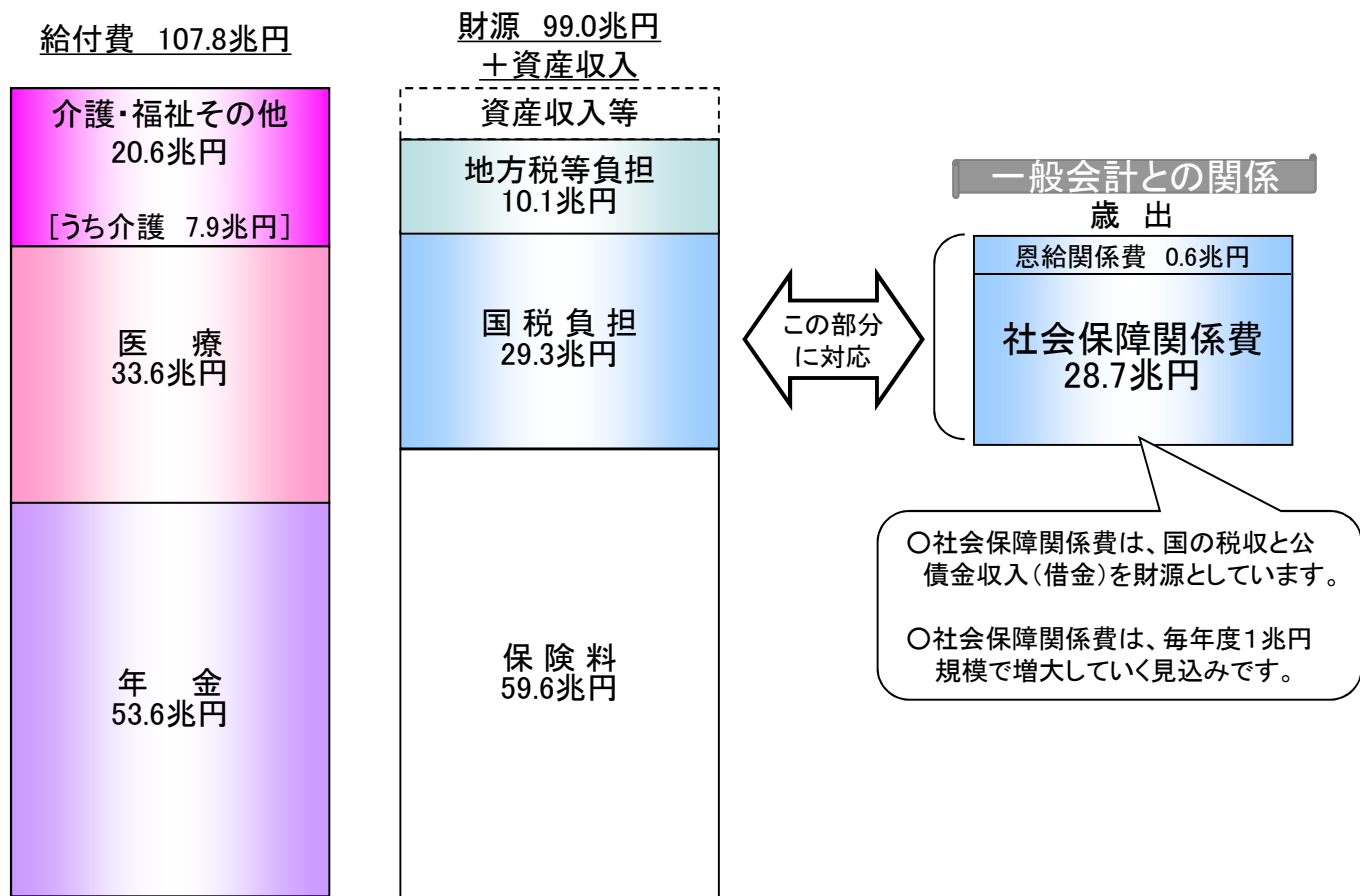


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

16. 社会保障給付と財源の現状

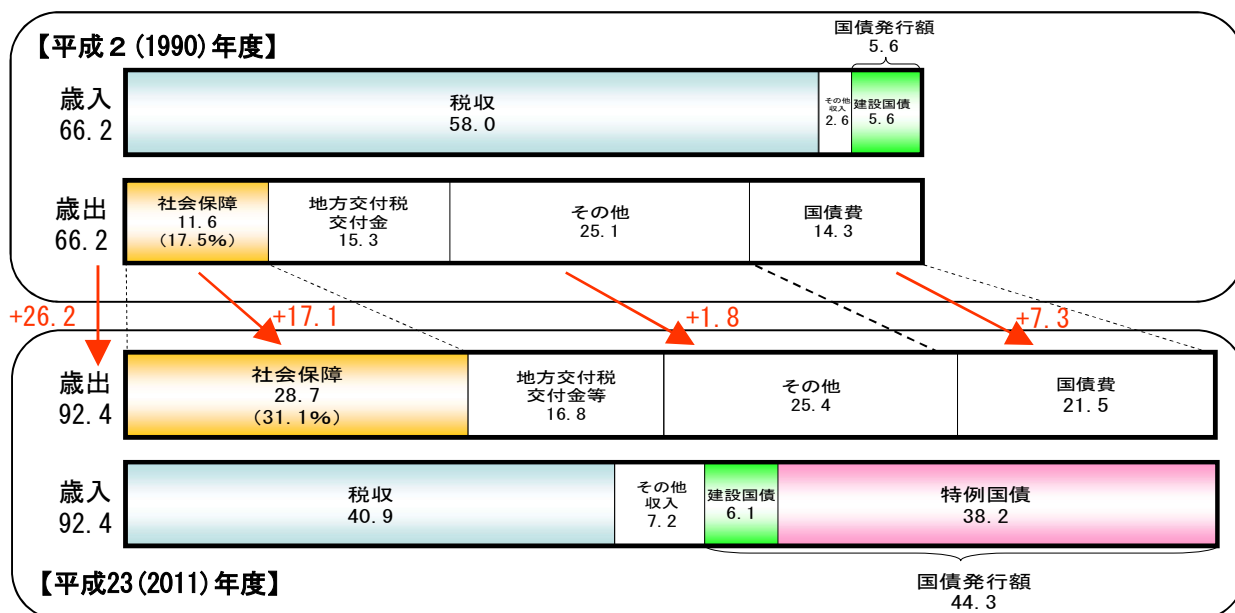
社会保障給付費は、平成23年度において108兆円程度と見込まれており、この給付を保険料と公費（国・地方）などの組合せによりまかなっています。

社会保障給付費（平成23(2011)年度当初予算ベース）



(参考)国の一般会計歳入・歳出における社会保障関係費の割合

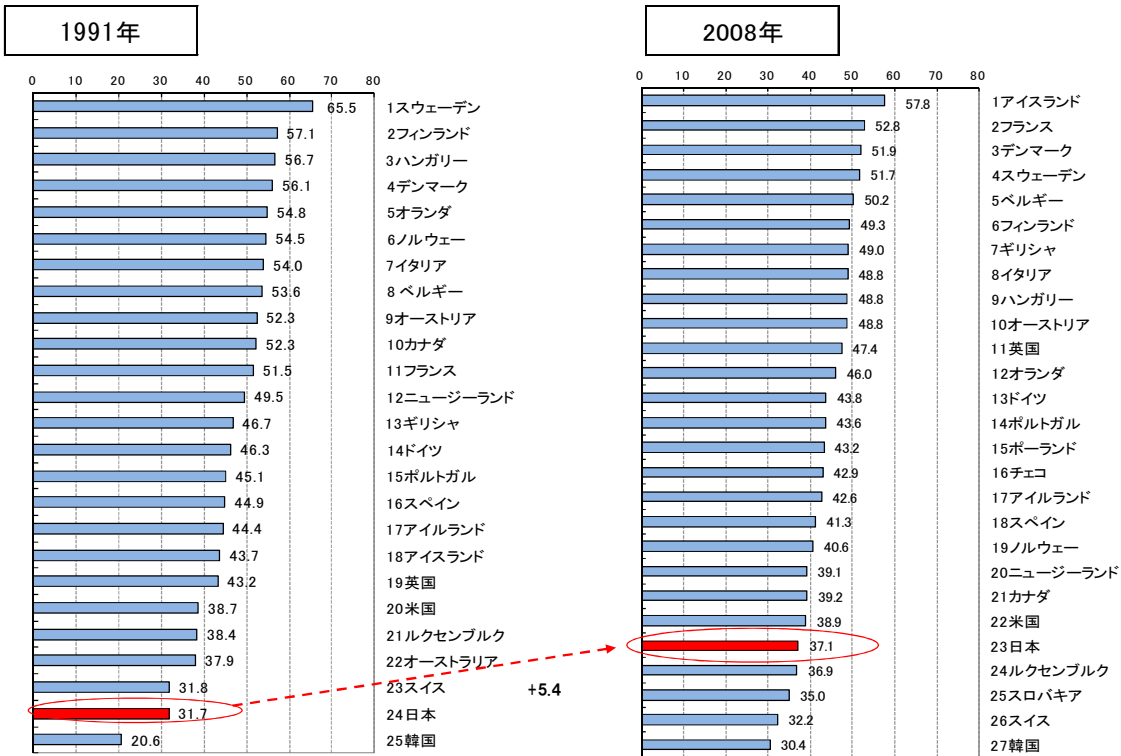
平成2年度と平成23年度の国の一般会計予算を比較すると、歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸びであり、また、国債発行額の増加は、税収の落ち込み・社会保障関係費の伸びが影響しています。



17. OECD諸国の政府支出及び収入の関係

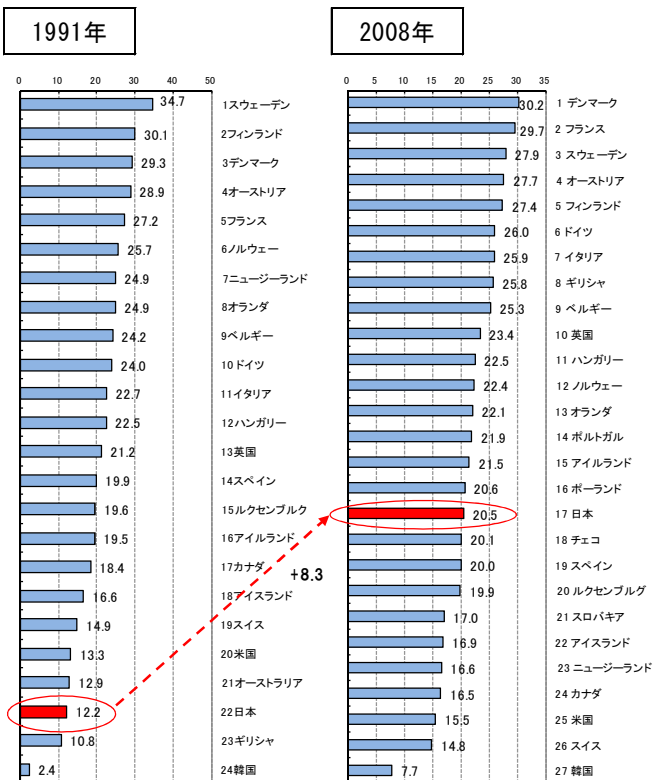
現在の我が国は、政府支出(国民の受益)は低いものの、政府収入(国民の負担)が更に低いため、受益と負担のバランスがとれていない状況です。

政府の総支出(対GDP比)



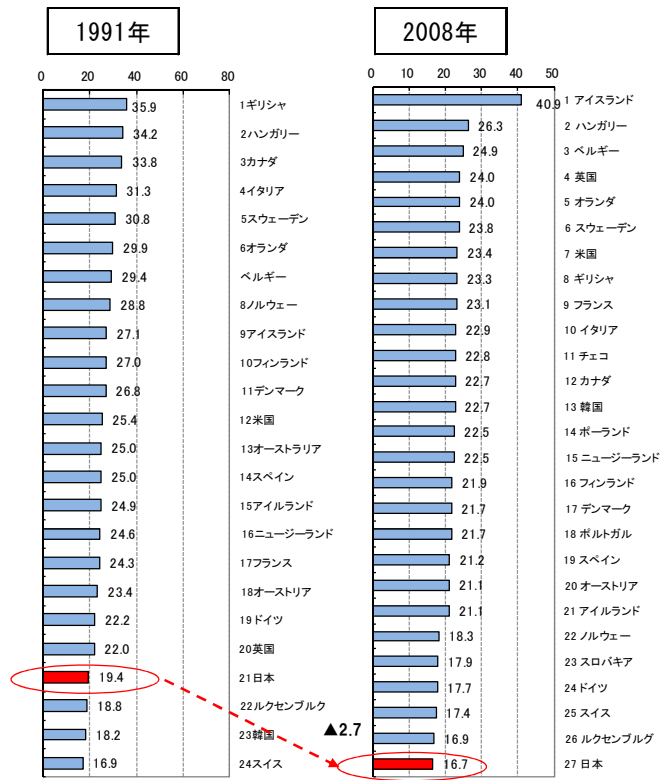
(出典) OECD「Economic Outlook 76」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)のベース。
 (注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

政府の社会保障支出(対GDP比)



(出典) IMF「Government Finance Statistics Yearbook 2002」、OECD「Economic Outlook 76」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)のベース。
 (注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

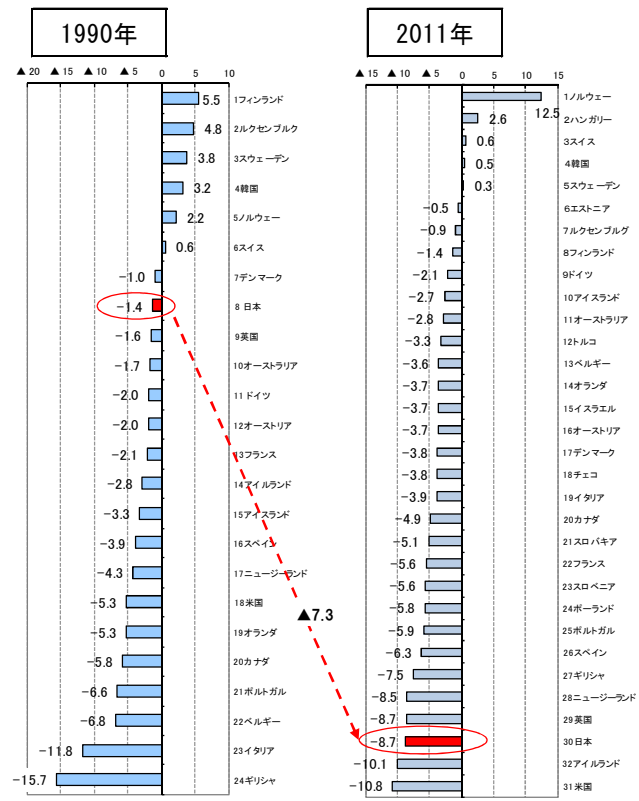
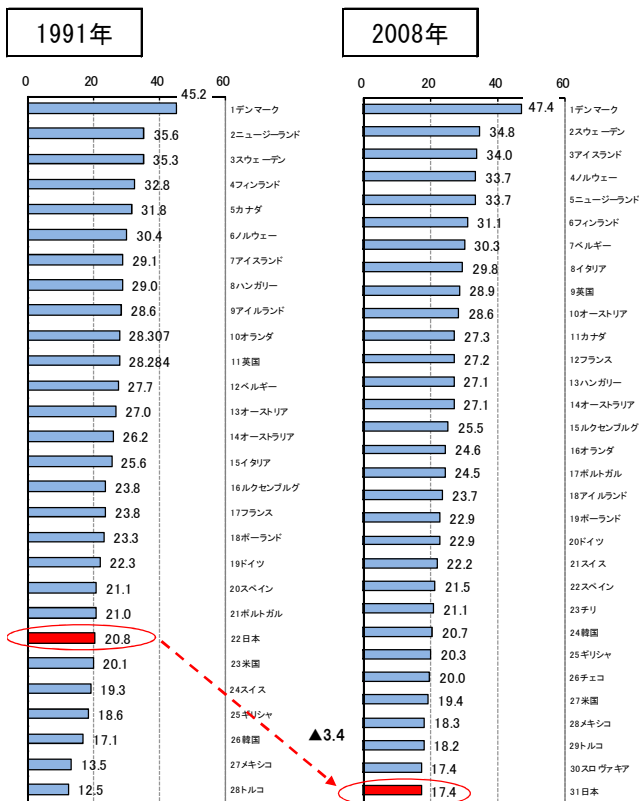
政府の社会保障以外の支出(対GDP比)



(出典) OECD「Economic Outlook 76」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)のベース。
 (注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

政府の租税収入(対GDP比)

政府の財政収支(対GDP比)

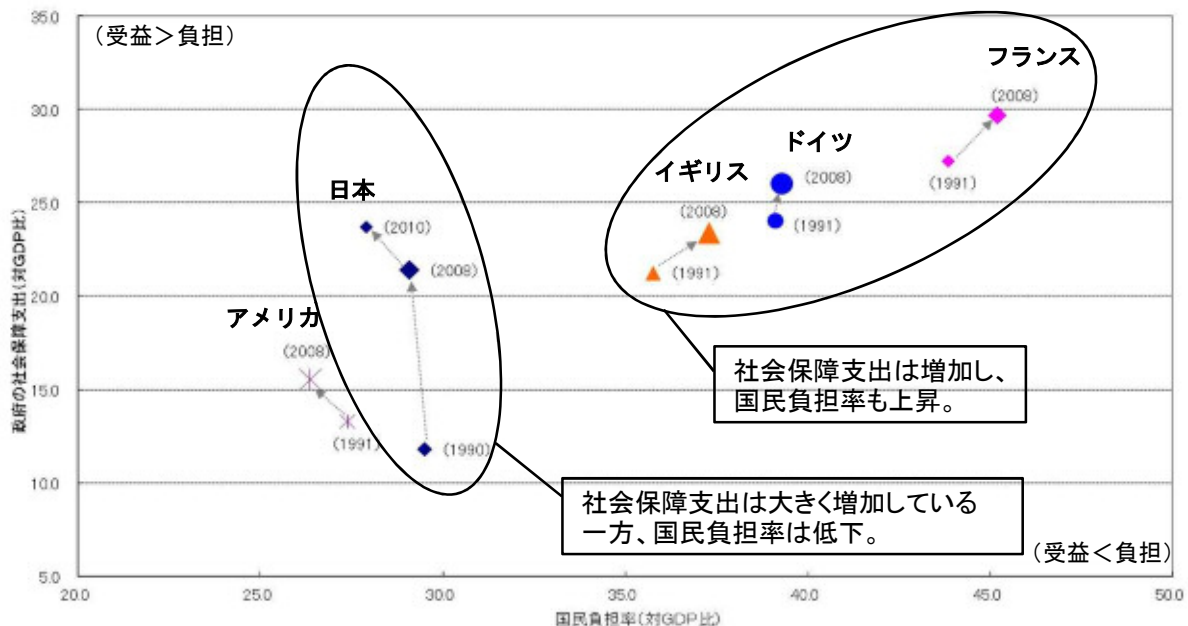


(出典) OECD「Revenue Statistics」、同「National Accounts 2010 vol. II」、内閣府「国民経済計算」等
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 1991年のスウェーデンの数値は、68SNAベースによる計数。
 (注3) 2008年の数値は、日本は2008年度、スイスは2007年の値。

(出典) OECD「Economic Outlook 89」、「Economic Outlook 76」
 (注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いたベース。日本の2010年の財政収支は単年度限りの特殊要因を除いた数値。

(参考) 主要国における社会保障支出と国民負担率の関係【2008年】

社会保障支出は、主要国でも、高齢化の進展により増加しており、特に高齢化が進んでいる日本では、増加が顕著です。一方で、国民負担率の水準は、主要国では概ね上昇していますが、日本においてはむしろ低下しています。



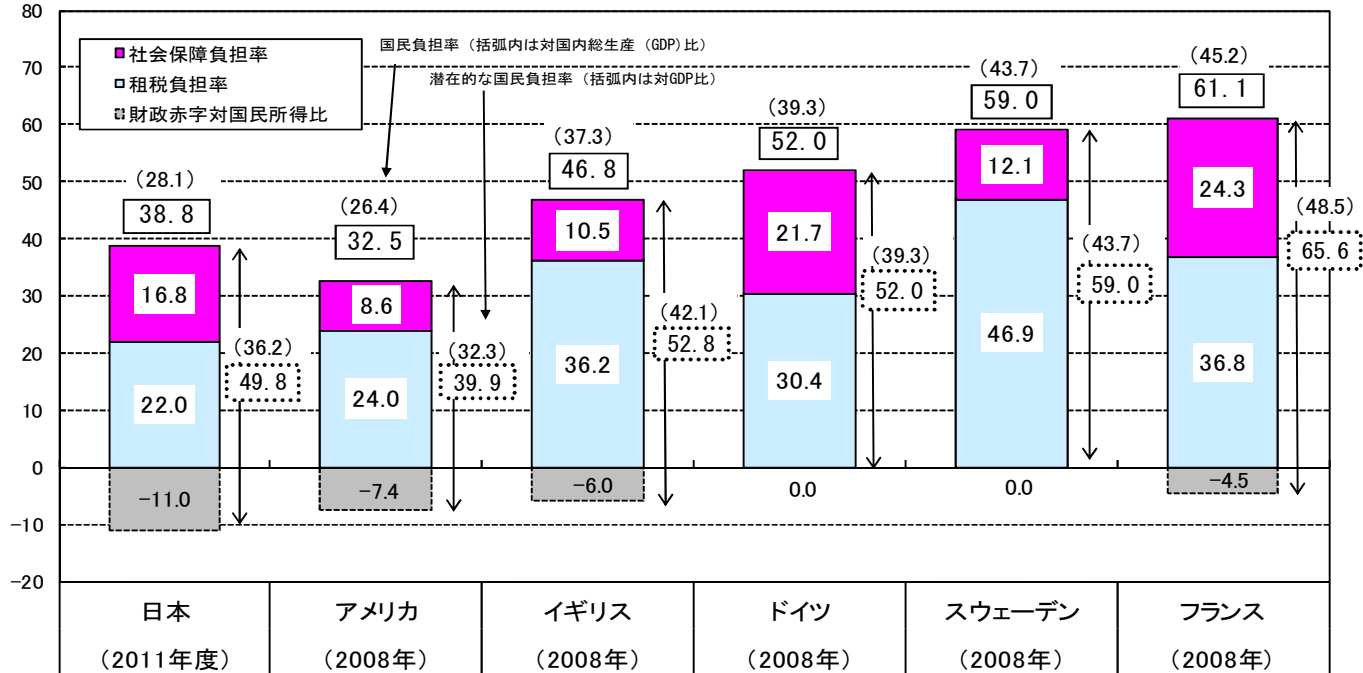
【出典】国民負担率: OECD「National Accounts 2010 vol. II」、同「Revenue Statistics」、内閣府「国民経済計算」等
 社会保障支出: IMF「Government Finance Statistics Yearbook 2002」、OECD「Economic Outlook 78」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 国民負担率: 日本は1990年度及び2008年度は実績、2010年度は実績見込み。その他の国は1991年及び2008年の実績。
 (注3) 政府の社会保障支出: 日本は1990年度、2008年度は実績、2010年度は財務省による粗い試算。その他の国はいずれも実績(暦年値)。

(参考) 国民負担率の国際比較

○ 主要先進国との比較

[国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率]

(国民所得比 : %)



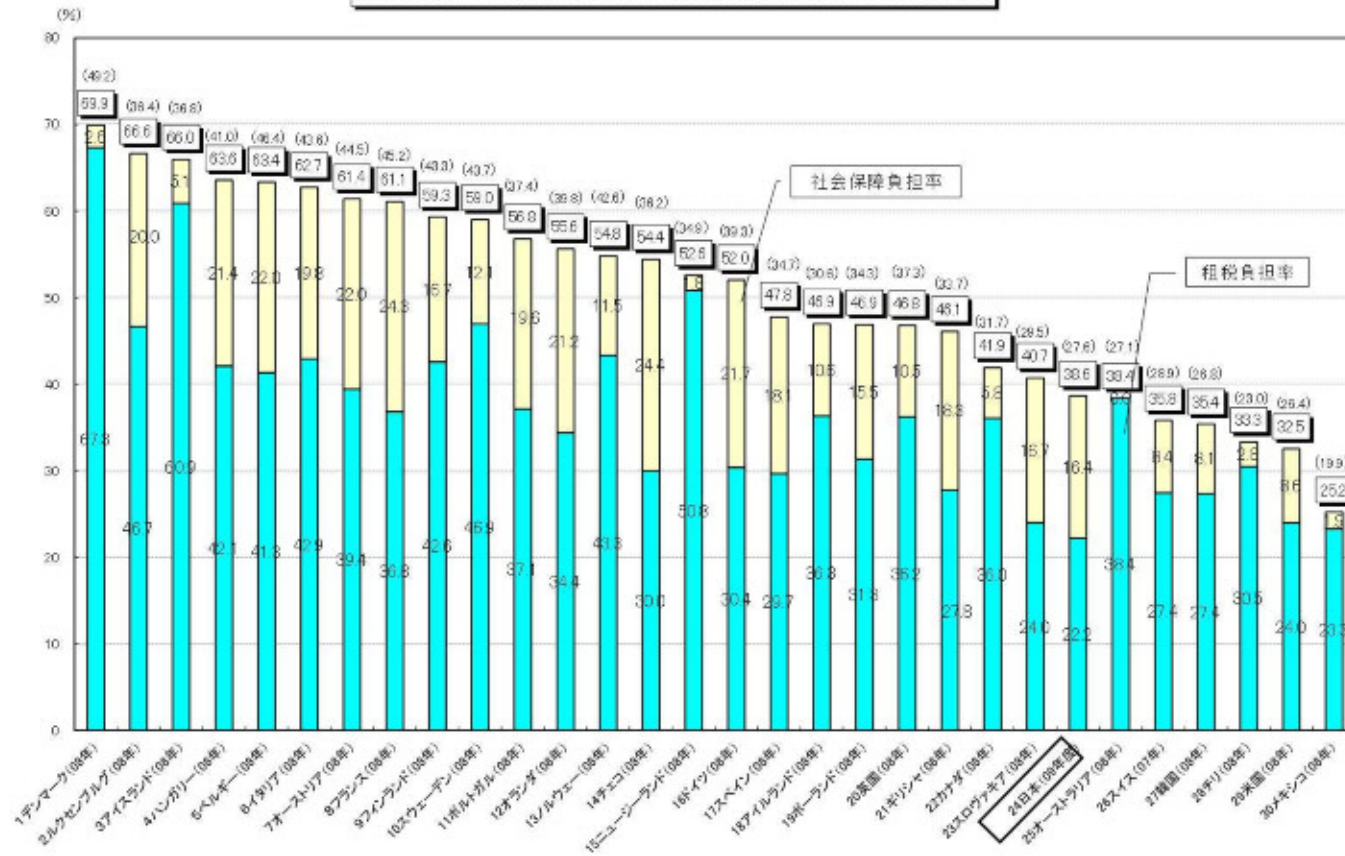
(注) 1. 日本は2011年度(平成23年度)見通し。諸外国は2008年実績。

2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

【諸外国出典】“National Accounts”(OECD)、“Revenue Statistics”(OECD)等

○ OECD諸国との比較

国民負担率(対国民所得比)の国際比較(OECD加盟30カ国)



(注1) OECD加盟30カ国中30カ国の最新の実績値。残りの国(トルコ、スロベニア、イスラエル、エストニア)については、計数が足りず、国民負担率が算出不能であるため掲載していない。
 (注2) 括弧内の数字は、対国内総生産比の国民負担率。
 (出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国: National Accounts 2010(OECD) Revenue Statistics(OECD)

18. 社会保障と税の一体改革

(1) 議論の経緯

政府・与党社会保障改革検討本部は、社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の様々な議論の積み重ねを尊重したうえで、集中的な検討の成果をもとに社会保障・税一体改革成案を取りまとめました。今後は、本成案に基づき更に検討を進め、その具体化を図ることとしています。

<平成20年>

社会保障国民会議(最終報告・H20.11)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム(H20.12)

21年度税制改正(H21.3)

[21年度税制改正関連法附則104条]

経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

<平成21年>

安心社会実現会議(報告・H21.6)

<平成22年>

政府・与党社会保障改革検討本部(H22.10)

民主党・税と社会保障の抜本改革調査会中間整理(H22.12)

社会保障改革に関する有識者検討会報告(H22.12)

社会保障改革の推進について(H22.12.14閣議決定)

社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、**23年半ばまでに成案**を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

<平成23年>

社会保障改革に関する集中検討会議

・社会保障・税一体改革の集中的な検討、国民的なオープンな議論
・平成23年2月5日 第1回開催 ⇒ 第6回(5月12日)「厚生労働省案」⇒ 第10回(6月2日)「社会保障改革案」

「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党 社会保障と税の抜本改革調査会(H23.5))

「国と地方の協議の場」(6月13日)等、地方団体との意見交換

政府・与党社会保障改革検討本部 成案決定会合

・社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置。
・第1回を6月8日に開催。以降、第5回(6月30日)まで開催。

「社会保障・税一体改革成案」(H23.6.30政府・与党社会保障改革検討本部決定)
⇒ 7月1日 閣議報告

(2) 成案のポイント

成案では、社会保障改革の全体像を示し、改革に係る費用を推計したうえで、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税を現行の5%から10%まで引き上げる方針が定められました。これにより、社会保障改革の財源確保と財政健全化の同時達成に向けた一里塚が築かれることとなります。

I 社会保障改革の全体像

社会経済諸情勢の変化

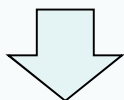
○ 現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の変化が発生



- ・ 社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の議論の積み重ねを尊重
- ・ 社会保障改革に関する有識者検討会報告(「3つの理念」、「5つの原則」)

改革の基本的考え方

- ・ 全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高める
すべての人が社会保障の受益者であることを実感。生き方や働き方に中立的で選択できる社会、参加が保障される社会。
- ・ より公平・公正で自助・共助・公助のバランスにより支えられる社会保障制度に改革
サービスの不足、就職難、ワーキングプア、社会的疎外、虐待などの国民が直面する現実の課題への対応。包括的支援体制の構築。
- ・ 給付と負担のバランスを前提として、それぞれOECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計
⇒ 中規模・高機能な社会保障体制を目指す。



改革の優先順位と個別分野における具体的改革

- ①子ども・子育て支援、若者雇用対策、②医療・介護等のサービス改革、③年金改革、④「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」についてまず優先的に取り組む。
- 個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容を併せて提示



社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

II 社会保障費用の推計

- Iの社会保障改革に係る費用を推計
⇒ 追加所要額(公費)は、約2.7兆円程度(2015年度)
[充実による額 3.8兆円
重点化・効率化による額 ~▲1.2兆円]
- 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計
⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)の用途の明確化(社会保障財源化)
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ配分し、現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引上げ

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

- 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

Ⅳ 税制全体の抜本改革

- 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制等についての改革の考え方

Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール

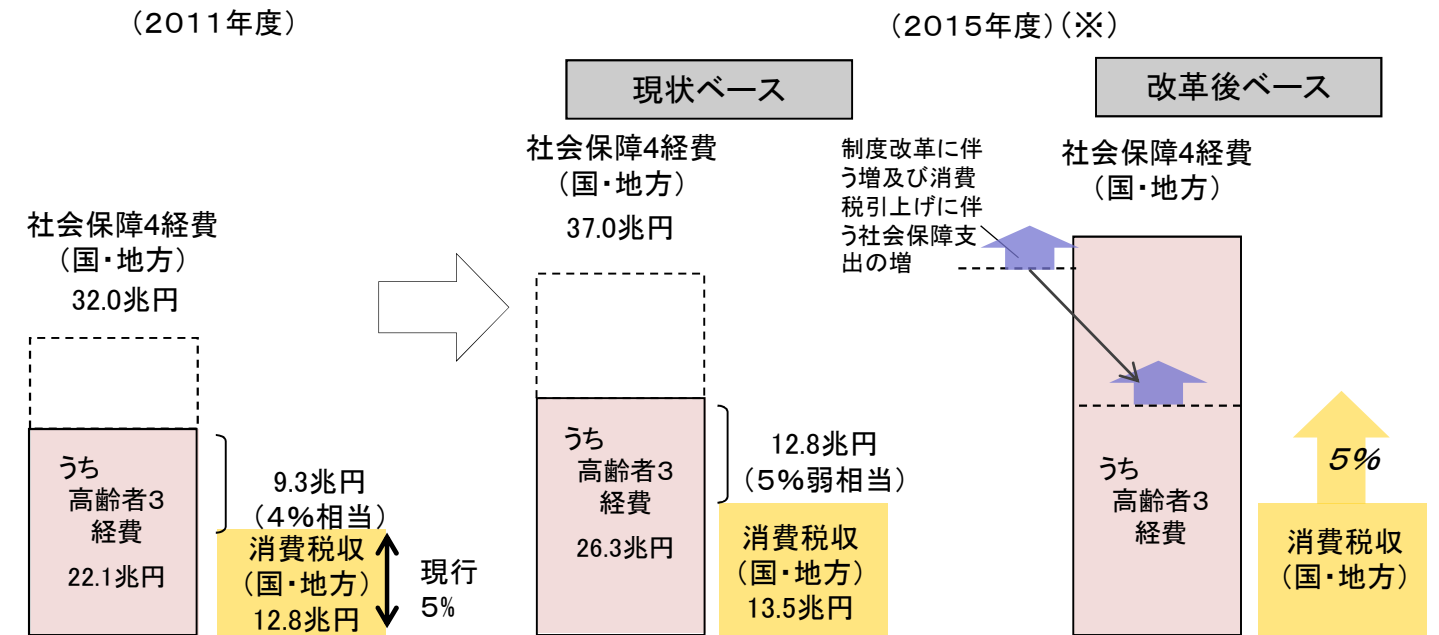
- 改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議
- 社会保障改革は、工程表に従って実施
- 経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、附則104条の道筋に従って23年度中に法制上の措置
 - ・経済状況の好転は、総合的に判断
 - ・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組み
 - ・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除

Ⅵ デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

- デフレからの脱却を実現するための政府・日銀における取組み
- 社会保障・税一体改革と経済成長との好循環

(3) 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税込(国・地方)を主要な財源として確保し、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保することとしています。



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税込は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税込(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

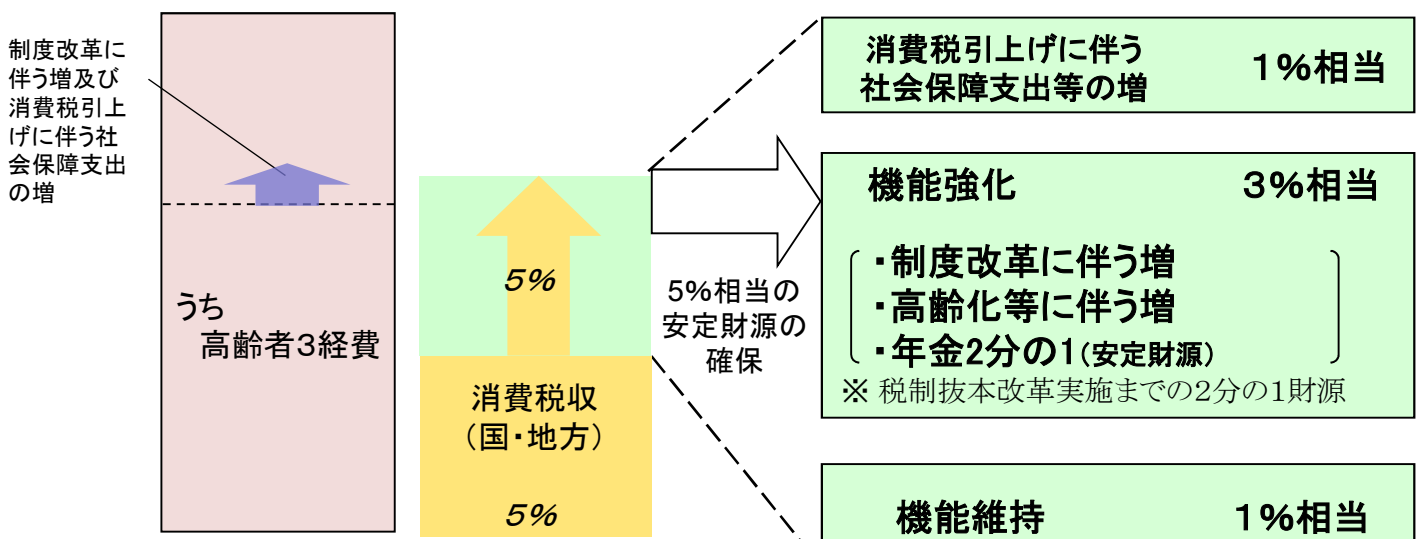
(注4) 2015年度の消費税込は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

(国・地方)

(2015年度)(※)

改革後ベース

社会保障4経費(国・地方)



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物産調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚生労働省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(参考)内閣府試算の概要 (「経済財政の中長期試算」平成23年8月12日 内閣府)

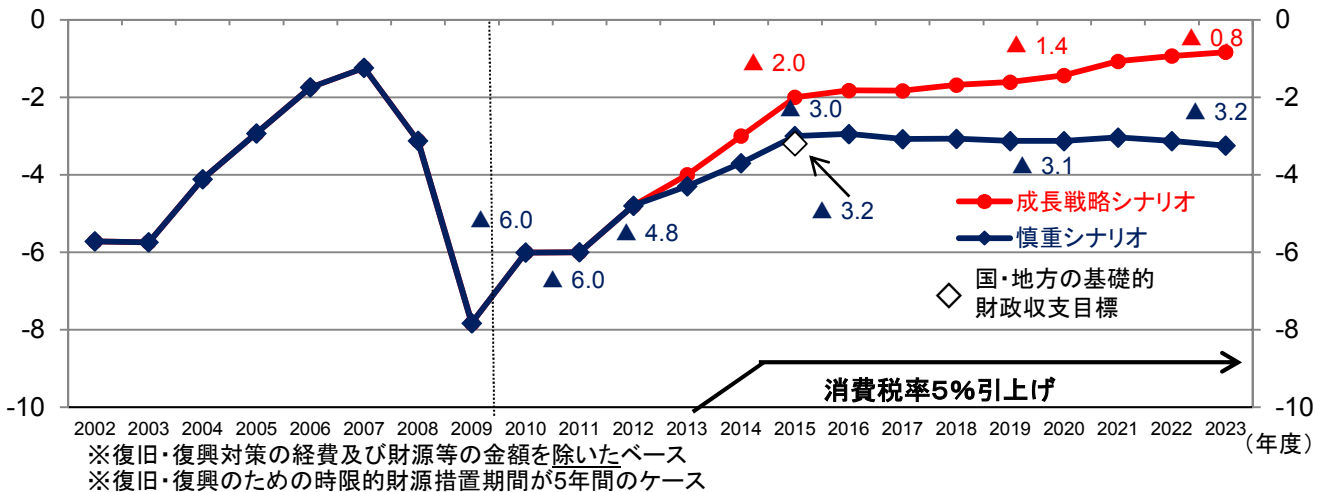
■ 試算前提

- ・「社会保障・税一体改革成案」を踏まえ、一つの想定として、2013年度後半から2015年度にかけて段階的に消費税率を10%まで引き上げることを仮置き
- ・「復興の基本方針」を踏まえ、19兆円程度の復興歳出、財源としての時限的な財源措置(期間は5年及び10年)等を想定 等

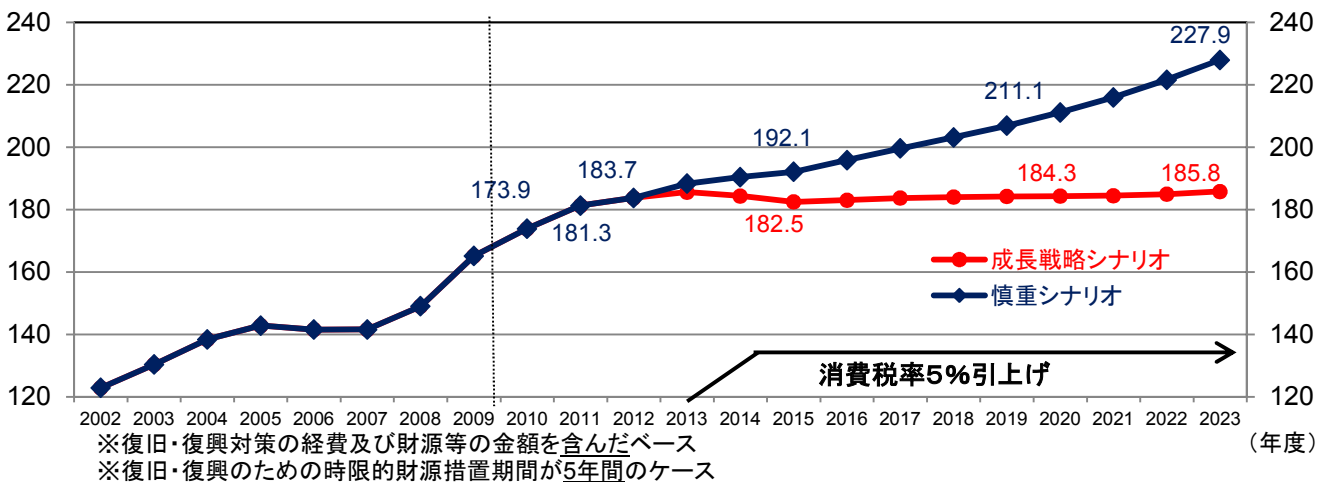
(参考)経済成長率(2011年度～2020年度の平均)

慎重シナリオ:名目1%台後半、実質1%強 成長シナリオ:名目3%程度、実質2%程度

国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)



国・地方の公債等残高(対GDP比)



目標達成に必要な収支改善幅(慎重シナリオ)

	国+地方			国		
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]
2010年度 ^(注1)	▲30.8 [▲6.4%]			▲32.9 [▲6.8%]		
2015年度 ^(注2)	▲15.4 [▲3.0%]	▲16.4 [▲3.2%]	目標達成	復旧・復興対策や消費税率引き上げをしない場合、2015年度の国単独のPB対GDPは▲約5%、国・地方合算(▲4%半ば)を0.5%ポイント程度下回る。国・地方合算PBが2015年度に対GDP比▲3%程度まで改善することを踏まえれば、国単独も半減目標(▲3.4%)に向かうとみられる。		
	▲15.5 [▲3.0%]	▲16.5 [▲3.2%]	目標達成			
2020年度 ^(注2)	▲17.6 [▲3.1%]	0.0 [0.0%]	17.6 [3.1%]			
	▲18.3 [▲3.3%]		18.3 [3.3%]			

(注1) 2010年度は2010年6月試算時の値。2011年8月試算における2010年度の値は、国+地方▲28.6[▲6.0%]。

(注2) 2015年度、2020年度は、上段が「財源措置期間が5年間の場合」、下段が「財源措置期間が10年の場合」

(注3) 上記の表は、復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を除いたベース

19. 特別会計について

我が国の会計は、税金などの収入により国家の一般的な支出を行う「一般会計」と、特定の収入（保険料等）により特定の事業を運用する場合などに設置される「特別会計」からなっています。特別会計は、受益と負担の関係や事業ごとの収支をより明確にすることなどを目的としています。

・交付税及び譲与税配付金特別会計 (内閣府、総務省及び財務省)	・農業共済再保険特別会計 (農林水産省)
・地震再保険特別会計 (財務省)	・森林保険特別会計 (農林水産省)
・国債整理基金特別会計 (財務省)	・国有林野事業特別会計 (農林水産省)
・外国為替資金特別会計 (財務省)	・漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (農林水産省)
・財政投融资特別会計 (財務省及び国土交通省)	・貿易再保険特別会計 (経済産業省)
・エネルギー対策特別会計 (文部科学省、経済産業省及び環境省)	・特許特別会計 (経済産業省)
・労働保険特別会計 (厚生労働省)	・社会資本整備事業特別会計 (国土交通省)
・年金特別会計 (厚生労働省)	・自動車安全特別会計 (国土交通省)
・食料安定供給特別会計 (農林水産省)	

※ 特別会計の廃止・統合
18年度時点:31特別会計 ⇒ 22年度:18 ⇒ 23年度:17

○特別会計の積立金等(ストック)について(22年度決算反映後)

特別会計の積立金等は174.2兆円(22年度決算処理後)。この約8割は 国民年金などの保険事業に関するもので、将来の年金支払い等のために積み立てているものです。

うち	年金	122.0兆円
	(国民年金勘定)	7.7兆円
	(厚生年金勘定)	113.5兆円
	労働保険	14.0兆円
	(労災勘定)	8.1兆円
	(雇用勘定)	6.0兆円

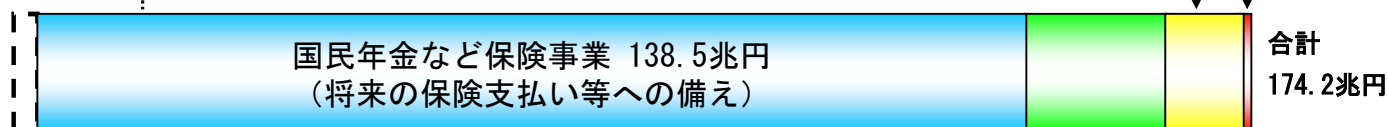
国債整理基金特別会計 13.7兆円
(将来の国債償還のためのもの)

⇒ 基金残高を活用し買入消却を予定。
(23年度:3兆円程度)

基金残高を国債の償還に充てつつ、オペレーションリスクの観点も踏まえ圧縮。

その他
0.2兆円

(エネルギー特会)
0.1兆円
食料特会
0.1兆円



財政投融资特別会計 1.2兆円 ⇒ 0.1兆円
(金利変動による損失への備え)

⇒ 22年度、23年度の特例的な一般会計への繰入れにより見込みの全額を使用。

- ・22年度当初予算: 4.8兆円
- ・23年度当初予算: 1.1兆円

(22年度末残高0.1兆円+22年度剰余金見込額1.0兆円)

※特会法では、必要水準(総資産の50/1000)を超えた分は、国民共通の負債である国債の償還に充てる制度

外国為替資金特別会計 20.6兆円
(為替・金利の変動等による損失への対応)

⇒ 1ドル=83円(23年3月末)の場合、為替評価損が34.8兆円となり、評価損が積立金を14.2兆円上回る。1円の円高で1兆円弱の為替評価損。

○特別会計の歳出(フロー)について

特別会計の歳出総額は384.9兆円、会計間のやりとり等を除いた歳出純計額は182.2兆円。その大半は国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等、財政融資資金への繰入れ(財投債による資金調達等)であり、それらを除くと、8.8兆円となります。

特別会計の歳出総額 384.9兆円

※一般会計から特別会計への繰入れ54.3兆円(国債整理基金特会21.5兆円、交付税特会16.8兆円、年金特会12.6兆円など)

純計額 182.2兆円

会計間のやりとり
(91.4兆円)

国債の借換え
(111.3兆円)

8.8兆円	財政融資資金への繰入れ 14.6兆円	地方交付税交付金等 19.0兆円	社会保障給付費 57.4兆円	国債償還費等 82.5兆円
-------	-----------------------	---------------------	-------------------	------------------

- 国債の償還や利子の支払いに必要な費用
- 年金や健康保険給付費など、法律に基づく社会保障給付そのものにかかる費用
- 地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等
- 財投貸付の原資として、財投債の発行により調達した資金を財政融資資金へ繰り入れるもの等

○特別会計の剰余金(決算における歳入と歳出の差額=フロー)について

「決算上の剰余金」とは各特別会計における歳入歳出の差額であり、22年度においては11.2兆円(国債整理基金特別会計を除く)です。この「決算上の剰余金」は、特別会計法第8条等の規定に沿って、①積立金等へ積立て(1.9兆円)、②翌年度特別会計歳入へ繰入れ(6.6兆円)、③一般会計へ繰入れ(2.7兆円)などの処理が行われており、一般会計へ繰入れ可能なものについては最大限活用しています。

◆主な特別会計の剰余金の処理(22年度決算)

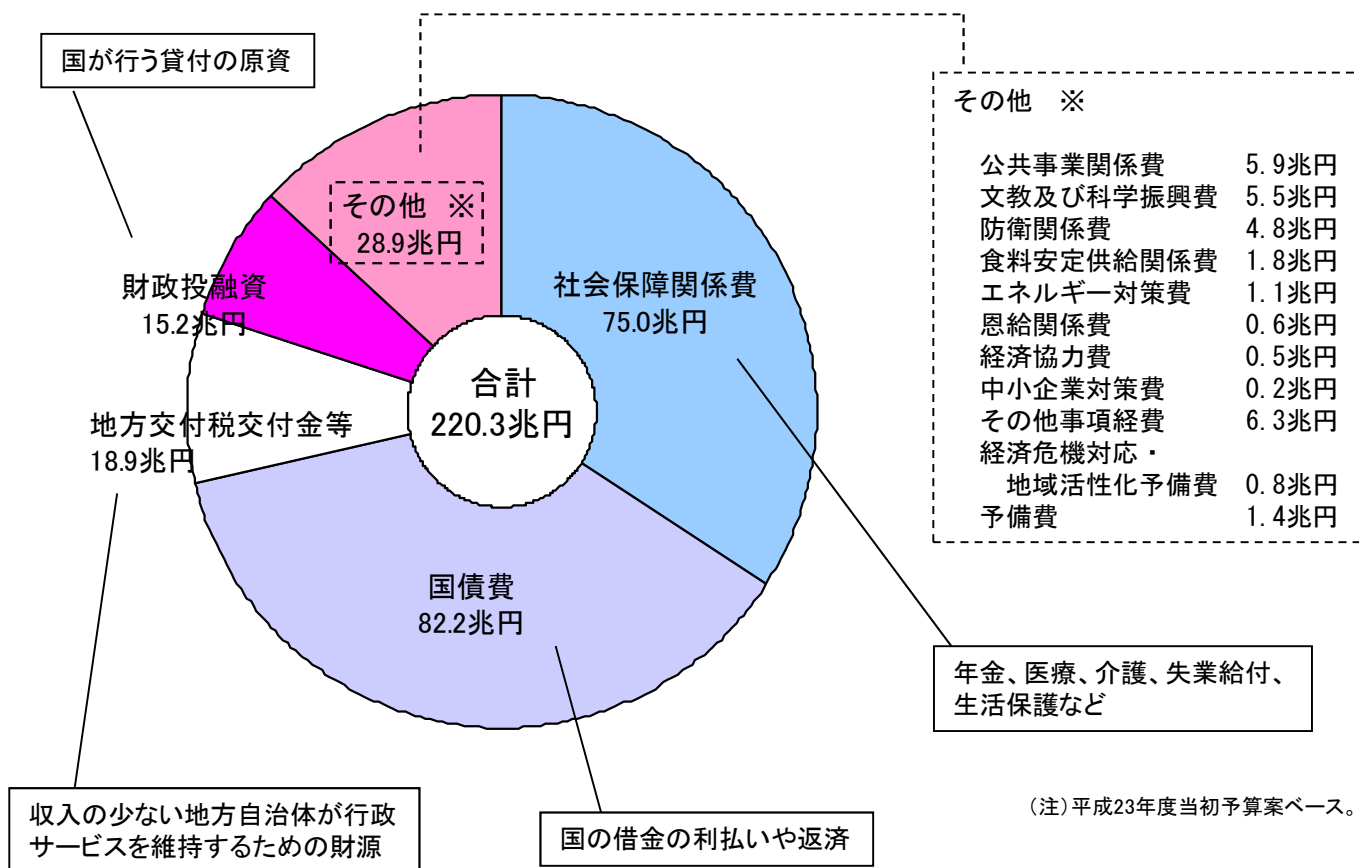
特別会計(勘定)	剰余金額	主な発生要因	主な処理	
年金	基礎年金	2.5兆円	・年金給付費が予定を下回ったこと	・23年度以降の年金給付等に充てるため、23年度特会歳入に繰入れ
	国民年金・厚生年金	0.5兆円	・年金給付費が予定を下回ったこと	・23年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積立て
外国為替資金	3.0兆円	・運用収益(保有外貨資産と円建負債(政府短期証券)の金利差)	・23年度一般会計に2.7兆円を繰入れるとともに、23年度特会歳入に0.3兆円を繰入れ	
交付税及び譲与税配付金	1.9兆円	・地方交付税交付金の支出残額を翌年度に繰り越すこと	・23年度の地方交付税交付金等に充てるため、23年度特会歳入に繰入れ	
財政投融资(財政融資資金)	1.1兆円	・運用収益(調達金利が低水準で推移、一方、過去の比較的高い金利の長期貸付が残っていること)	・金利の変動による損失に備えるため、積立金として積立て ※特例法により、剰余金積立て後の積立金(1.1兆円)を23年度一般会計に繰入れ。	
社会資本整備事業	0.5兆円	・天候、地元調整等の関係で工事が遅れたことによる事業の繰越し	・23年度に繰り越された工事の支払い等に充てるため、23年度特会歳入に繰入れ	
労働保険	労災	0.1兆円	・保険給付費が予定を下回ったこと	・23年度以降の保険給付費に充てるなどのため、23年度特会歳入に繰入れ
	雇用	0.3兆円	・失業等給付費が予定を下回ったこと	・23年度以降の失業等給付費に充てるため、積立金として積立て

国債整理基金

「決算上の剰余金」は30.7兆円。その内訳は、①前倒債発行額16.9兆円(翌年度の早い段階に償還を迎える国債の借換えに対応できるよう、前年度中に発行した借換債)と、②基金残高13.7兆円(国債発行ができなくなるなどの不測の事態の場合にも活用可能な、将来の国債償還のために制度的に積み立てられているもの)。これらは、会計上、剰余金として計上される。

20. 一般会計・特別会計の主要経費別純計

この主要経費別純計とは、一般会計歳出総額(23年度92.4兆円)と特別会計歳出総額(同384.9兆円)の合計から会計間の入り繰りを控除し、政策分野ごとに整理したものです。いわば国全体の歳出の全体像を示すものです。



○一般会計・特別会計の歳出予算純計の推移

事 項	平成21年度 決算額	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額
一般会計歳出総額 (A)	101.0兆円	92.3兆円	92.4兆円
特別会計歳出総額 (B)	348.1兆円	367.1兆円	384.9兆円
合計 (C=A+B)	449.0兆円	459.4兆円	477.3兆円
うち重複額 (D)	145.8兆円	141.7兆円	145.7兆円
差引額 (E=C-D)	303.2兆円	317.7兆円	331.6兆円
うち控除額 (F)	90.5兆円	102.6兆円	111.3兆円
純計額 (=E-F)	212.7兆円	215.1兆円	220.3兆円

(注)控除額とは、国債整理基金特別会計における借換償還額を指す。

21. 徹底した予算の効率化

予算がどのように使われ、どのような成果をあげたかを評価・検証し、その後の予算編成に活用するPDCAサイクルの強化を通じて、予算の効率化の徹底を図っています。

1. 行政刷新会議の事業仕分けの評価結果の反映などによる歳出歳入の見直し

(1) 22年度予算

○歳出

事業仕分けの評価結果や横断的見直しの観点等を踏まえ、すべての歳出について徹底した見直しを行い、約▲2.3兆円の歳出削減を実現。

①歳出削減額(一般会計) 約 ▲2.3兆円

○歳入

事業仕分けの評価結果や横断的見直しの観点等を踏まえた歳入確保努力によって、約1.0兆円の財源確保を実現。

②歳入確保額(一般会計) 約 1.0兆円

○合計(①+②) 約 3.3兆円

(2) 23年度予算

○歳出

事業仕分けの評価結果等を踏まえ、歳出の徹底した見直しを行い、概算要求から追加的に約▲0.3兆円の歳出削減を実現。

①歳出削減額(一般会計) 約 ▲0.3兆円

○歳入

事業仕分けの評価結果等を踏まえた歳入確保努力によって、約1.4兆円の財源確保を実現。

②歳入確保額(一般会計) 約 1.4兆円

○合計(①+②) 約 1.7兆円

2. 予算執行調査結果の反映

○ 予算執行調査は、事業等の必要性・有効性・効率性を検証。調査結果に基づき、事業等の全部又はその一部を廃止するなど、予算の更なる効率化を推進。

【22年度調査件数:100件、23年度予算への反映額:398億円】

○ 23年度についても、予算の効率化を推進するため、調査を実施。

3. 決算検査報告等の反映

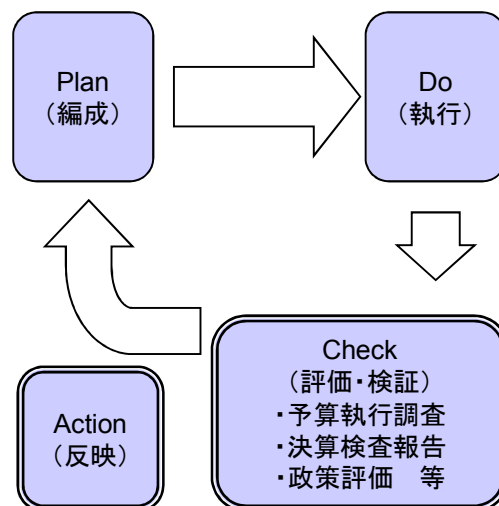
○ 会計検査院の指摘については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し。

【23年度予算への反映額:14,368億円】

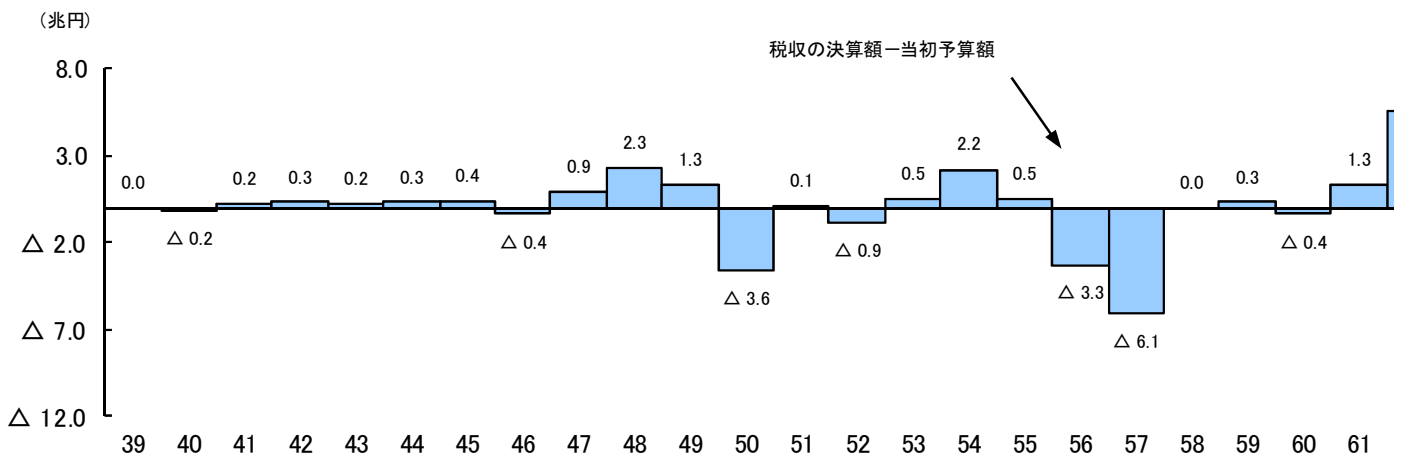
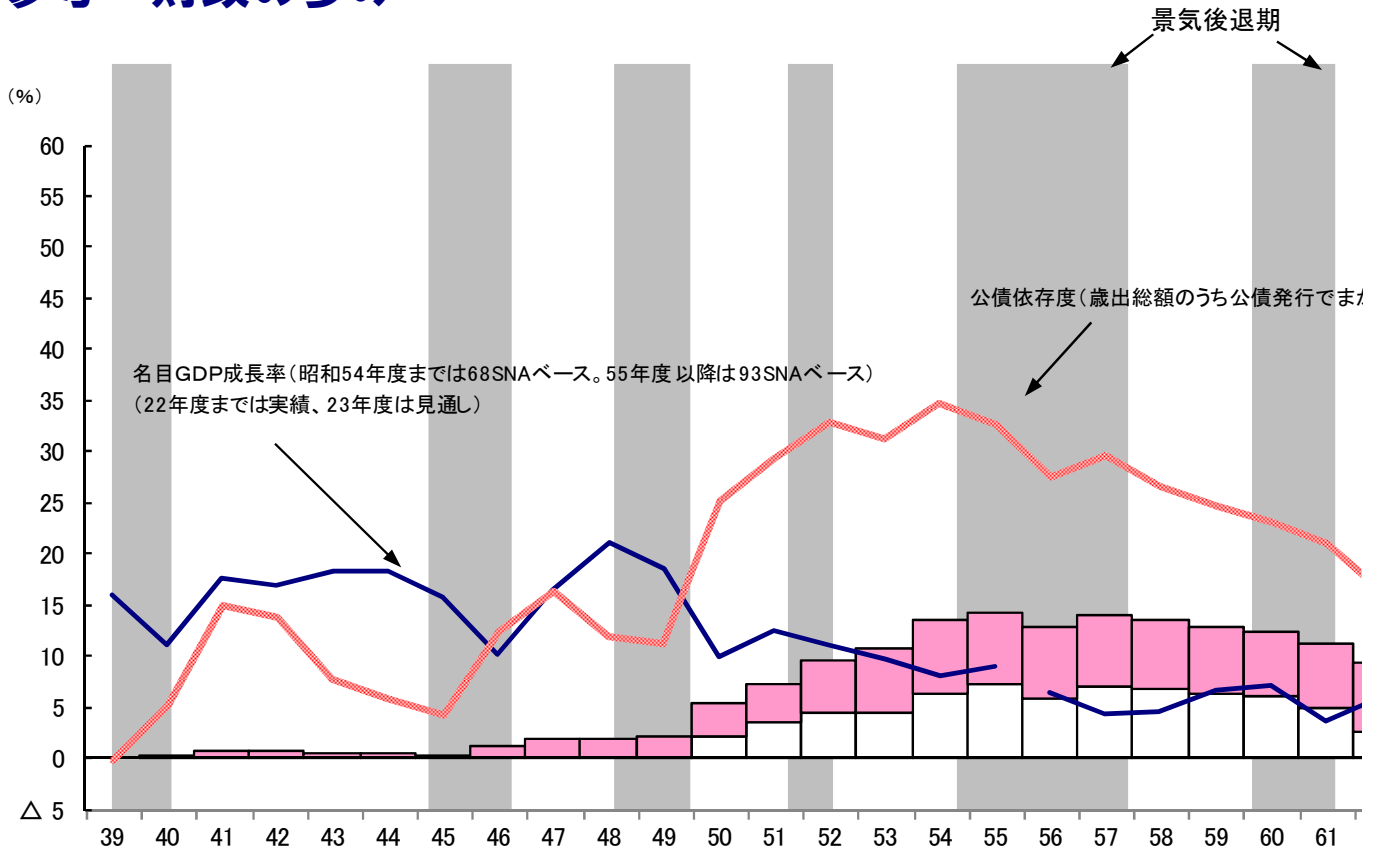
○ 多額の不用が生じている事業等については、決算結果を踏まえ、個々の予算の内容等を厳正に見直し。

4. 政策評価の活用

○ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省が実施した政策評価の結果について、予算編成において適切に活用。



参考 財政の歩み



40 年度補正予算で歳入補填債
建設公債の導入

高度成長に伴う税収増を背景に公債依存度
引下げに努力

8月 ニクソンショック

第1次石油危機
福祉元年

2兆円減税

補正で特例公債発行開始

55' 脱却目標
積極的な財政運営

ポソ・サミット7%成長のための積極的財政運営

機関車論
第二次石油危機

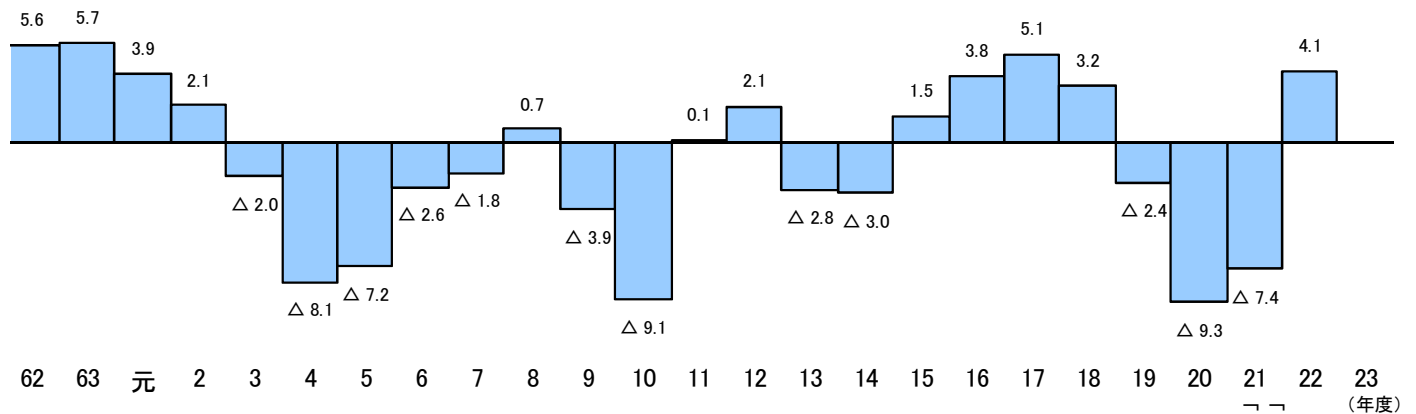
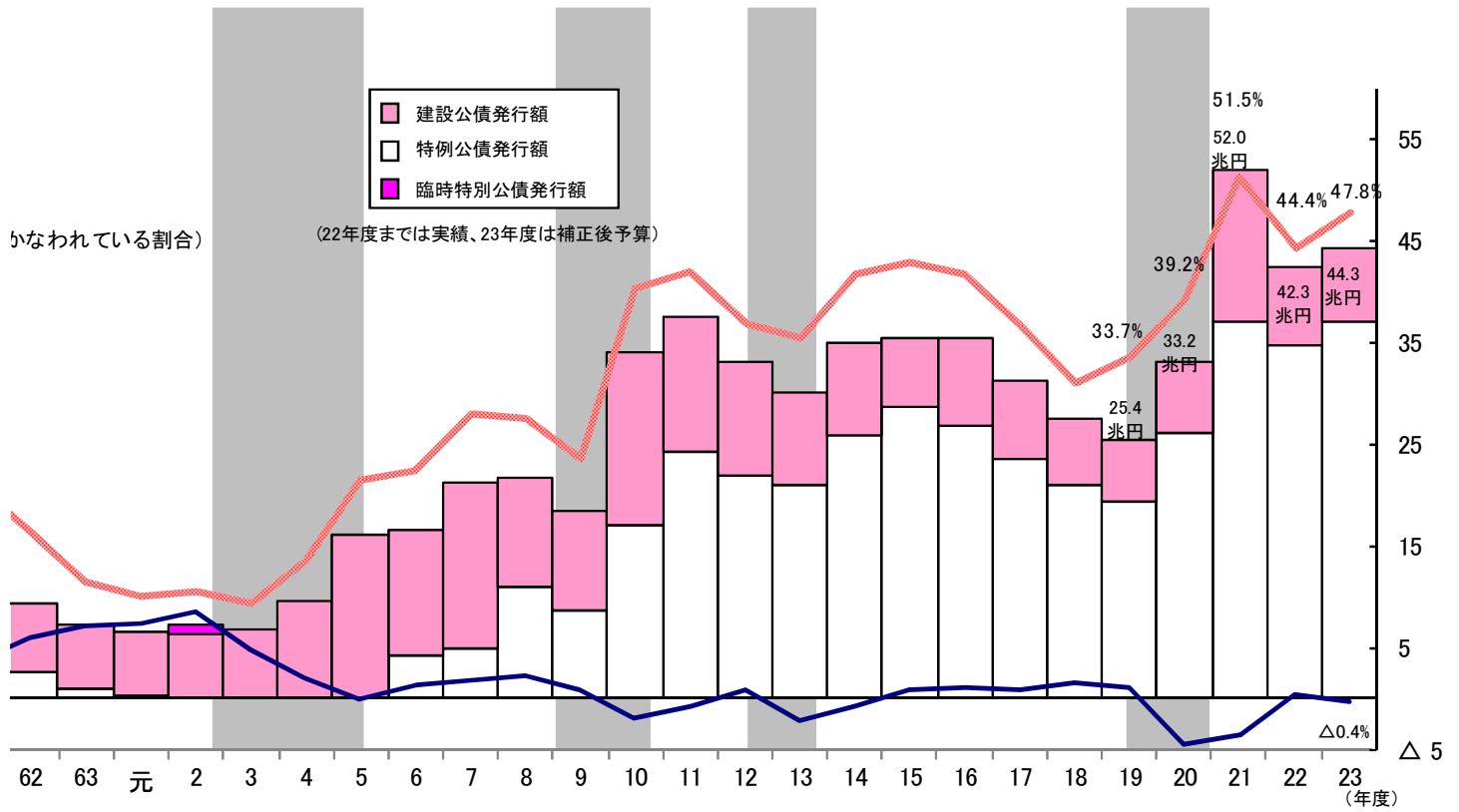
59' 脱却目標
財政再建の第一歩

世界的な景気停滞
ゼロ・シーリング

65' 脱却目標
マイナス・シーリング

財政改革の推進

公債発行額
(兆円)



NTT株式売却収入の活用

消費税導入

中期的財政運営の新努力目標
特例公債依存体質からの脱却

(公債残高の累増体質からの脱却)

特例公債発行再開

個人所得課税等6兆円減税

財政構造改革の推進に関する特別措置法成立

消費税率引上げ
4兆円特別減税

国・地方合わせて6兆円を超える恒久的な減税
財政構造改革の推進に関する特別措置法停止

当初予算において、国債発行 30兆円

当初予算において、国債発行 29.97兆円

新規国債発行額を過去最大の削減額となる 4.5兆円減額

事業規模 75兆円の3つの経済対策を発表

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を発表

「経済危機対策」を発表

当初予算において、国債発行 44.3兆円

各論1. 社会保障

(1) 医療

高齢化や医療の高度化等により医療費が経済の伸びを上回って増大する中で、公的医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするには、医療にかかるコスト全体の効率化を図りながら、給付（診療報酬）、負担（保険料等）の両面において、より適正・公平な配分・分担を実現していく必要があります。

① 国民医療費（平成20（2008）年度：34.8兆円）の内訳

・年齢階級別 ⇒ 65歳以上（人口の2割）で55%、75歳以上（人口の1割）で32%

国民医療費 (34.8)	
65歳未満: 45% (15.8)	65歳以上: 55% (19.0) [70歳以上: 44% (15.3)、75歳以上: 32% (11.0)]

・財源別 ⇒ 患者負担等は14%、税・保険料といった国民負担で86%をカバー

公費(税): 37% (12.9) [国: 25% (8.7)、地方: 12% (4.2)]	保険料: 49% (17.0) [事業主: 20% (7.1)、被保険者: 28% (9.9)]	患者負担等 14% (4.9)
---	---	--------------------

・費用構造 ⇒ 医師等の人件費: 約5割、医薬品: 約2割、その他: 約3割

医師等の人件費: 48% (16.7)	医薬品 22% (7.6)	医療材料 6% (2.2)	委託費・光熱費等 24% (8.3)
---------------------	------------------	------------------	-----------------------

(注) 数字は平成20(2008)年度ベース〔()内は金額(兆円)〕

② 医療における諸外国との格差

我が国の医療の現状を見ると、老人医療費等において諸外国と際立った相異を示しています。

○ 「老人1人当たり医療費」は若年者に比べ極めて高い

… 約5倍、諸外国は3～4倍

○ 「病床数」が多く、「入院日数」も長い

… 病床数: 諸外国の2～9倍、入院日数: 3～5倍

○ 外来患者の「受診回数」が多い

… OECD加盟国で最多、諸外国の2～3倍

○ 「後発医薬品の使用」は非常に少ない

(単位: %)

国名	後発医薬品シェア(2009年)	
	数量	金額
日本	20	8
アメリカ	69	13
イギリス	61	24
ドイツ	64	22

(出典) 日本: 厚生労働省 諸外国: IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, MAT Dec 2009

(注) 諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純比較できない。具体的には、日本では、古典的な医薬品等は「後発医薬品」とは別に、承認が古いなどの理由で先発・後発の区別がない「その他の品目」として取り扱われるが、IMS(米、英、独の数値の出典)ではこれらに該当する医薬品が「後発医薬品」に含まれている可能性がある。

③ 医療提供者の地域・診療科ごとの偏在

医師の分布を見ると、地域別・診療科別の偏在が見られ、これが医師不足問題につながっている可能性があります。あらゆる制度の見直しにより、偏在を解消させていく取組が必要です。

<地域ごとの偏在>

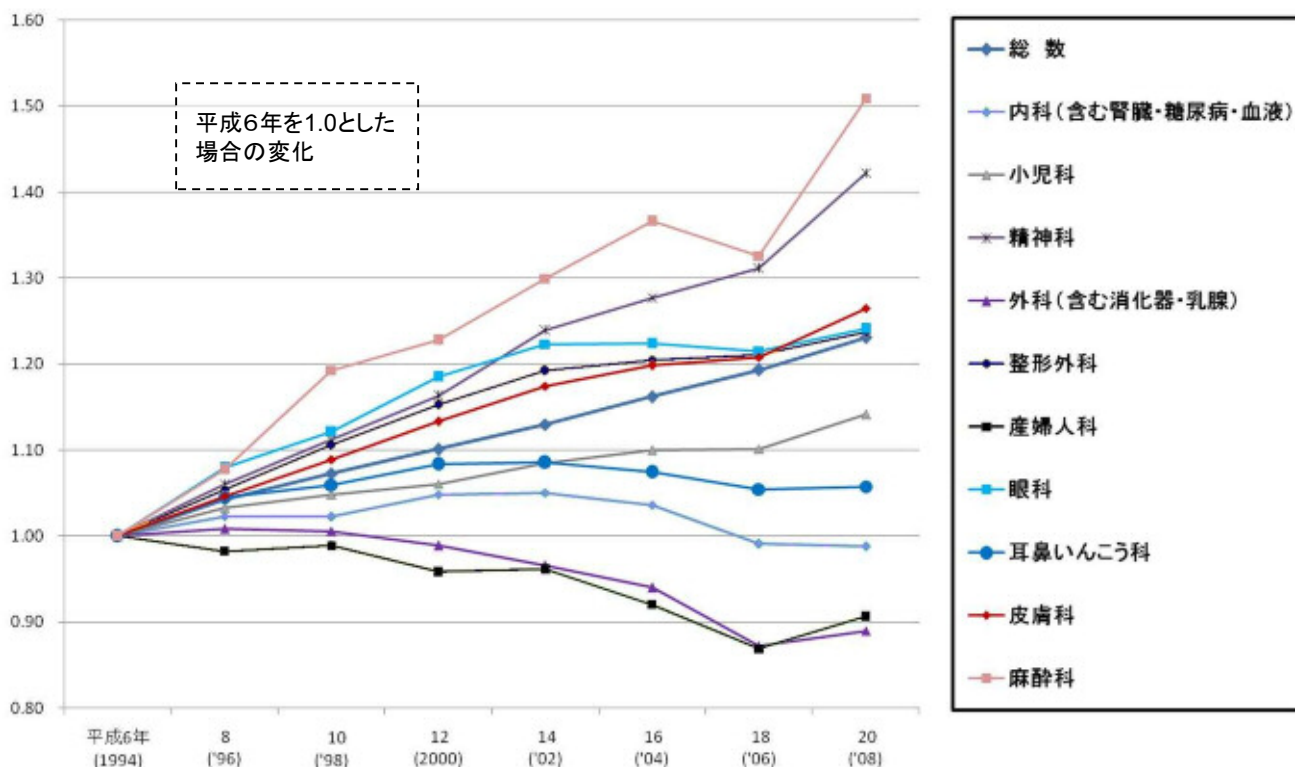
人口あたりの医師数の上位・下位5都道府県
(10万人あたり(人))

【上位】		【下位】	
徳島	299	.	.
東京	297	.	.
京都	295	新潟・神奈川	188
鳥取	288	青森・岐阜・静岡	184
福岡・高知	283	千葉	167
.	.	茨城	162
.	.	埼玉	146

面積あたりの医師数の上位・下位5都道府県
(100km²あたり(人))

【上位】		【下位】	
東京	1,741	.	.
大阪	1,194	.	.
神奈川	695	福島	28
福岡	288	青森・山形	27
愛知	279	秋田	20
.	.	岩手	17
.	.	北海道	15

<診療科ごとの偏在>

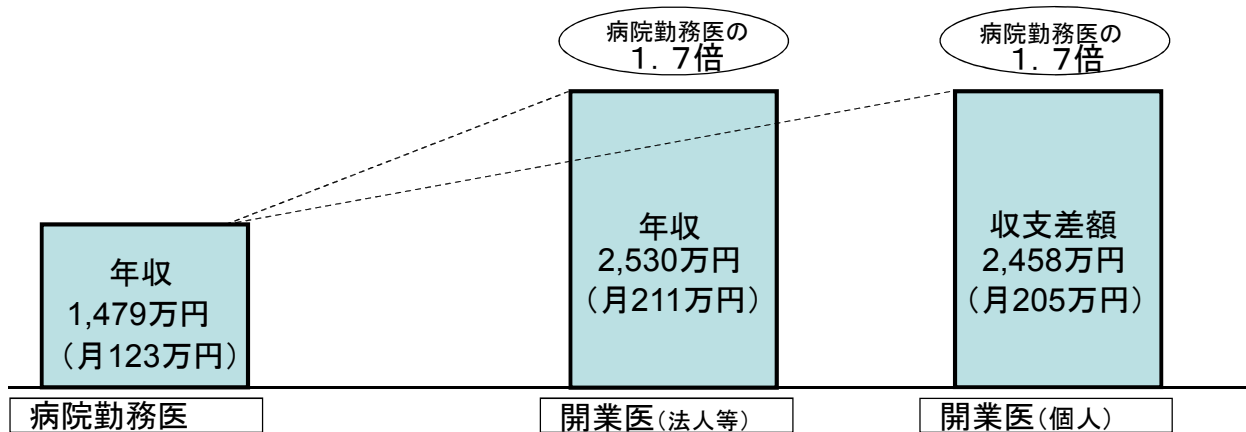


(参考)厚生労働省作成資料

④ 医療提供者間の収入の格差

医師の中でも、病院の勤務医と診療所の医師（開業医）の間には、2倍程度の収入の差があります。

2009年6月医療経済実態調査：2009年10月30日発表

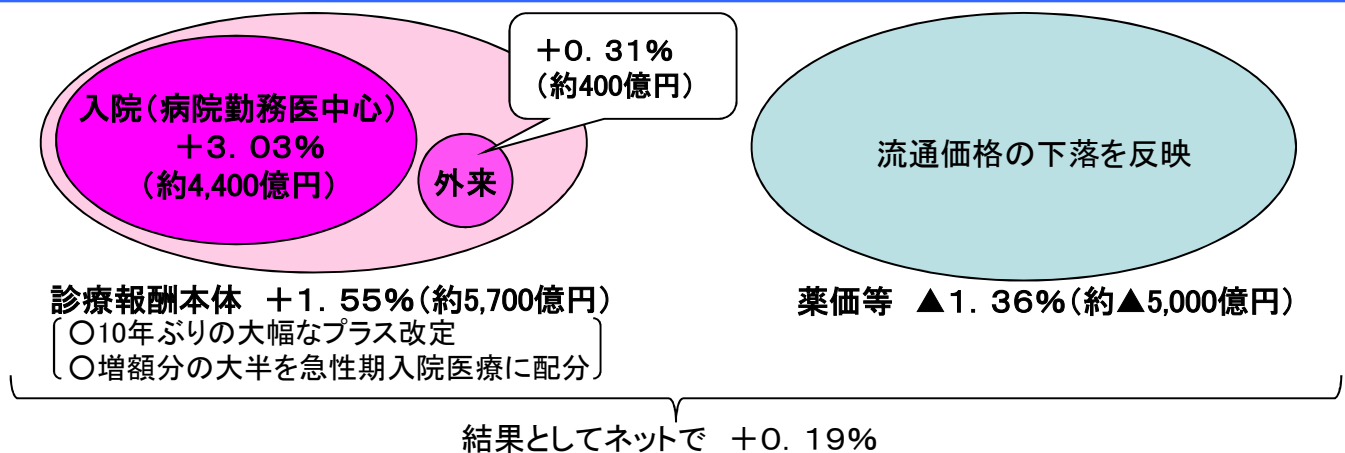


(注1)6月集計の値を基に12倍して計算。

(注2)収支差額は、保険診療収入等の医業収入から給与費や医薬品費等の医業費用を差し引いたもの。主に開設医師の報酬となる。

⑤ 平成22年度の診療報酬改定

平成22年度の診療報酬改定では、診療報酬全体の配分の見直しを行い、医師不足問題が深刻な病院勤務医や特定の診療科(産科・小児・救急・外科等)に重点的な配分を行いました。また、厚生労働省の中央社会保険医療協議会(中医協)に委ねずに、年末の段階で、大臣折衝によって、診療報酬の配分の大枠を決定しました。



⑥ 医療保険制度の重点化・効率化

医療保険制度の持続可能性・安定性を確保するため、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行う必要があります。

一体改革成案(6月30日政府与党決定)における医療・介護分野の改革案

<サービス提供体制の改革>

- 急性期医療への医療資源の集中投下、医師の偏在是正、人員増強
- 在宅医療・介護を充実

<保険制度の見直し>

- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 ⇔ ● 市町村国保の低所得者保険料軽減
- 介護納付金の総報酬割(人数割→所得に応じた負担に転換) ⇔ ● 介護の低所得者保険料軽減
- 軽度者に対する給付の見直し
- 受診時定額負担(例:1回100円) ⇔ ● 長期高額医療の患者に対する高額療養費の見直し
- 医薬品の患者負担の見直し(市販医薬品の価格水準を考慮) ● 総合合算制度
- 国保組合の国庫補助の見直し ● 低所得者対策・逆進性対策
- 高齢者医療の支援金の総報酬割、自己負担割合の見直しなど

(2)年金

人口や経済の長期の趨勢を見極めつつ、年金制度の安定性・公平性を確保していく必要があります。

平成16年の年金制度改革

基本的な考え方 (従来) まず給付水準を設定 → 必要な負担(保険料)水準を設定

(16年改正) まず将来の負担(保険料)水準の上限を設定 → その範囲内で給付水準を調整
⇒ 人口構造や経済状況の変化にも対応できる制度とすることを目指す

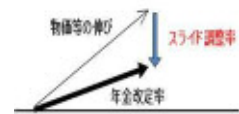
① 上限を固定した上での保険料の引上げ (保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

○ 29年度以降の最終保険料率: 厚生年金 18.3%(労使折半)、国民年金16,900円(平成16年度価格)

② マクロ経済スライド(負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み)の導入

○ 年金改定率 = 物価等の伸び率 - スライド調整率 (平均0.9%程度)

スライド調整率 = 「年金世代を支える現役世代(被保険者)の減少分」
+ 「平均余命の伸びに伴う年金給付費の増加分」



○ 給付水準の下限として、標準的な年金受給世帯の給付水準は、所得代替率50%を確保。

※ マクロ経済スライドによる調整は、今後物価等が上昇して、現在支給されている年金額(※特例的に、本来水準よりも2.5%高くなっている)を本来水準が上回ってから、開始する。(現在は行われていない。)

③ 積立金の活用

○ 概ね100年後に給付費1年分程度の積立金を維持することとし、積立金を活用して年金給付に充てる。

④ 安定財源を確保した上で、基礎年金国庫負担を2分の1に引上げ

一体改革成案(6月30日政府与党決定)における年金分野の改革案

<新しい年金制度の創設>

- ・ 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる1つの公的年金制度に、すべての人が加入。
- ・ ただし、今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要。
また、自営業者を含む一元的な制度とするためには、所得捕捉の環境整備のための準備期間が必要。

→ 今後、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、新しい年金制度の実現に取り組む。
(当面は、年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行の年金制度の改善を速やかに進める。)

<現行制度の改善>

● 最低保障機能の強化(低所得者への加算、障害基礎年金への加算等)

○ 高所得者の年金給付見直し

○ マクロ経済スライド(世代間の公平等の観点から見直しを検討)

※ マクロ経済スライドは、現在支給されている年金額(特例的に、本来水準よりも2.5%高くなっている)を本来水準が上回ってから開始される。

→ 仮に、特例水準を3年間で解消すると、毎年▲0.1兆円程度の公費縮小。

○ 支給開始年齢引上げ(68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討)

→ 仮に、基礎年金の支給開始年齢を1歳引き上げる場合、引上げ年において▲0.5兆円程度公費縮小

※ 上記のほか、「公費への影響なし」とされた改革項目

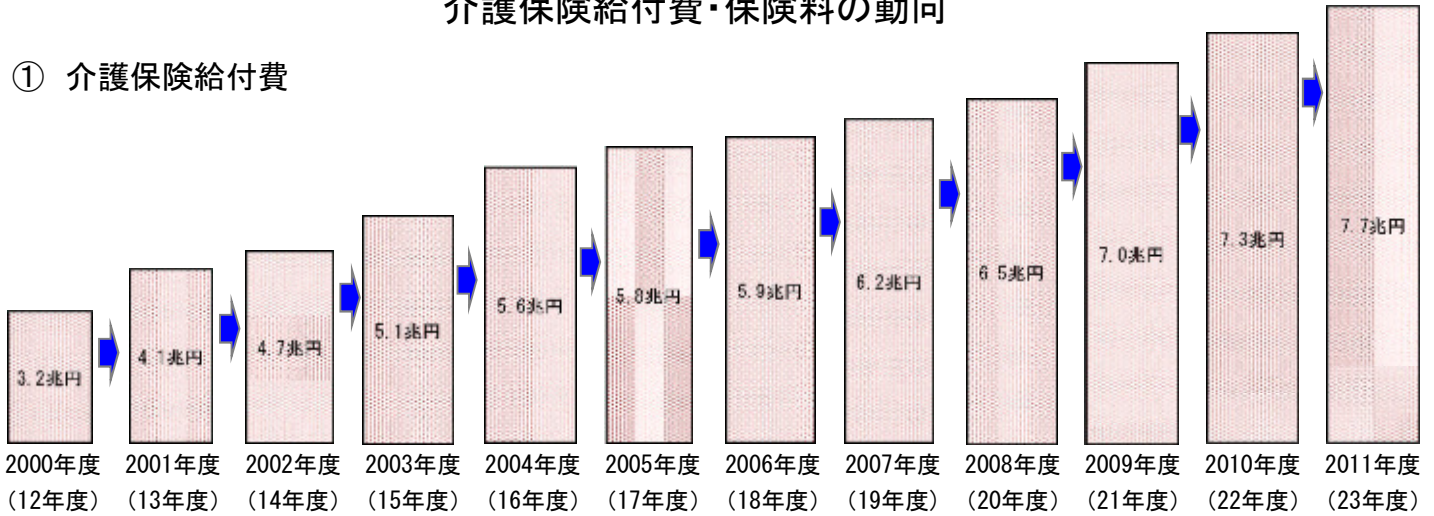
- ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ 被用者年金の一元化 等

(3)介護

介護保険は、今後も経済の伸びを上回って給付費が伸びていくことが見込まれており、サービス提供コストの縮減・合理化等により、制度の持続可能性・安定性を確保していく必要があります。

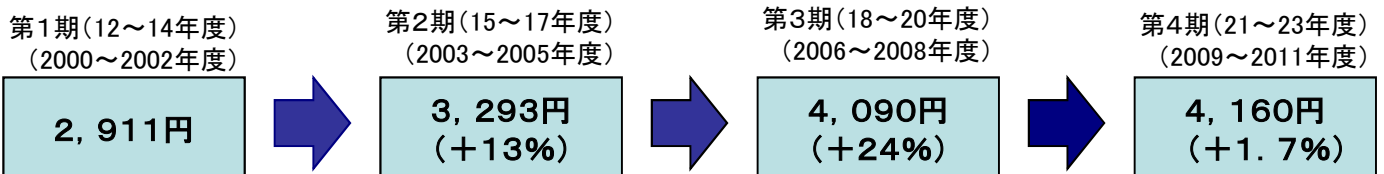
介護保険給付費・保険料の動向

① 介護保険給付費



(注) 2000 (12) ~ 2008 (20) 年度は実績、2009 (20) 年度 (介護報酬改定+3.0%)、2010 (22) 年度、2011 (23) 年度は当初予算。

② 65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕

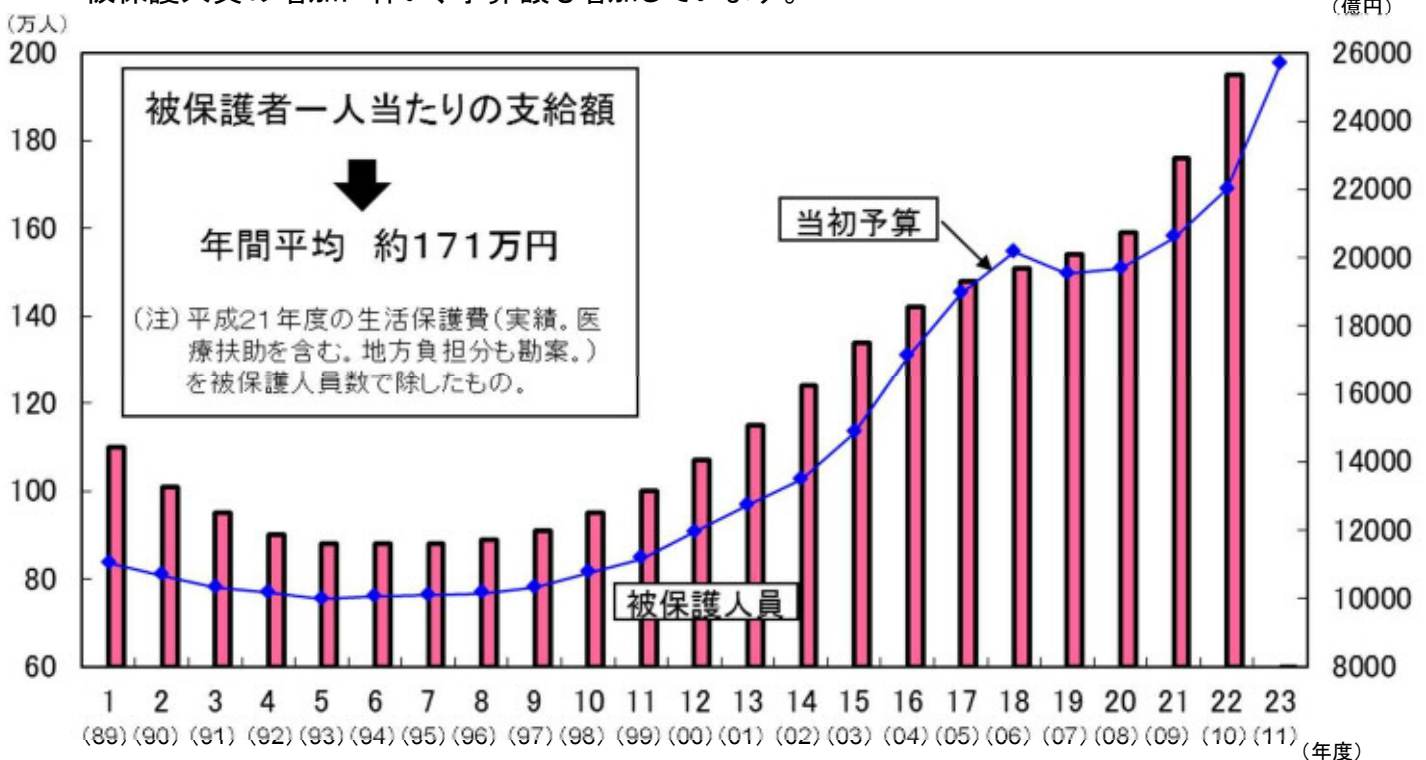


(4)生活保護

生活保護については、受給者が増加しており、今後、制度の公平性の確保、自立促進等の観点から、制度の見直しに取り組んでいく必要があります。

○ 被保護人員、生活保護費国庫負担額の推移

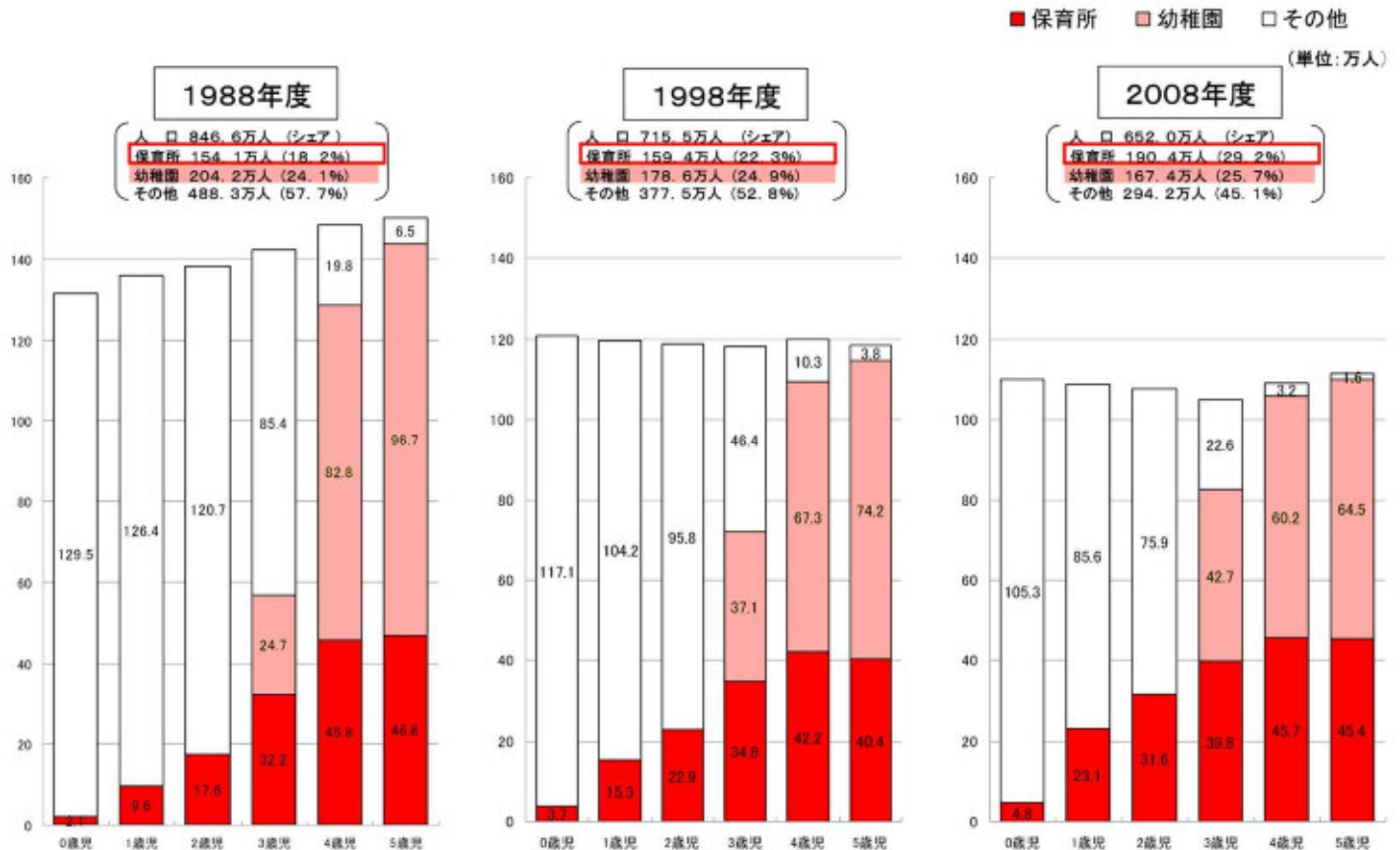
被保護人員の増加に伴い、予算額も増加しています。



(5) 少子化

就学前児童の総数は減少しているものの、①保育所・幼稚園に入所・入園する割合が増加している、②幼稚園入園者数は減少している一方で、保育所入所者数が増加しているといった利用者ニーズの変化が見られます。

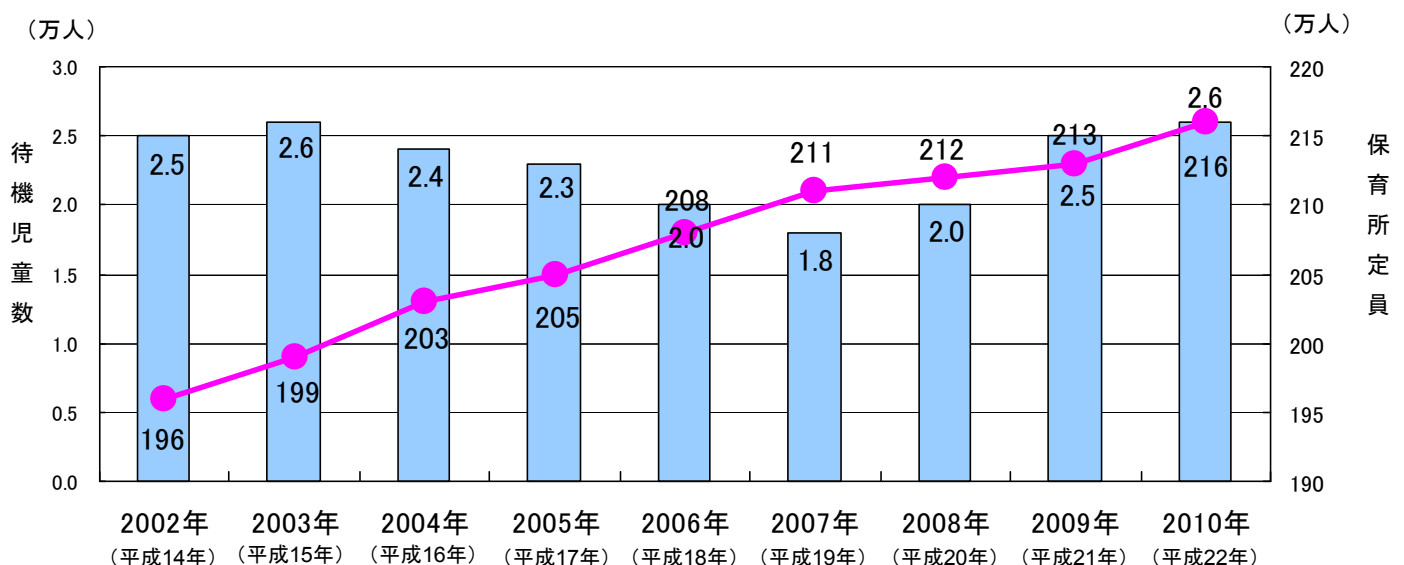
○就学前児童の入所、入園の状況及びその推移



(注)総務省「人口推計」、厚生労働省「社会福祉施設等調査」、文部科学省「学校基本調査」より作成。

保育所の整備により、定員数は着実に増加してきていますが、引き続き待機児童が存在しており、保育サービスの効率的な提供が求められています。

○保育所待機児童数と保育所定員の推移



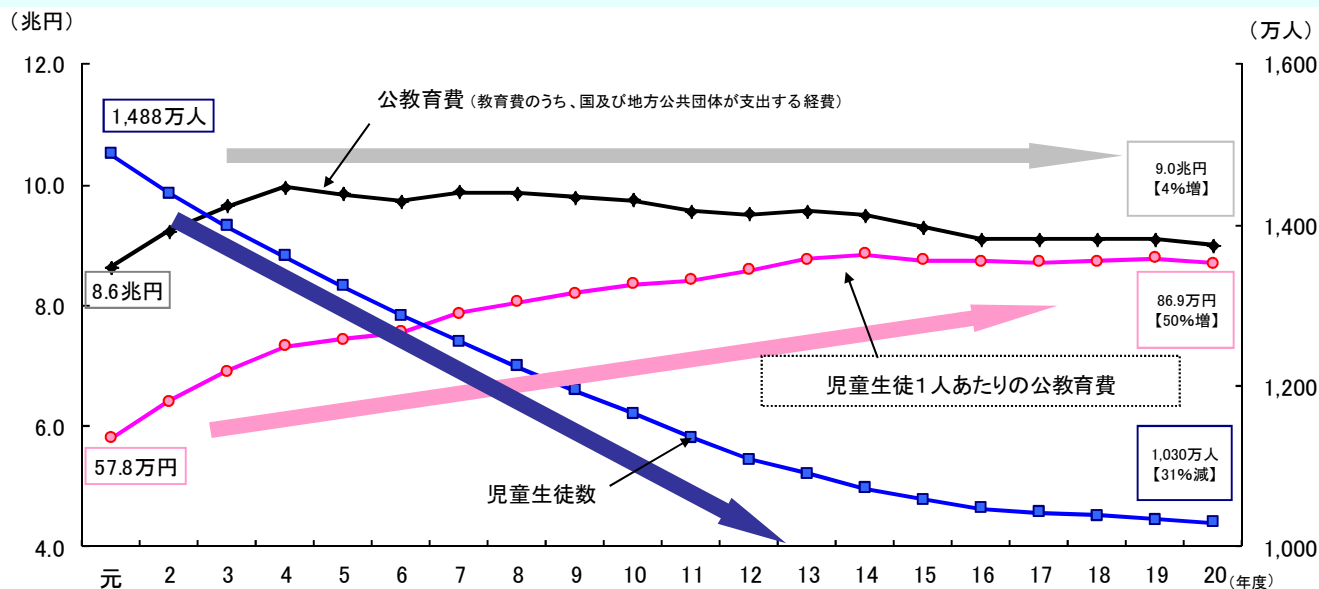
(注)厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」より作成。

各論2. 文教・科学技術

(1) 文教

平成に入ってから、児童生徒一人に充てられる国や地方の公教育費は5割増です。

平成以降、少子化により、公立小中学校に通う児童生徒数が3割減る一方、公教育費(公立小中学校)はほぼ横ばいであるため、児童生徒一人あたりの公教育費は5割増になっています。

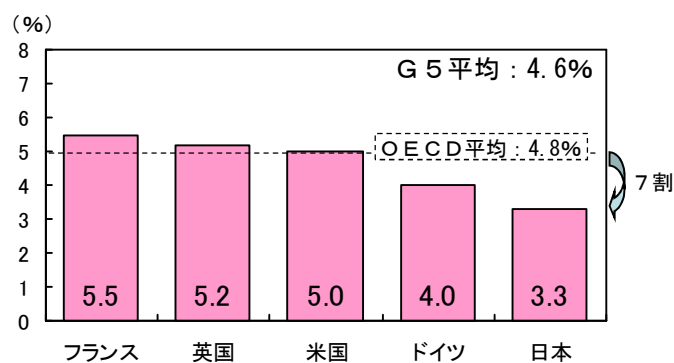


(出典) 学校基本調査、地方教育費調査

子ども一人あたりの国や地方の教育への支出割合は、他の先進国と遜色のない水準です。

国や地方の教育への支出は、GDP比で見れば他の先進国に比べて7割程度ですが、人口に占める子どもの数の割合も7割程度ですので、子ども一人あたりの支出割合は他の先進国と遜色のない水準です。

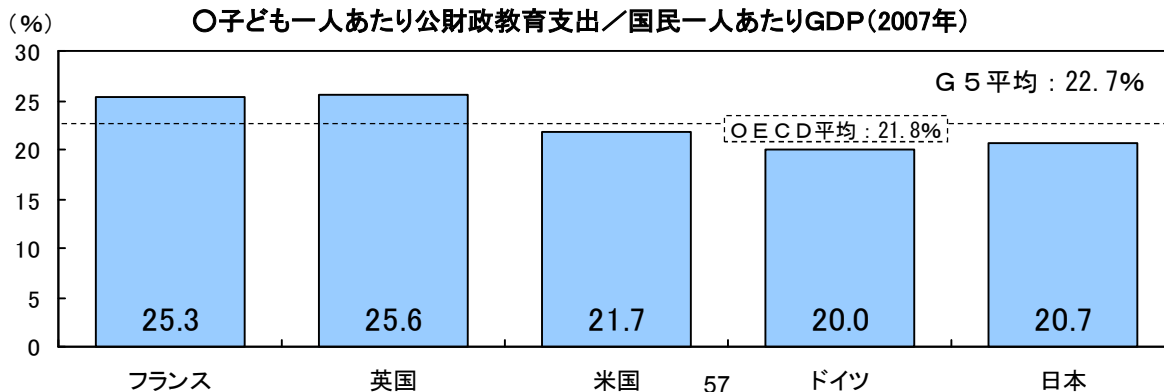
○教育機関への公財政支出の対GDP比(2007年)
(幼稚園から大学院までの全ての教育段階)



○幼稚園から大学院までの子どもの数/総人口
(2007年)



○子ども一人あたり公財政教育支出/国民一人あたりGDP(2007年)

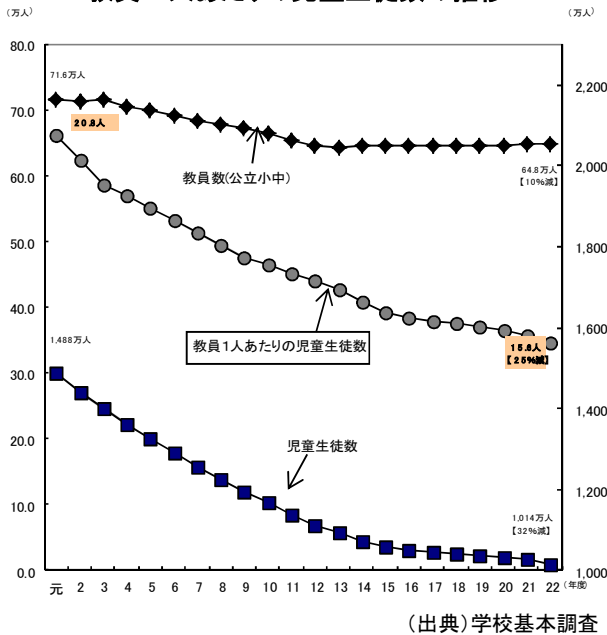


(出典) OECD 「図表でみる教育2010」より作成

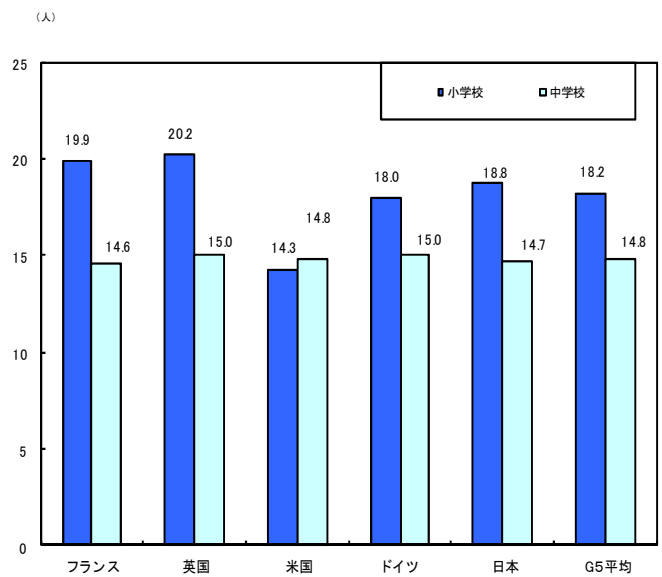
教員一人あたりの児童生徒数は主要先進国と遜色のない水準です。

少子化により、公立小中学校に通う児童生徒数が3割減る一方、教員の数はそれほど大きく減っていないため、教員一人あたりの児童生徒数は減り、主要先進国と遜色のない水準です。

教員一人あたりの児童生徒数の推移



教員一人あたりの児童生徒数(2008年)

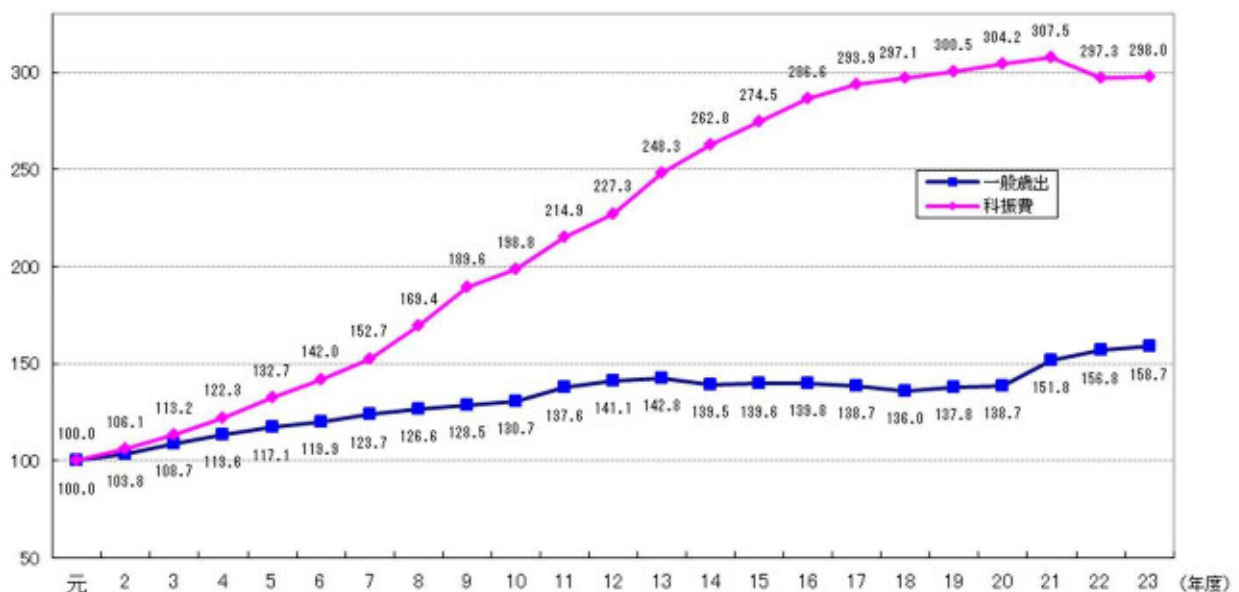


(2) 科学技術

科学技術予算の投資効果を最大限に引き出すため、引き続き選択と集中を強化する必要があります。

科学技術予算は、近年の厳しい財政事情の中、行政刷新会議における事業仕分け結果を踏まえた効率化等を踏まえつつ、重要分野については充実した予算を確保しています。

科学技術振興費と一般歳出の対比



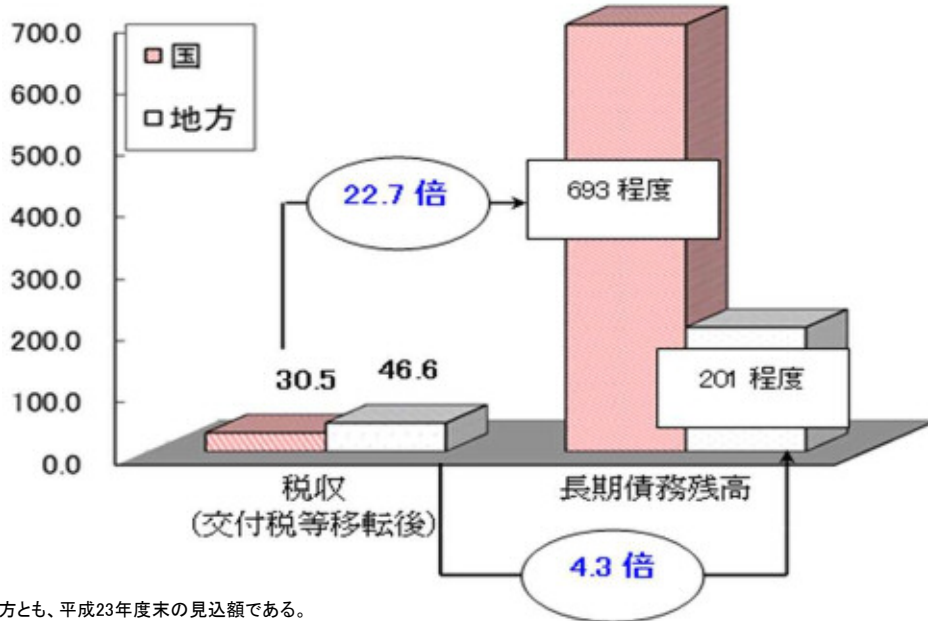
- 再生医療の実現化プロジェクト(38億円)など、グリーン/ライフ/イノベーション分野へ重点的に配分しています。
- 科学研究費補助金の一部基金化や特別研究員事業(PD)の拡充(60億円)など、科学技術の発展の基盤を支える基礎研究や若手研究者に対する支援を充実しています。

各論3. 国と地方

国は、総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況にあります。

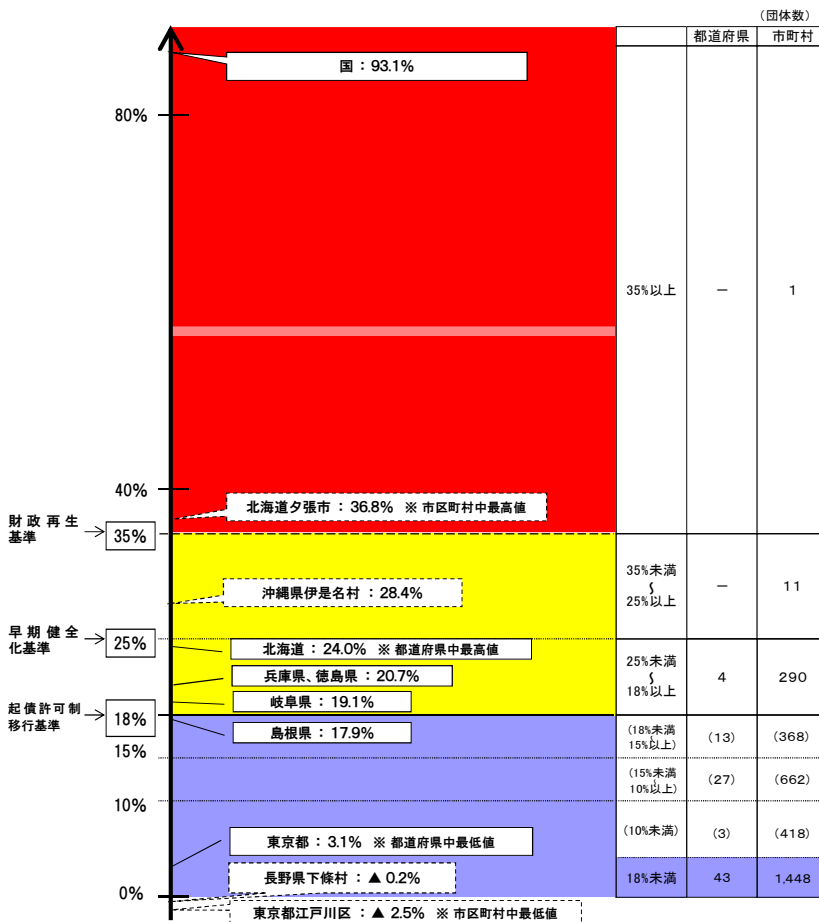
○ 債務残高と税収の比率(平成23年度)

※ 他のG7諸国は、国:2~5倍程度、地方:1~3倍程度



(注)長期債務残高は、国・地方とも、平成23年度末の見込額である。
交付税及び譲与税配布金特別会計の借入金は、その負担分に応じ、国・地方に分割して計上している。

財政の健全性を示す実質公債費比率を用いて、国と個別の地方自治体を比較しても、国の財政がひとときわ厳しいことがわかります。



※ 「平成21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」(平成22年11月30日総務省公表)から作成。
※ 数値は、2007(平成19)年度から2009(平成21)年度の3カ年平均。
※ 地方財政健全化法に基づく各措置は、2008(平成20)年度決算から適用となる。

実質公債費比率の考え方

実質公債費比率 ※右記の3カ年平均	地方債元利償還等	元利償還等に充てられる特定財源	元利償還等に係る基準財政需要額
	標準財政規模		元利償還等に係る基準財政需要額

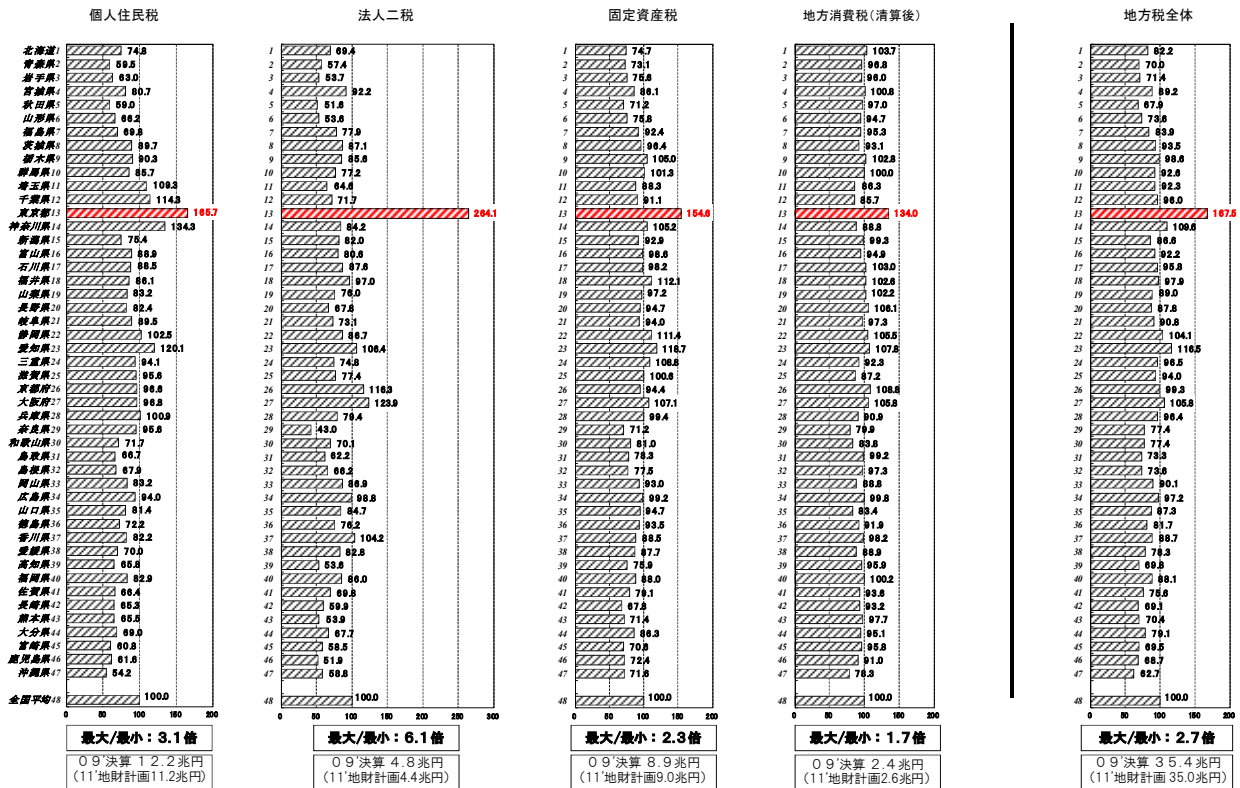
【国にあてはめた場合】

$$\begin{aligned}
 & \text{(一般会計国債費のうち定率繰入以外)} \\
 & 10兆2,063億円 + \frac{\text{(定率繰入額} \times 2)}{\text{(一般会計税収)} - \text{(地方交付税交付金)}} \\
 & \frac{10兆2,063億円 + 8兆7,609億円 \times 2}{44兆6,729億円 - 14兆8,799億円} = 93.1\%
 \end{aligned}$$

※ 定率繰入は60年償還を前提としているが、仮に、実質公債費比率算出上の償還期間である30年に合わせた場合に必要となる定率繰入額

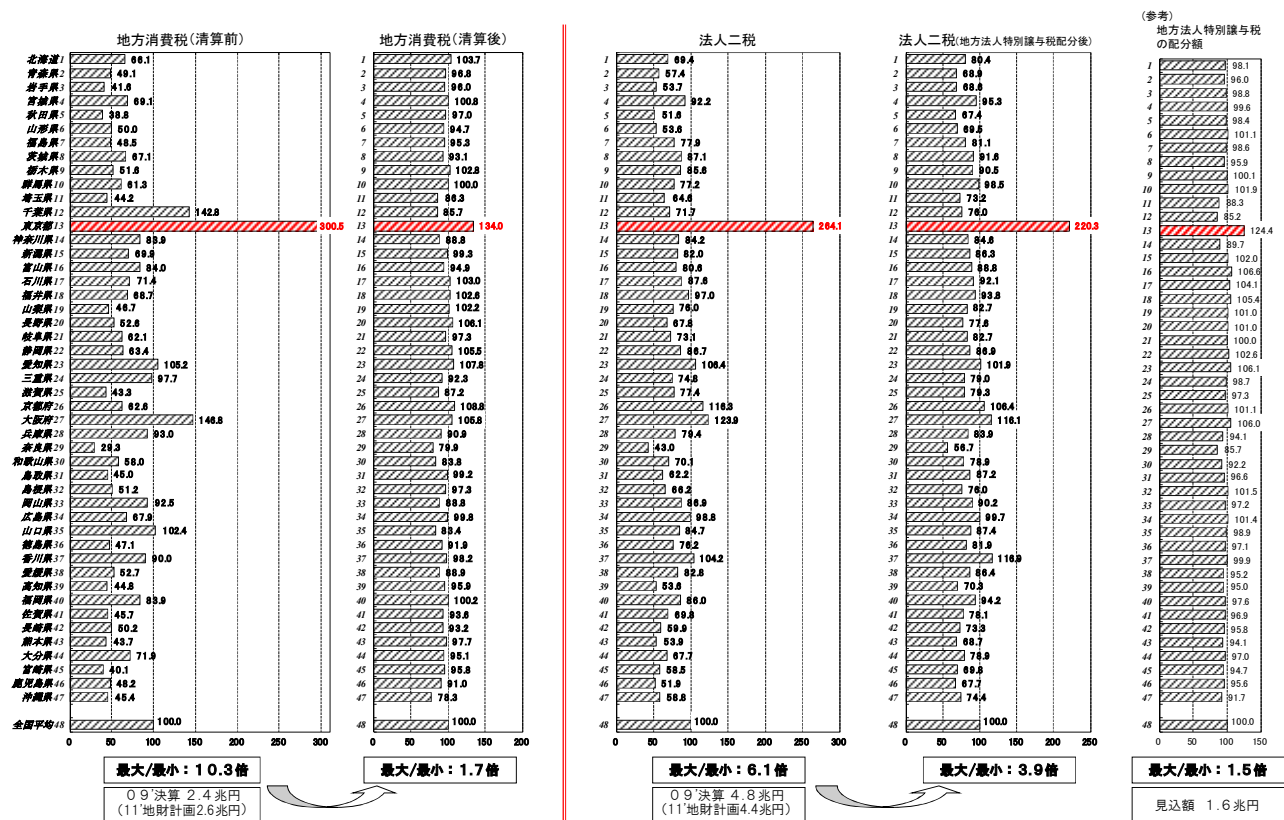
自治体間の財政力格差の原因は、地方税、とりわけ地方法人二税(法人事業税及び法人住民税)が東京など大都市に偏在していることによるものです。地方消費税は、地域間清算システムにより、清算前の偏在性の高い状態が大幅に緩和されています。地方法人特別税は、法人二税の偏在是正に寄与しています。

地方税(2009年度決算)の人口一人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1)「11」地財計画(35.0兆円)は、地方法人特別課税税1.6兆円を含む。
 (注2)個人住民税の税収額は、均等割及び所得割の合計額である。また、固定資産税の税収額には、連府分を含む。
 (注3)人口については、2010年平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 (備考)2009(平成21)年度決算額超過課税額により作成。

機械的基準により自治体間で生産あるいは各自自治体に譲与される税の人口一人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)

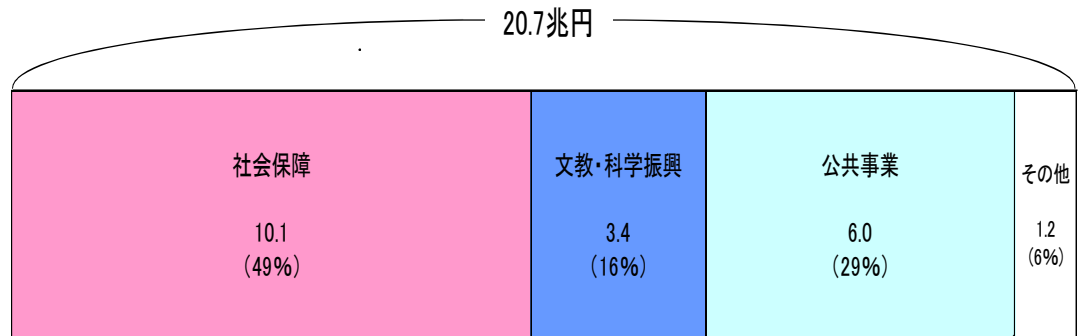


(注1)法人二税(地方法人特別課税と税配分後)は、21年度における各都道府県に対する税額(合計640.9億円)を、23年度地財計画額(1564.1億円)を按分している。
 (注2)人口については、2010(平成22)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

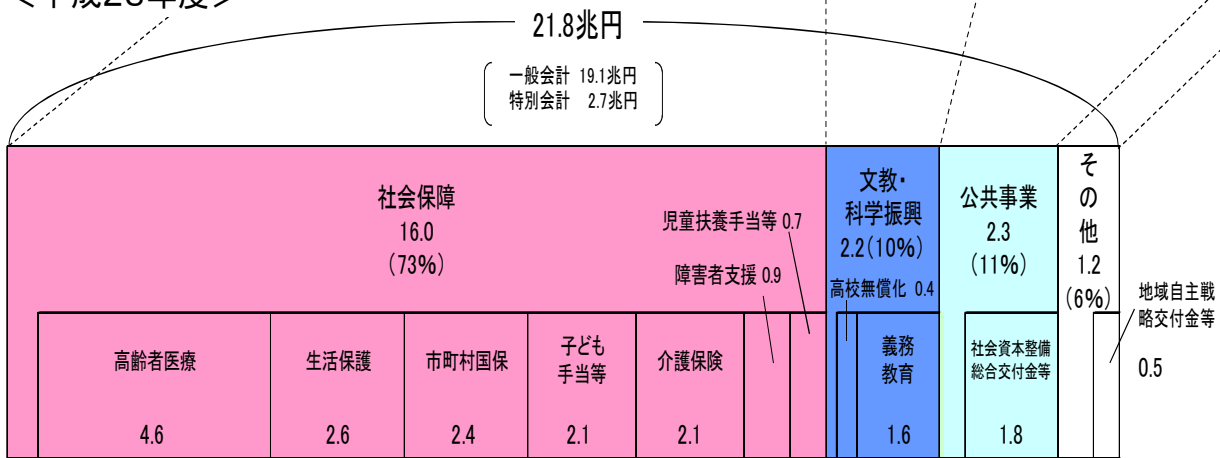
地方向け補助金・負担金の整理合理化を進めてきていますが、少子高齢化に伴い、社会保障関連の補助金等は増加してきており、平成23年度では、総額のおよそ7割を社会保障が占めるに至っています。

地方向け補助金等の全体像(平成23年度予算)

<平成13年度>



<平成23年度>



各論4. 公共事業

公共事業関係費については、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することにかんがみると、今後、更なる重点化・効率化が必要です。

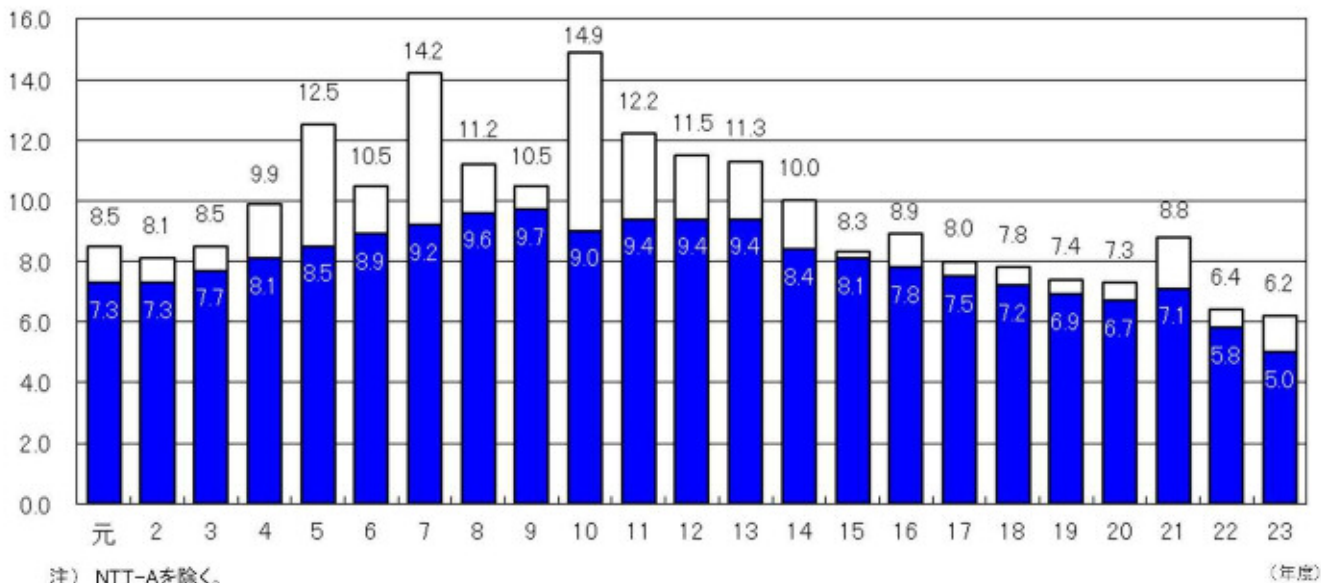
① 公共事業関係費の推移

平成23年度当初公共事業関係費 49,743億円(対前年比 Δ 7,988億円、 Δ 13.8%)

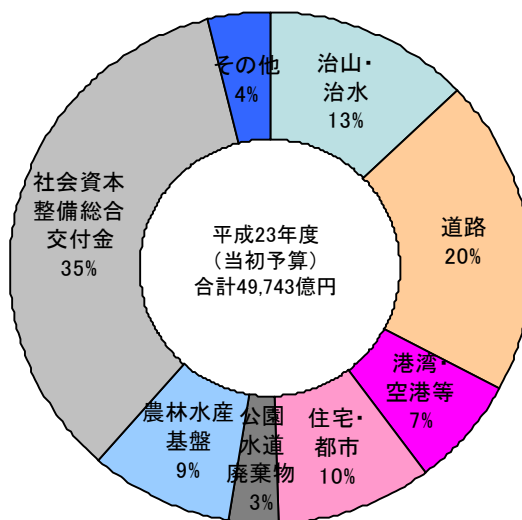
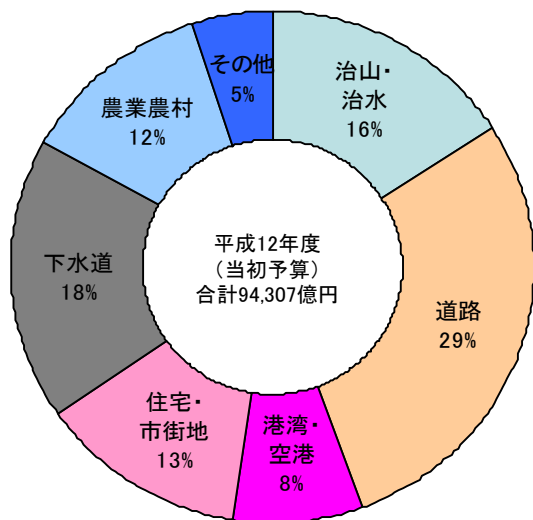
〔※地域自主戦略交付金等に移行した額を加えた場合
54,799億円(対前年比 Δ 2,932億円、 Δ 5.1%)〕

(兆円)

■当初 □補正



② 公共事業関係費予算の内訳の推移(事業別)

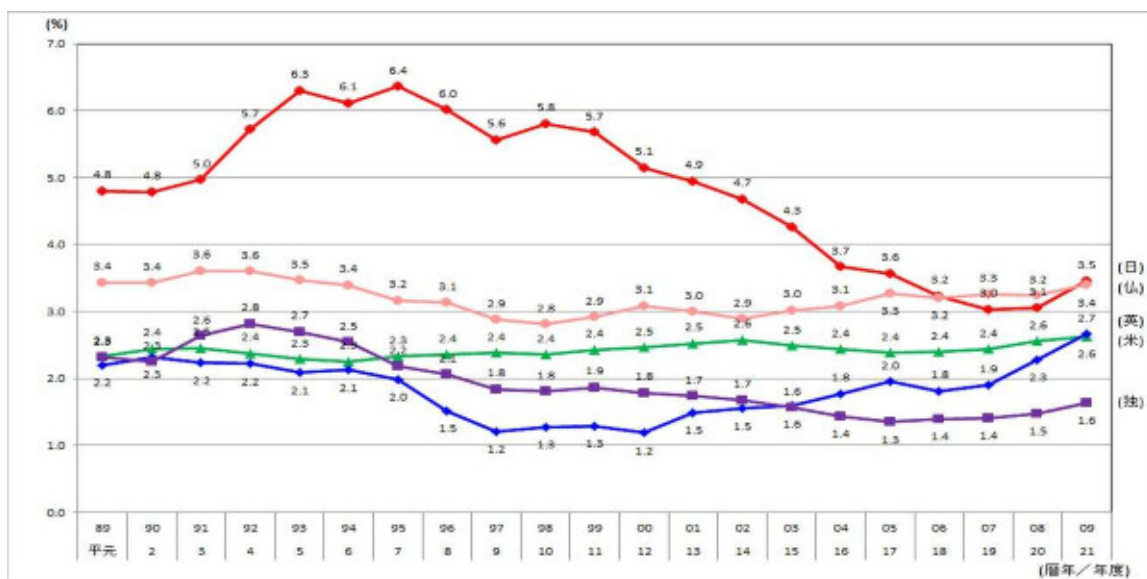


③ 社会経済状況の変化と社会資本整備の進捗状況

<経済成長・人口動態等>	平成元年 (1989年)	平成21年 (2009年)	平成元年比 (1989年比)	<社会資本整備の進捗状況>	平成元年 (1989年)	平成22年 (2010年)	平成元年比 (1989年比)		
○GDP(名目、兆円)	415.9	⇒	474.0	(+14.0%)	○ダムの数	313	⇒ 538 (※平成21年)	(+72%)	
○経済活動別GDP構成比				○道路延長(高規格幹線道路) (km)	4,862	⇒	9,855	(+103%)	
・第1次産業(%)	2.5	⇒	1.4	(▲44.3%)	○重要港湾の岸壁数(箇所数) (水深14m以深)	7	⇒	70	(+1,000%)
・第2次産業(%)	36.1	⇒	24.3	(▲32.9%)	○汚水処理人口普及率(%)	62	⇒	86	(+39%)
・第3次産業(%)	61.3	⇒	74.3	(+21.2%)	(※平成2年)	(※平成21年)			
○一人当たり国民所得 (名目(年度)、万円)	260.4	⇒	266.0	(+2.2%)	○整備済み農地面積(万ha)	272	⇒	309	(+14%)
○人口(万人)	12,321	⇒	12,751	(+3.5%)	(※平成4年)	(※平成20年)			

④ 一般政府の総固定資本形成(対GDP比)の推移

日本は大きく低下していますが、依然として、欧米諸国の平均より高い水準にあります。

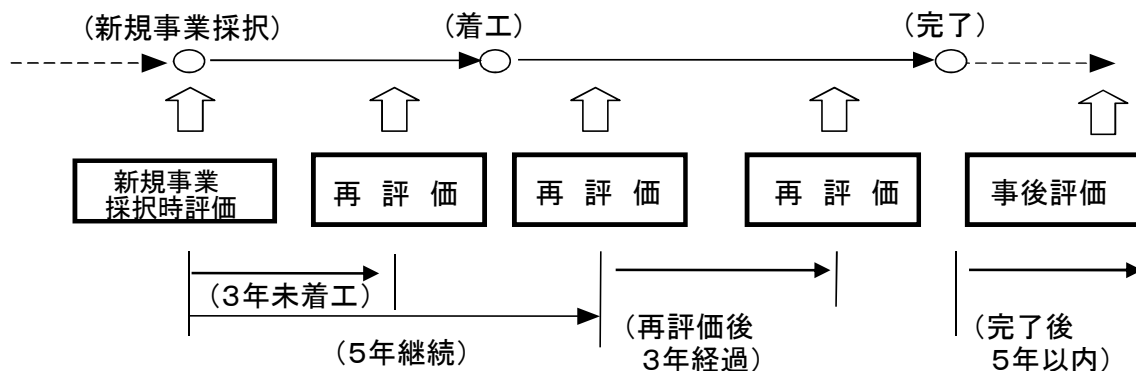


(出典)日本は「国民経済計算」(内閣府)(年度ベース)、諸外国は「National Accounts」(OECD Stat Extracts)(暦年ベース)及び「Economic Outlook No 70」(OECD、1989-1990ドイツ部分)(暦年ベース)

⑤ 事業評価の厳格な運用

事業評価の厳格な運用により、新規採択箇所の絞込みや、事業の中止、見直しの徹底等を図っています(平成23年度においては、1事業を中止し、16事業を縮小)。

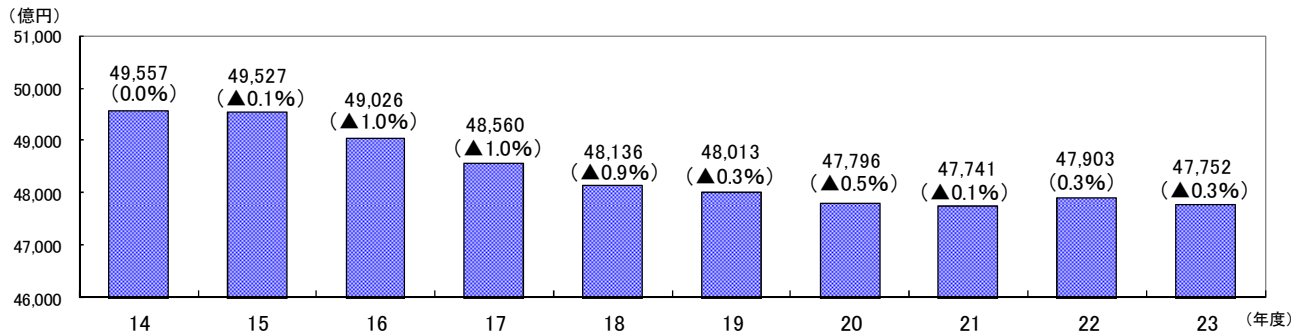
○ 事業評価の流れ(直轄事業) <イメージ>



各論5. 防衛

新防衛大綱及び新中期防を踏まえ、即応性、機動性等を重視した「動的防衛力」の整備を図るとともに、コスト縮減への取組みなど経費の合理化・効率化を行うことが重要です。

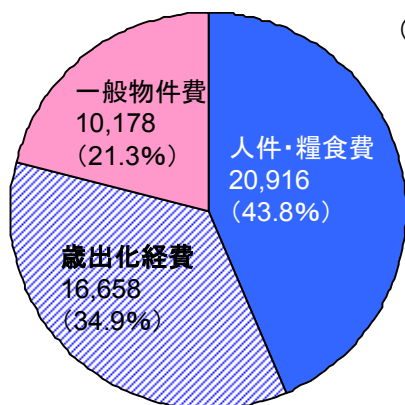
○防衛関係費の推移



○防衛関係費の内訳

防衛関係費は、①人件・糧食費、②歳出化経費、③一般物件費の3つに分類されますが、①と②が全体の約8割を占める構造であるため、人件費負担や新規の後年度負担の抑制が重要です。

平成23年度当初予算(合計47,752億円)



(単位: 億円)

①人件・糧食費

… 隊員等に支給される給与や、営内で生活している隊員等の食費など

②歳出化経費

… 装備品などの物件費のうち、22年度以前の契約に基づき23年度に支払うもの
23年度新規後年度負担額
17,303億円 (対前年度 +300億円)

③一般物件費

… 装備品などの物件費のうち、23年度の契約に基づき23年度に支払うもの

○コスト縮減への取組み

主要装備品の延命(艦齢・機齢延伸)による新規建造・取得コストの削減を図るとともに、まとめ買いによってコスト抑制効果が期待できる装備品等の短期集中調達を実施しています。

〔新防衛大綱のポイント〕

- ① 基盤的防衛力構想から「動的防衛力」への転換
- ② 選択と集中
 - ・ 装備・人員・編成・配置等の抜本的見直しによる効率化・合理化
 - ・ 冷戦型の装備・編成を縮減。南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空等を重点的に整備し、防衛態勢を充実
 - ・ 各自衛隊の予算配分も縦割りを排除し思い切った見直し
- ③ 人的施策(人件費の抑制)
 - ・ 幹部及び准曹の比率を引き下げ、階級・年齢構成を見直し
 - ・ 後方業務について最適化された給与等の処遇を適用
 - ・ 再就職支援等の推進と一体として早期退職制度を導入
- ④ 装備品取得の一層の効率化
 - ・ ライフサイクルコストの抑制
 - ・ 真に国内に保持すべき防衛生産・技術基盤を特定し、選択と集中を実現

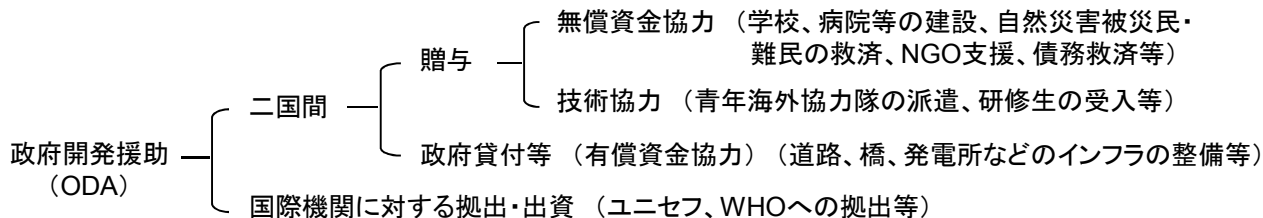
	新大綱	16大綱
【陸上自衛隊】		
編成定数	15万4千人	15万5千人
(常備、即自)	(14.7万、0.7万)	(14.8万、0.7万)
戦車	約400両	約600両
火炮	約400門/両	約600門/両
【海上自衛隊】		
護衛艦	48隻	47隻
潜水艦	22隻	16隻
作戦用航空機	約150機	約150機
【航空自衛隊】		
作戦用航空機	約340機	約350機
うち戦闘機	約260機	約260機
【弾道ミサイル対応】		
BMD対応イージス艦	6隻	4隻
PAC-3	6高射群	3高射群

各論6. ODA

政府開発援助(ODA)とは、日本政府やJICAなどが、開発途上国に対して行う、環境問題や感染症対策支援、食糧援助、道路や橋などのインフラ整備など、資金及び技術提供による協力を言います。

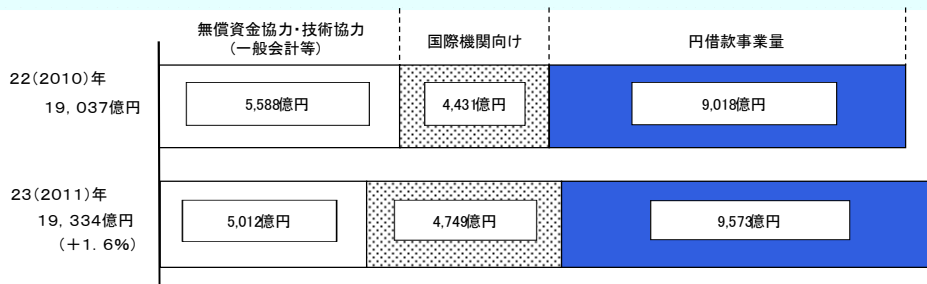
○政府開発援助(ODA)の形態

政府開発援助(ODA)は二国間贈与(無償資金協力・技術協力)のほか、政府貸付(円借款)や国際機関への拠出等から成り立っており、財源も一般会計予算のほか財政融資資金等があります。



○ODA事業量

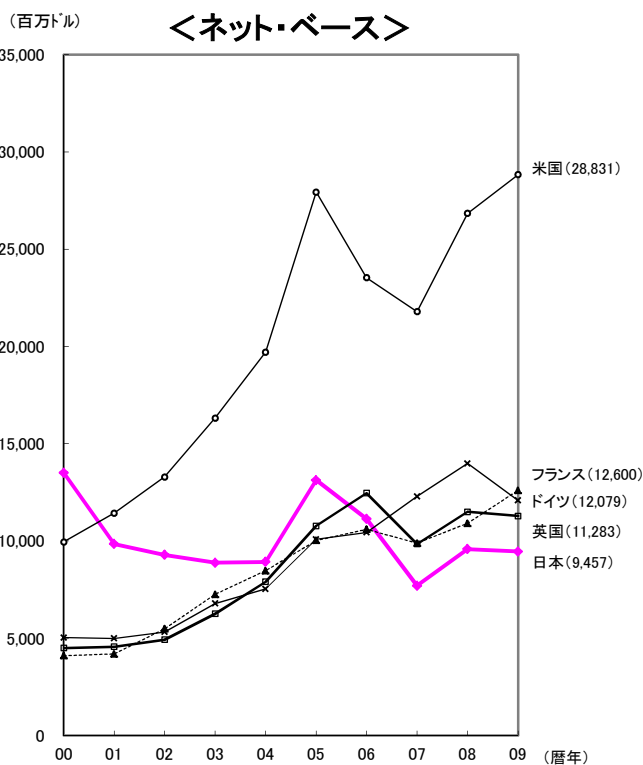
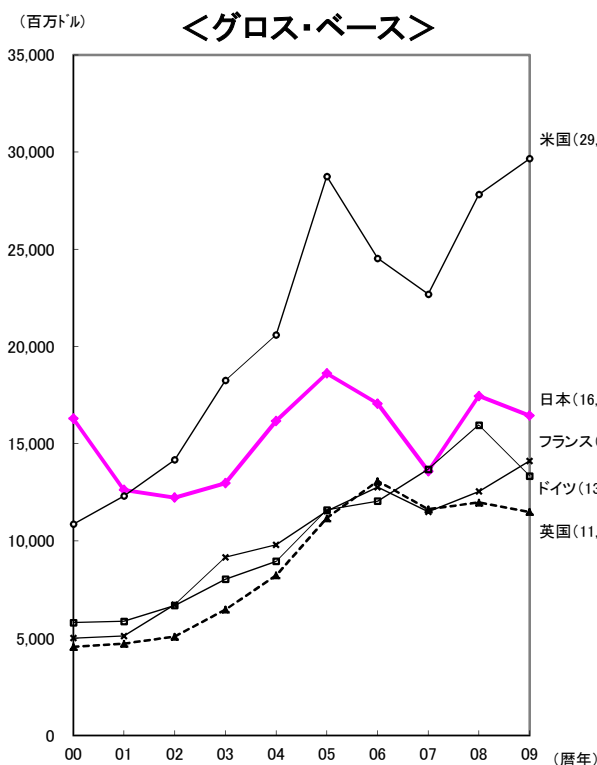
ODA事業量見込みは、一般会計予算のほか、円借款事業量、国際機関向け拠出国債に前年度補正予算額等を加えたものであり次のようになっています。



(注) 予算段階において計算したものであり、債務救済を含まず、OECDの開発援助委員会(DAC)に登録されるODA事業量(暦年)とはズレが生じる可能性がある。

○主要国のODA実績の推移

主要国のODA実績を見てみると、グロスの事業量では我が国は世界第2位(2009年)になっています。他方、グロスの事業量から政府貸付の回収額等を控除したネットで見ると、近年、被援助国から順調に返済がなされていることなどから、世界第5位(2009年)となっています。



(出典) OECD資料
(注) ()内は2009年の実績額である。

各論7. 農林水産

農業分野においては、生産コストを削減し、体質強化を図るため、規模の拡大を進めてきました。農林水産関係予算は、近年、農業水利施設等の整備を行う公共事業関係費から水田農業経営に対する支援等に重点化してきています。

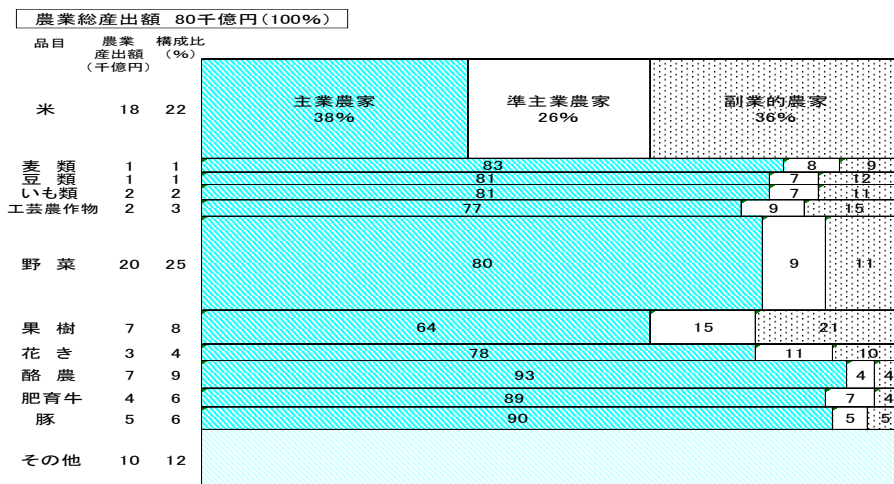
○ 農家一戸当たりの平均経営規模(経営部門別)の推移

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	規模拡大率 (倍)
経営耕地 (ha)	全国	0.88	0.91	0.97	1.05	(1.50)	(1.60)	(1.76)	(1.96)	2.2
	北海道	3.54	4.09	6.76	9.28	(13.95)	(15.98)	(18.68)	(21.48)	6.1
	都府県	0.77	0.79	0.80	0.83	(1.15)	(1.21)	(1.30)	(1.42)	1.8
経営部門別 (全国)	水稲(a)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)	1.9
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	33.9
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	32.4
	養豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	598.6
	採卵鶏(羽)	-	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	1666.2
	ブロイラー(羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	50.2

資料：農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」

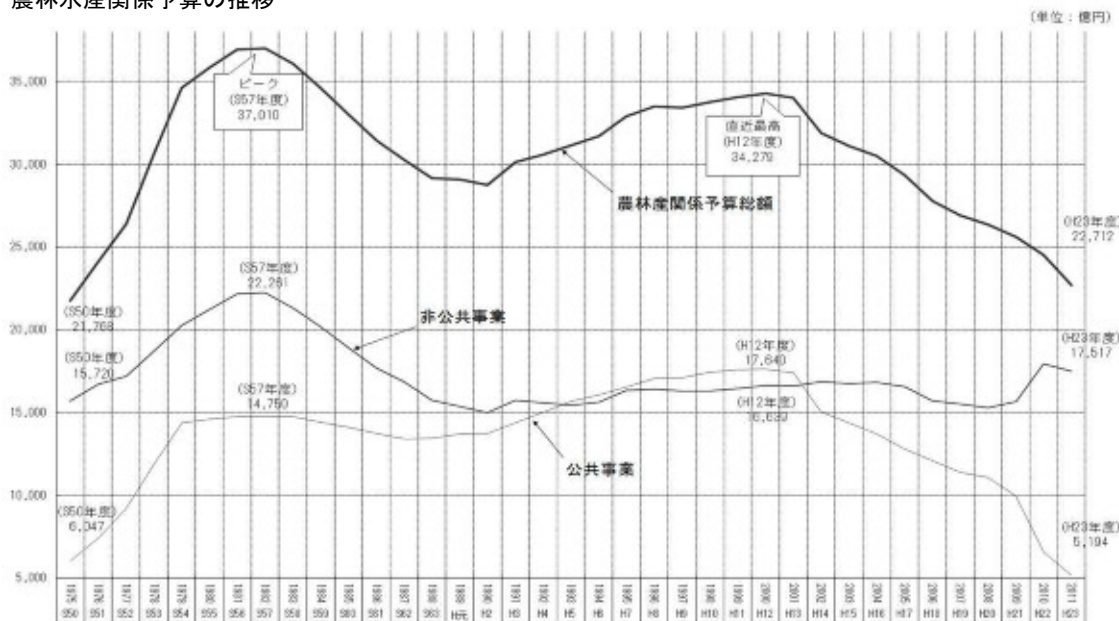
- 注1：水稲の平成7年以前は水稲を収穫した農家または販売農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稲を作付けた販売農家の数値。
- 注2：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。
- 注3：()内の数値は販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値。
- 注4：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。
- 注5：ブロイラーの平成22年は21年の数値である。
- 注6：規模拡大率は、平成22年の昭和35年(採卵鶏、ブロイラーは昭和40年)に対する倍率。

○ 品目別に見た農業産出額の農家類型別シェア(平成21年)



- 資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「経営形態別経営統計(個別経営)」
- 注1) 主副業別シェアについては、「農林業センサス」、「経営形態別経営統計(個別経営)」より推計。
 - 注2) 「その他」には、農業産出額のシェアの小さい複数の品目が含まれるため、主副業別シェアは示していない。
 - 注3) 21年の産出額は概数値である。
 - 注4) 農業産出額、構成比、主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。

○ 農林水産関係予算の推移

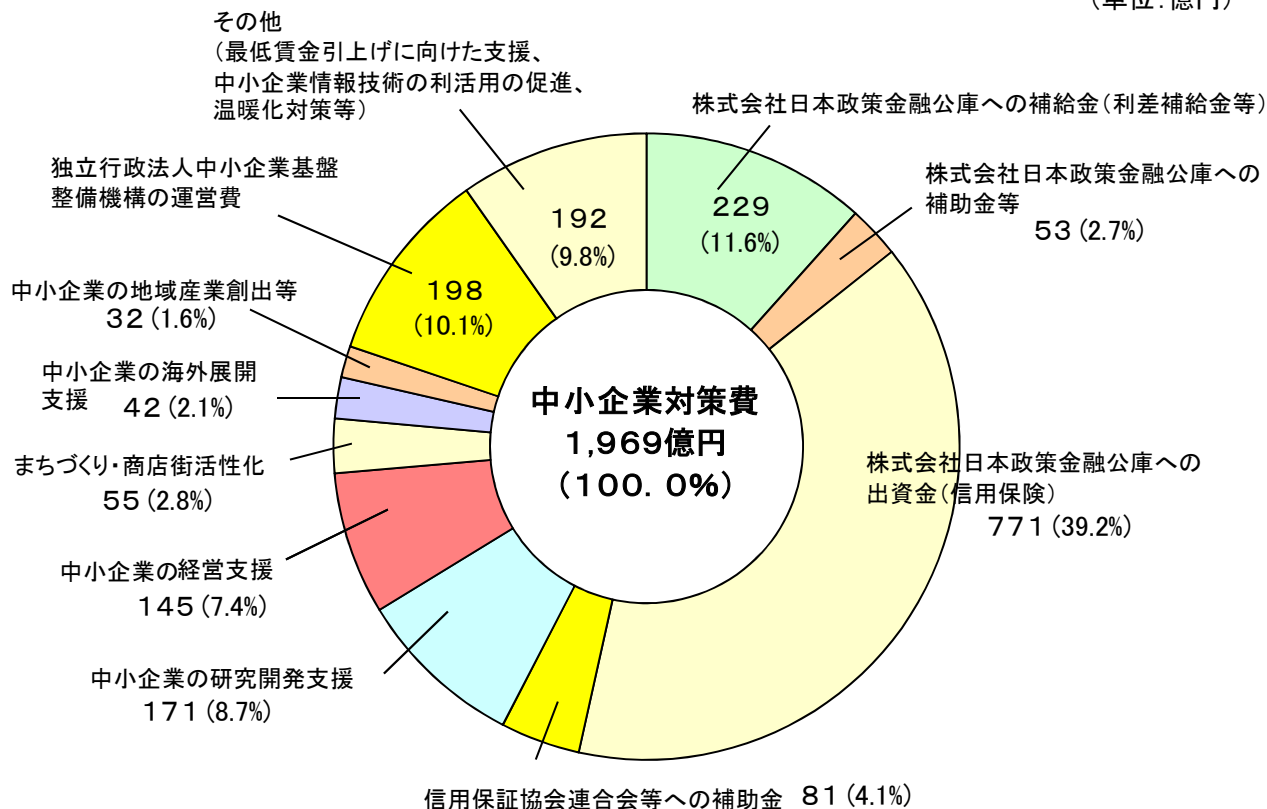


各論8. 中小企業対策

我が国の産業、雇用、暮らしを支える中小企業の活性化を図るため、①中小企業の海外展開支援、②中小企業の研究開発支援、③中小企業の資金調達の円滑化等に関する施策を重点的に支援することとしています。

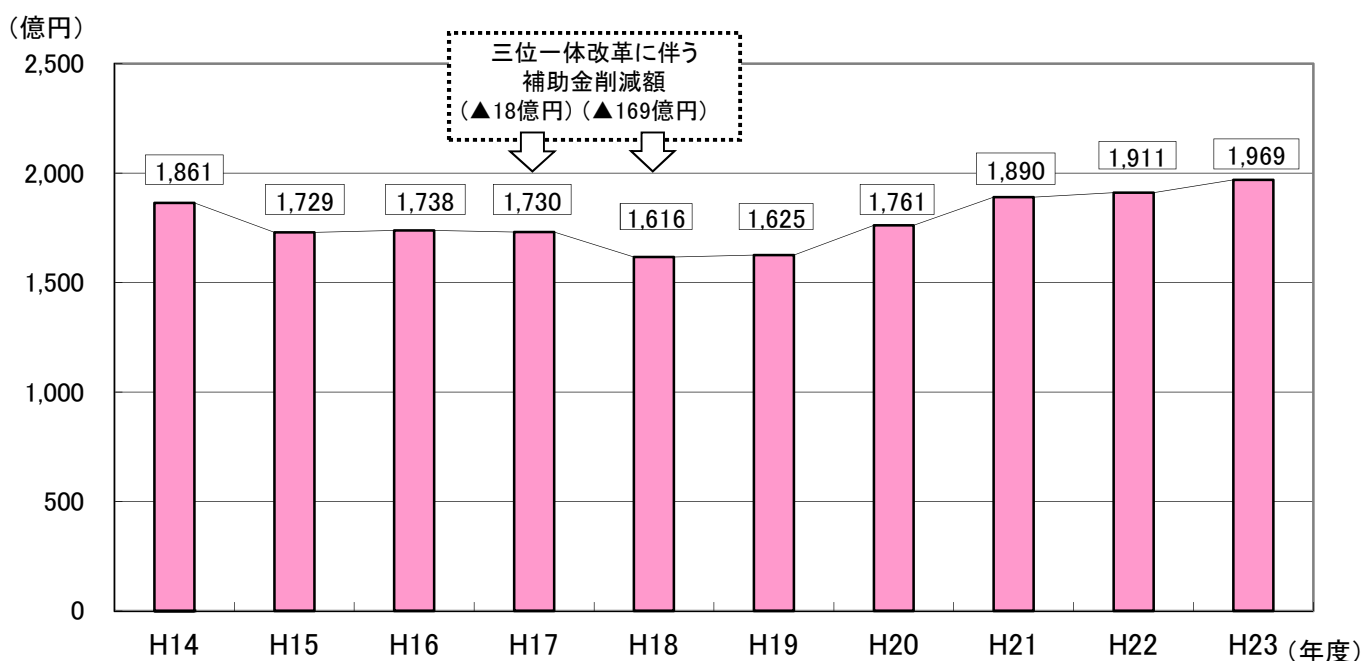
○中小企業対策費の内訳(平成23年度予算)

(単位:億円)



(注) 計数は各々四捨五入で整理しているため合計に不一致あり。

○中小企業対策費の推移



(注) 計数は各々四捨五入で整理しているため合計に不一致あり。

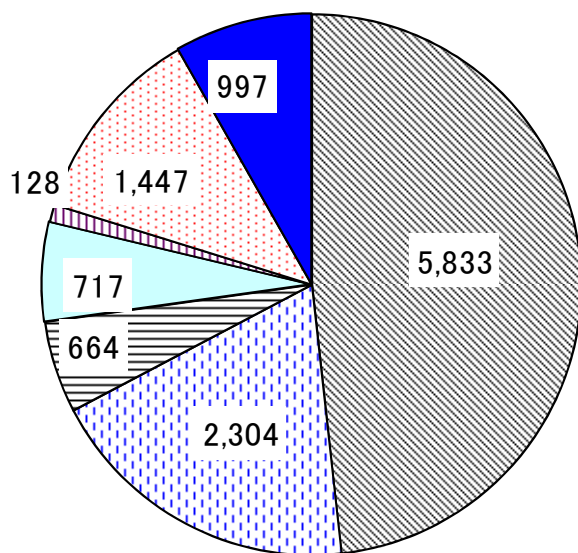
各論9.環境・エネルギー対策

○環境保全経費

地球環境の保全(環境・ストック活用推進ほか)や大気環境の保全(越境大気汚染対策推進ほか)など、環境保全を着実に進めるために必要な予算を確保しています。

平成23年度環境保全経費総額(1兆2,091億円)の内訳

(単位:億円)



- 地球環境の保全**
環境・ストック活用推進、全地球観測システム構築の推進、次世代エネルギー・社会システム実証、家庭・事業者向けエコリース促進事業 等
- 大気環境の保全**
越境大気汚染対策推進、自動車等大気環境総合対策、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策 等
- 水環境、土壌環境、地盤環境の保全**
水産環境整備事業、水質環境基準検討 等
- 廃棄物・リサイクル対策**
バイオマス地域利活用、廃棄物処理施設整備、資源循環実証 等
- 化学物質対策**
化学物質環境実態調査、子どもの健康と環境に関する全国調査 等
- 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進**
山地治山総合対策、森林整備地域活動支援、国際資源評価等推進 等
- 各種施策の基盤となる施策等**
革新的低炭素技術集約産業国内立地推進、国際森林年推進事業 等

○地球温暖化対策の推進

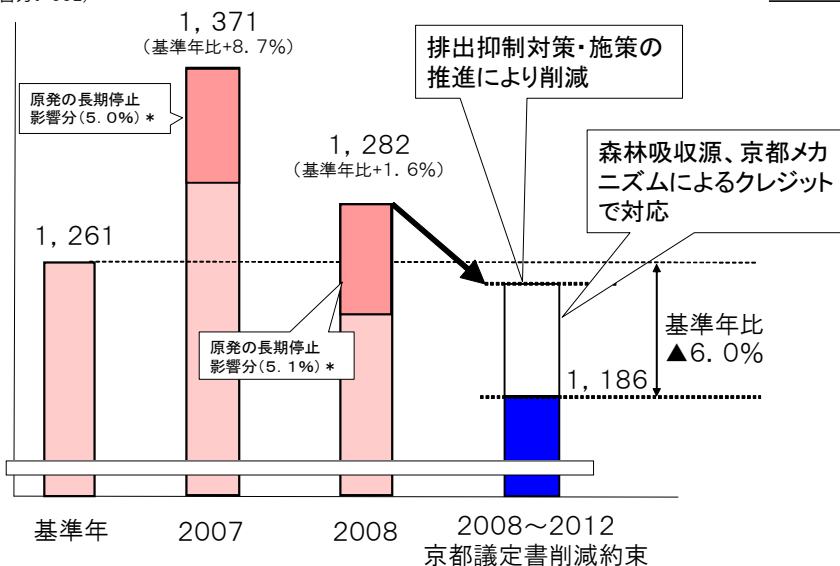
京都議定書に基づく温室効果ガス▲6%削減目標の確実な達成に加え、今後の国際的な動向等も見据え、地球温暖化対策を強力に推進するために必要な予算を確保しています。

【23年度予算(22年度予算)】

(単位:億円)

○温室効果ガス排出量の見通し

(百万t-CO₂)



* 原子力発電所の利用率が84.2%であったと仮定

地球温暖化対策関係予算【10,637(11,284)】※

(京都議定書目標達成計画関係予算)

※公共事業予算を除く、技術・研究開発や民間支援などの予算額は【7,991(8,431)】。なお、上記の環境保全経費と重複がある。

○革新的エネルギー技術開発 【1,070(826)】

中長期的な視点からの実用化、普及に資する、次世代太陽光発電システム等の革新的技術開発の推進に必要な経費。

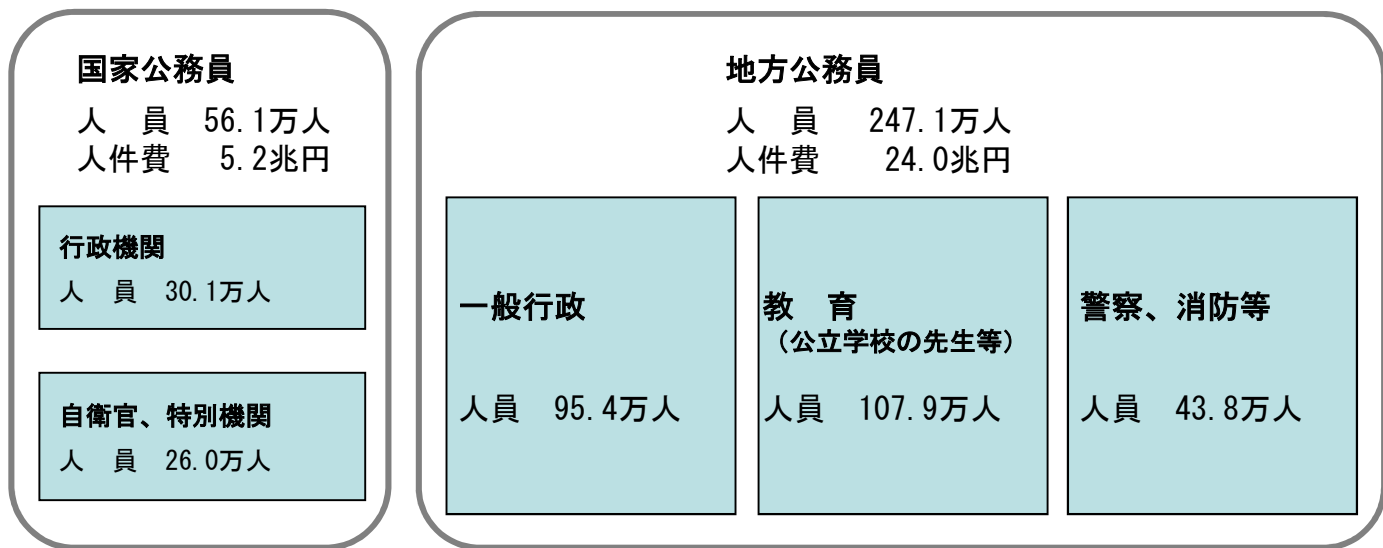
○京都メカニズムクレジット取得事業 【163(428)】

京都議定書の達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当する排出削減クレジットを取得するために必要な経費。

各論10. 公務員人件費

国・地方を通じ、人員・給与両面から、公務員人件費の改革を推進しています。

公務員の人件費と人員



(注1) 国の行政機関及び特別機関の人員については、一般会計及び特別会計の定員の合計(平成23年度予算ベース)、地方の人員は、『地方財政の状況(平成23年3月)』(総務省)による平成21年4月1日現在の職員数(普通会計分)。

(注2) 国の特別機関とは、国会、裁判所、会計検査院及び人事院を指す。

(注3) 人件費について、国は一般会計及び特別会計の合計(平成23年度予算ベース)、地方は『地方財政の状況(平成23年3月)』(総務省)による平成21年度普通会計決算額。

平成23年度の取組(予算及び地方財政計画)

○ 国家公務員

以下の取組などにより、国家公務員人件費を前年度比▲190億円削減。

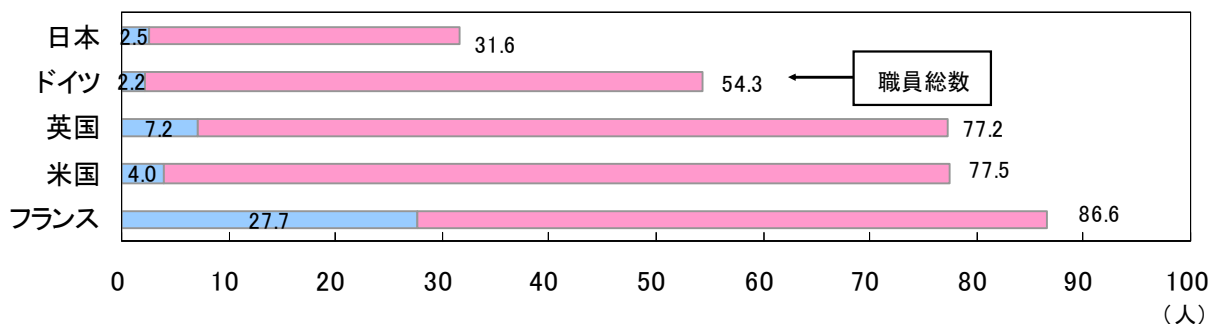
- ・ 国の行政機関の定員について、▲1,300人(▲0.4%)純減するほか、自衛官等についても人員の削減に努めることにより、国家公務員全体で▲2,480人(▲0.4%)を純減することとしている。
- ・ 給与の減額(月例給▲0.19%、ボーナス▲0.20月)を予算に反映。

注)「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を国会に提出(23年6月)しており、同法案が成立すれば、公布の翌々月から26年3月まで国家公務員の給与が役職に応じて5~10%減額されることとなる。

○ 地方公務員

定員削減、給料単価等の見直しの推進などにより、給与関係経費を前年度比▲4,170億円削減(地方議会議員共済会負担金を除く総額は、対前年度比▲5,277億円削減)。

(参考) 人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較



(注1) 総務省作成資料に基づく。

(注2) 日本及び米国は2009年度、ドイツ、英国及びフランスは2008年度。

(注3) 中央政府(国防除く)の職員数。

